

第百二十八回国会 衆議院 政治改革に関する調査特別委員会議録 第六号

平成五年十月二十一日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 北川 正恭君

理事 保岡 興治君

理事 前田 武志君

理事 三原 朝彦君

理事 逢沢 一郎君

理事 衛藤征士郎君

理事 齊藤斗志二君

理事 自見庄三郎君

理事 津島 雄二君

理事 西岡 武夫君

理事 葉梨 信行君

理事 細田 博之君

理事 阿部 昭吾君

理事 大島 章宏君

理事 三野 優美君

理事 工藤堅太郎君

理事 古賀 敬章君

理事 吹田 愷君

理事 太田 昭宏君

理事 前原 誠司君

理事 篠瀬 進君

理事 笹木 竜三君

理事 柳田 稔君

理事 正森 成一君

出席國務大臣

法務大臣 三ヶ月 章君

外務大臣 羽田 孜君

厚生大臣 大内 啓伍君

建設大臣 五十嵐広三君

自治大臣 佐藤 観樹君

國務大臣 武村 正義君

(内閣官房長官)

出席政府委員

内閣法制局長官

防衛庁防衛局長

科学技術庁原子力局長

法務省民事局長

法務省刑事局長

大蔵省主税局長

国税庁次長

食糧庁長官

資源エネルギー庁長官

建設大臣官房長

建設省建設経済局長

自治政務次官

自治大臣官房審議官

自治省行政局選挙部長

議院

自治省行政局選挙部選挙課長

自治省行政局選挙部管理課長

自治省行政局選挙部政治資金課長

特別委員会第二調査室長

委員外の出席者

議員

自治省行政局選挙部選挙課長

自治省行政局選挙部管理課長

自治省行政局選挙部政治資金課長

特別委員会第二調査室長

田中 宗孝君

保岡 興治君

松尾 徹人君

山本信一郎君

大竹 邦実君

石田幸四郎君

江田 五月君

山花 貞夫君

委員の異動

十月二十一日

辞任

逢沢 一郎君

白川 勝彦君

小沢 一郎君

川端 達夫君

笹木 竜三君

正森 成一君

同日

辞任

衛藤征士郎君

小川 元君

西川太一郎君

高木 義明君

穀田 恵二君

同日

辞任

古賀 敬章君

同日

辞任

工藤堅太郎君

同日

辞任

栗本慎一郎君

同日

補欠選任

小沢 一郎君

同日

補欠選任

工藤堅太郎君

同日

補欠選任

栗本慎一郎君

同日

補欠選任

小沢 一郎君

同日

補欠選任

君外十七名提出、衆法第三号)

衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第四号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第五号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第六号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

また、極めて遺憾なことではありますが、ロシアの放射性物質の海洋投棄、これに対して日本政府、各党の御努力もこれあり、第二次投棄が延期をされたということは、国会議員の一人として、その御苦勞を多量にしたいと思ひます。引き続き、その御努力をお願いしたいと存じます。

さて、そこで本題に入らせていただきますが、まず初めに、今回の政治改革につきまして、いろいろ具体的な御議論は、報道でも国民の皆さん数多く接する機会があるわけでございます。いわゆる小選挙区制、比例代表制、そして、今最大の関心事は政治家も含めて区割りがどうなるのかというような本質的な問題、技術的な問題、いろいろ報道されております。しかし、私は今一番大切なことは、冷戦終えん後の世界の新秩序の構築の中で我が日本がどういふうな国として行動するべきであるのか、そのためになせ現行の選挙制度ではそれができないのか、もしくは不都合なのか、なぜ政治改革を行う必要があるのかという、この本質的な理念をもっとも国民の皆さんにお訴えをしていく、PRをしていくということが大変重要なのではないかと思ひます。その一人でございます。その国民的なコンセンサスが得られるならば、私もこの政治改革の議論がもつと熱心な、国民の皆さんの注視的になるのではないかと、不景気を退治するということは大変重要でありますけれども、しかし、それも実は政治改革が根底にあつて初めてできるんだというようなことも、国民のかんりの方々が認識をされているのかどうかということも、実は疑問ではないかと思ひます。

五五年体制が終わつて、いわゆる短期的な利益や小さな地域の利益に国政が精力を集中するのではなくて、もっと幅広い、いわゆる政治家に自由裁量をもつと与えられるような、メジロ押しに迫っている国家に対する難問、これに政治がクイックレスポンスできるような、そういうことが必要なのではないかというふうに考えているわけでございます。

そこで、きょうは御関係の山花大臣、佐藤自治大臣、ほかに党首であられます石田総務庁長官、大内厚生大臣、そして江田科学技術庁長官にもお出ましを願ひまして、党首として、特に今まで野党にあられて、大変失礼な言い方でありましてけれども、政権の座に着かれ、国政に責任をより大きく持たれるお立場になつた党首として、ただいまのこの理念についてどのような御認識で当たられているのか、御高見をお聞かせ願ひれば幸ひでございます。

○山花国務大臣 問題の認識については西川委員とほとんど同じ気持ちでございます。何よりも、新しい時代に向かう我が国が、内外の山嶺する課題に對して、ではこれに對する政治の対応があるかということについてみずからを省みれば、これまでの国民の権限にまで達したと言われた政治不信、この政治に対する信頼を回復することなくしてこれからの政治はあり得ないのではなからうか、こう考えてまいりました。

国民のコンセンサスを得る、こうしたテーマにつきましては、過日の総選挙の結果こそが国民の示すところであつたと私たちは受けとめたところでございます。そしてそれは、政権交代を含め日本の政治の抜本的な改革をこの機会に何としても仕上げなければならぬ、こうした強い国民の要請というのがそこにあつたものと受けとめております。したがつて、与党、野党ともに今日の国政の場にある者はこうした国民の皆さんの期待にこたへることがなければならぬ、こう思ひついでいるところでございます。

私も、閣僚といたしましては政治改革四法年内実現のために全力を尽くしてその責任を果たしたい、こう思ひついでいる次第でございます。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。冷戦構造が崩れまして、大きなそういったイデオロギーの対立が徐々に解消して、世界は今新しい時代を迎えようといひついでいるわけでございます。その中で、日本が今後どんな国際的期待の中で国際社会における役割を果たしていくのか、大

変大事な、大きな課題だと思ひついでいます。また、国内の状況を見ましても、まさに今細川政権が一つの改革論議として経済改革を主張をいたしておるわけでございますが、やはり経済社会も諸外国のいろいろな関連の中でまた新しい立て直しをしなければならぬ、そういう時期にも差し加かつておるというふうに認識をいたしております。

そういう中にありまして、そういうようないろいろな諸課題を推進をするについては、政治が国民の皆さんの信頼を勝ち得るような、そういう状況でなければ、新しい時代に対応する政治能力を発揮することはできないというふうに思ひついでいます。しかし、先生も御存じのとおりこの数年大変な政治汚職の連続でございまして、それに対する国民の怒りの声、不信の声というのは大変激しいものがあるわけでございます。そういうような国民の信頼にこたへ得る、まさに政治改革のチャンスが今やつてきているわけでございまして、まずこれをなし遂げることによつて基本的な国民との信頼関係をつくらなければならぬ、こう思ひついでいます。

ただ、いろいろな批判の声を聞いておりますと、選挙制度が変わつたからといって本当に政治は信頼できるようなものだろうかというような声もございまして。しかしそれは、それだけ国民の不信の音が深いし、また強いというふうに理解をすべきであつて、それにこたへるのはいわゆる国会、政党、政治家の責任である、私はこういうふうに思ひついでいるところでございます。

そういう意味におきまして、まさに緊急の課題としてこの政治改革、何としても成立をさせなければならぬ、このように決意をいたしているところでございます。

○大内国務大臣 お答えいたします。政治改革について国民のコンセンサスを得ることが重要であるという御指摘は、もう全く同感であります。

政治の任務は、言うまでもなく、当面する諸課題を的確かつ迅速に処理するという問題にとどまらず、将来に對して、やはり国民に對して期待と希望を寄せられるような一つの目標を掲げながら、それを着実に実現していくということが大事であると思ひついでいます。しかし、そういう中で一番大事なのは、政治に對して国民が信頼感を持つ。かつて日本に亡命された中国の孫文は、民意によつて国を建て、民意に逆らうて国を滅ぼす、こうおっしゃいましたけれども、私は、これが民主政治の基本だと思ひついでいます。

ところが、リクルートから始まり、昨年の金丸事件、そして昨今のいろいろな不祥事件によりまして、やはり政治というものが国民から大変な信頼を失つてきた。しかし、前方を見ますと、日本は、まず生活水準という面で先進国の域に達しなければならぬ、つまり生活水準という面で先進国を形成しなければならぬ。また、自分だけよければ人はどうなつても構わないという式の利己的な精神構造ではなくて、お互いに助け合い、文化を大事にしていくというような、文化先進国も同時につくっていくかなければならぬ。その中に地方分権という問題もある。そしてさらには、五百兆に近い経済大国、GNP国家になりまして、国際社会の中で積極的に貢献できるような国家をつくっていくかなければならぬ。

そういう幾つかの大きな目標があるわけでございまして、そのためにこそ、やはり政治が国民から信頼され、そして、クイックレスポンスという言葉をお使いになりましたけれども、まさに迅速かつ的確に對応できるような政治体制をつくる、それが政治改革の今日的な課題ではないかと思ひついでいます。その点について国民の皆様の御理解を得なければならぬ、こう考えている次第でございます。

○江田国務大臣 西川委員御指摘のとおり、つい先日まで、我々野党の立場で政治にかかわつてきたわけですが、野党の立場で見えていますと、確かに便利のいいことではあります、政権の方から次から次へと不祥事が起きてくる。野党の方は確

に追及をしなければいけれども、しかし、そういう不祥事にそれに対する追及でこの数年日本の政治は全然動いてこなかったわけですね。これで一体いいのだろうかというのを私たち野党としても随分考えました。何とか日本の政治全体をこういう状態から脱皮をさせていかなければならぬ。そのためには、政治資金規正法を定めることも必要だろうし、あるいは政治腐敗防止法をつくることも必要だ。しかし、やはりこの構造というのは、これは選挙制度にも一つ由来をしているんじゃないかと考えていたわけでございます。

中選挙区制度がもう制度として初めから話にならぬ悪い制度だという、そう言うつもりは毛頭ありません。しかし、長い間やっていたうちに、その中選挙区制度、例えば典型的な選挙区でいえば、五人なら五人を選ぶ、投票率も考えたら、有権者の二、三%の得票を集めれば通るわけですね。そうすると、どうしてもそこに族議員構造ができる、利権の構造ができる。一方で野党の側からいえば、構造的な支持層さえしつかりつかんでおけばそれで大丈夫だという、そういう構造になって、政治が停滞し切ったわけですね。

ところが、その与党、野党というの、言ってみれば冷戦構造の投影であったのですが、世界の冷戦構造が終わってしまつて、もうこの構造自体も要らなくなつた。そこで、選挙制度も含む政治改革はどうしてもやらないと二十一世紀の展望を開けない、こう思うに至つて、いろいろ努力をしてまいりました。自民党が政権与党、我々が野党、こういう時代には、しかしこれが動いていかなかった。

しかし、いろいろな御承知のような事情で今回政権交代が起きまして、今こそ選挙制度改革をも含む政治改革の絶好のチャンス、この機を逃してはまたでなくなつてしまつたので、委員各位の御理解をお願いしたい、こう思つてるところでございます。

○西川委員 ありがとうございます。
内閣の法案の提出の趣旨説明やいろいろな機会

に、今のようないかなる理念の裏打ちというものが国民の皆さんに届けば、私は、もともとこの政治改革の政府のお考えに対して国民の圧倒的な御支持を得られるという感じを持つに至つていてわけでございますが、ただいまの各大臣の御答弁によりまして、そのことにより確信を持つことができました。

そこで、先ほど来から各大臣の御答弁にもありましたとおり、押し寄せる難問、開かなければならぬ新時代、そのための国民の皆さんにいろいろなコンセンサスをいただくかなければならぬ、そこに現行中選挙区制よりも小選挙区比例代表並立制に一つの長所がある、こういうことから御提案があったわけでございます。

そこで、少しく具体的な問題に、もう時間の関係もございますので、入らせていただきます。佐藤自治大臣にお尋ねをいたしたのでございしますが、このたび自由民主党が提出されました案と内閣案では大きな違いが何点ございしますが、そのうちの二つに、戸別訪問の解禁と申しますが、それがございします。

そこで、イギリスの例などを見ますと、戸別訪問が政策を訴えるかなり重要な役割を果たしているというふうな承知をいたしております。また、アメリカなどでは、予備選挙や党員登録の際に戸別訪問が頻りに行われて、その機会に政党の政策等について普及させる絶好の機会でもあるというふうな伺つております。

ところが、翻つて我が国の今日までの戸別訪問の禁止の意図というものは、戸別訪問によって買収が行われるであろうとか、いわゆる汚い選挙が行われるというような観点から禁止をされてきたわけでありました。

しかし、民意がこれだけ育ち、そして政治に対する非常に強い関心が国民の間に醸成されている今日、私は、まさに小選挙区比例代表並立制による、いきなり二大政党制にならないにしても、基本政策において考え方の違う二つの大きな政治の集団が、国民にその是非を問うというためには、

戸別訪問という制度は極めて有効であるというふうな考えているわけでございますが、これについて、まず、なぜ解禁をされたのかという基本的な点について自治大臣に第一問としてお尋ねをしたいと思います。

○佐藤内閣府大臣 私も、西川委員が言われましたように、昨年のイギリスの選挙で、戸別訪問をどうやっていたのか、あれはたしか保守党の方だと思いましたが、見せていただきました、必ず複数で行くことと、ドアをあけて有権者の方に話をすると、こういう光景を見せていただいたわけでございます。日本の場合には、今西川委員御指摘のように、やはり買収、供応が行われるということが最大の理由だったわけでありました。しかし、禁止をしても、買収、供応は残念ながら選挙違反の中に随分挙がってきておるわけでございます。私たちが、これはこれとして厳正にしなければいけませんし、今度御承知のように連座制の強化ということで、候補者とならうとする者あるいは秘書等も買収、供応したときには連座制が適用されて、当選しても当選無効になり、五年間立候補できなくなると非常に厳しい罰則強化もされておるわけでございます。

そういうこともございしますし、本来、ヨーロッパ等でも戸別訪問というのは、今西川委員が言われましたように政策を普及するためにディベートをしていく、またそれによって民意を吸収していくという選挙運動としては非常にオープンなやり方だということで、今度小選挙区になって従来の選挙区よりも原則的に小さくなるわけでございますので、この際やはり原則に戻つて、私たちは積極的に政策宣伝の手段としてこの戸別訪問というのを解禁すべきではないか。まあ有権者も、来られて次から次から困るということも批判の対象になっておるわけでございますが、これは同じ政党が何度か行けば今度はこれはむしろマイナスになるでございまいし、そういう意味からいまして、朝の八時から夜の八時までという時間制限をつけまして全面的に各選挙とも解禁

をするということにしたのは、本当に選挙というものが、より選挙をやる側と有権者の側とがオープンな議論が公的に、公的にいいますかオープンにできるということが本来の選挙運動のあり方ではないか、むしろ積極的にこの際、候補者の数も減ることでありましょうから、やはりやることに正し選挙のあり方ではないか、こういうふうな考えまして、今度全面的に、時間制限以外は何の条件もつけていない、ただ罰則の強化はございますけれども、解禁をしたわけでございます。

○西川委員 大臣に詳しく御答弁をいただいたわけでございますけれども、もう少しこの問題について細部にわたつてお尋ねをさせていただきたいと思うのでございしますけれども、例えば東京で中野区で、事の是非は別として、教育委員の準公選が行われているわけでありまして、あそこでは戸別訪問が、当然公職選挙法の網がかかりませんから、実施されているわけですね。これはかなりうまくいっているというふうな御声もありません。いわゆるボランティアの方が熱心に御自分の支持する候補者の考え方を各戸にふれて回ると、ちよつとした立ち話を軒先で行うというふうなことがあちこちでもちらでも行われているということもあるようでございます。

また、私の記憶が間違つてなければ第七次、前の、前々回の選挙制度審議会のいろいろな御議論の中で、選挙の、先ほど既にお話ございましたけれども、有権者の静穏を阻害するとか、それから例えば、その当時小選挙区のサイズがどれくらいになるかわからなかったわけですが、現在自由民主党さんの案であつてもおよそ人口四十万、政府案であれば五十万、一口に四十万、五十万と申しますけれども、そういう人口の中で数多くの有権者の方々に各戸を訪問して候補者やその身近な者が説得をするというのはもう限りがございます。したがって、どうしても同志的な結合のある、これから考えられる議員でありますとかそういう諸君に自分の考えを普及してもらうために、運動員を送り込まなければいけない。そうなりますと、

そこに当然疑義として出てまいりますのは、その数は多ければ多い方がいいわけですが、これに対する、費用はもちろん払ってはいけないうことになるわけですが、いまいしうけれども、その方々をトレーニングをしたりいろいろな意味で費用がかかり過ぎるんじゃないか、人手を集めることについてはかえって今の選挙制度よりも大変なことになるんじゃないかという御心配が専門委員の少数意見として第七次の選挙制度審議会の中にはあつたように伺っております。

またもう一つの意見としては、煩瑣にわたる場合には退去を勧告できるというようなそういう仕組みを残しておくべきだという御意見も当時はあつたようですが、それらを一切乗り越えて、ただ時間を八時から八時と限られて今一回お認めになった、そのことについて、私が今申し上げたような心配はないのかどうか。これは与党の一員としても大変心配でございますので、ちょっとお尋ねをさせていただきますのでございます。

○佐藤国務大臣 七次審のことは必ずしも正確に覚えておられないのでございますけれども、今西川委員が質問の中で言われたようなこと、あるいは戸別訪問を解禁をした場合には、組織的にされた政党の方が有利ではないかとかいろいろ議論は確かにあると思います。ただ、これはやっつけいというものであつて、やらなきゃいかぬということではないわけでございますので、そういう意味では運動員の人を雇つてということはできないわけでありまして、これは運動員買収になってまいりますので、今まさに言われたようにボランティアというところでやつていただく範囲内ということでございますので、そこはやはり有権者の方々の方もそういった意識変革というものをこの際していただく必要もあらうかと思ひます。

そういう意味で、私たちとしてはやはり民主主義、有権者が一番重要だという位置づけになる民主主義の中で有権者との接点をできる限り広げていこうということでございますので、何分、禁

止をされていたものを初めてやるわけでございますからこれからいろいろな課題もあらうかと思ひますが、それはまた、原則解禁ということとを原則にして、これから問題が生じた場合には今後どう対応していくか、それはさらに検討していく問題ではないかというふうにも思つております。

○西川委員 もうあと三分少々しか時間がありませんので、私はこれで、用意をしました質問がもう一問ございますが、これは後日また同様、先輩議員におゆだねをして発言を終わりたいと存じますが、最後に要望を申し上げておきたいと存じます。

それは、冒頭、お忙しい中党首であられる大臣にお出ましを願つて伺いました理念、このことにつきましまして、ひとつ山花大臣また佐藤自治大臣におかれましては、御関係責任大臣として広く国民にこの点についての政府の統一のものを広めていただきたい、与党の一員としてこれはぜひ御努力をお願いしたいと思ひます。

それから、戸別訪問の仕組みも含めて、政党助成法も含めて、これが最高案である、ある意味ではこの二百五十二、二百五十三ということも含めて、本場に議長裁定と呼んでもいいぐらいの長い間の与野党のいろいろな御意見を集約した形でここに提出された私はもうすばらしい案だというふうに思つておりますけれども、しかし人間のつくものではないのでございまして、またいろいろな価値観をお持ちの有権者の方々の相手の選挙でございます、見直しをひとつ頻りに行つていただく必要があるんじゃないかというふうにも思ひます。

そこで、この選挙制度をいじることとを、国権の最高機関の衆参両院の議員、特にこのたびは衆議院の議員を選ぶ、そういうことでいろいろと慎重にやるべきだという御意見もありますけれども、私はむしろ、かなり小まめに改正をするぐらいのそういう柔軟性を持つて臨んだ方がいい、もうこういう気持ちでおります。どうぞひとつ、新人議員の意見としてお聞きいただければ幸いです。

以上をもちまして、私の質疑を終了させていただきますと存じます。どうもありがとうございました。

○石井委員長 次に、増子輝彦君。
○増子委員 おはようございます。自由民主党の増子輝彦でございます。関係大臣の皆様方に幾つかの御質問をさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思います。

私も、前通常国会におきましてもこの政治改革特別委員会のメンバーの一人として百七時間に及ぶ審議に加わつてまいりました一人でございます。そういう意味では、当時社会党側の提案者でありました佐藤自治大臣、めでたく大臣に就任されましたこの審議に加わつていくこと、大変私にとつても感慨深いものがございますし、また、私ども、さきの通常国会において真剣にこの政治改革関連法案を審議したという中で残念ながら成立を見るに至らなかった、そして結果的には解散・総選挙というふうなことに実はなつてしまつたわけでございます。きょうおいでの関係大臣の皆様方も、私どもと当時は立場が全く逆でございました。

私自身としては、昭和六十三年に発覚いたしましたリクルート事件以来約五年にわたつて、その間にこの政治改革論議というものを我々真剣に進めてまいりましたけれども、いまだこの実現を見ないというところ、まことに国会としてあるいは政治家としてその責任を全員ひとしく負わなければならない、そういうふうにも思つておられるわけでございます。と同時に、その間に、相変わらずと言つてはなんですが、幾つかのまたお金にまつわる不祥事が出てまいつておられるわけでありまして、もうそれこそ政治改革待たなしたという言葉と同時に、果たして本当にこの政治改革が今国会でも実現できるんだらうか、そういう実は心配の声も国民の皆様方の間にあることも私どもは受けとめなければならぬと実は思つておられるわけでございます。

そういった中で、宮澤内閣不信任案の成立から

解散・総選挙、そしてこの細川政権の誕生と、あつたという間の数カ月間であります。いよいよ今回またこの政治改革がこの特別委員会で議論されることになったわけでございますので、私ども、ともにこの政治改革を実現するというところについては共通の認識を持つてこの審議に当たつていものと私自身は認識をいたしておりますし、また、お互いその実現のための努力もしなければならぬと思つておられるところでございます。もしこれが本当に国民の皆さんが心配するように、今回もまた二度あることは三度あるというふうなことになるつてしまつたのでは、我が国の民主主義の崩壊につながると言つても私は過言ではないと思ひますし、また今、世界のこの大きな政治の動きの中で、我が国が一体どういう形でその政治の政策決定をしながらこの政治的な役割を果たしていくかというところにもおくれをとつてしまつていくような心配も、十分私どもは認識をしておかなければならないわけでございます。

その中であつて、国内的に見ましても、本当にかつて経験したことのないほどのバブル経済後の不況の問題や、あるいはそれこそ有史以来と言つてもいいこれまた大凶作における農家の皆さんの大変な状況の問題、そういったものを一つ一つ考えましても、いかに私どもが国会において政治の責任を果たさなければならぬかというふうなことを改めてお互い深く認識をしなければならぬ、そういうふうにも思つておられるところでございます。

そういう中から、私自身といたしましても、今二回目の当選をさせていただいて以来約四年近くなりますが、微力でありましたが、この政治改革に全力を尽くしてまいりました。今回もこの特別委員会の委員の一人として、私なりに重大な決意を持つてこの審議に加わりながら、また私はこの実現のために努力をしていかなければならない、そういう思いを今強く持つておられるところでございます。そういう中でありまして、今度のこの国会の中

における政治改革の論議、国民の皆さんの関心、一つにはやはりこの選挙制度が、政治改革法案が成立したときに自分たちの支持する政治家、国会議員は一体どういう方向になっていくんだろうという心配と同時に、あわせて、先ほど申し上げましたとおり、この選挙制度を含めた政治改革関連法案が本当に成立するんだろうかというようなことの実心、心配等もあるということをお聞きして私は申し上げておきたいところでございます。

その中にありまして、実は、先ほど申し上げたとおり、今度の大きな政治の転換ということから見ましたときに、今度の細川政権が誕生したという背景、いきさつ、いろいろあるわけでございまして、しかし、結果的には、政権抗争の中で、政治改革実現抗争という中でこの細川政権が誕生したこともまた厳粛な事実でございますから、私もそれを直視しながら、一生懸命、ともに共通で、お互い政策的なものをともに実行できるものについては協力をしていかなければならないと思っておりますし、しかし、場合によっては是非々の立場で、いろいろな問題についてお互い議論を交わしながら国民のために行動をしていかなければならないと思っております。

その中で、実は今度の細川政権、大変出だしは評判がよろしいようでございます。さらに、国民の皆様方の関心も、この細川政権が果たしてどのくらい続くんだろう、そういうことも実は本当に大きな国民の皆さんの関心の一つでございますし、反面、自由民主党が本当に党改革をしながら再生をして再び政権を獲得することがまたこれはできるんだろうか、そういったこともまた国民の皆様方の大きな関心であることは間違いないところと認識をいたしております。

その中であって、ただいま申し上げましたとおり、細川政権は大変滑り出し順調といえますか、支持率の面からいけば実は極めて高い支持率を国民の皆様方からちょうだいしているというようないきさつに、それぞれの関係の立場に

あって、それぞれ各党首という立場でこの連立政権に参画をいたしている関係大臣の皆様方にまず最初にお願いをしたいことは、この支持率をどのようにに皆さんに持っているのか、そしてまた、高い支持率をいただいている理由は何なんだろう、その理由をお聞きをいたしたいと思っております。また、この連立政権を維持しながら高い支持率を保つていくということには何をしなければならぬというように、ひとつきようおいでの関係大臣の皆様方にまずお伺いをいたしたいと思っております。

○山花国務大臣 これまでの政治改革に対する熱心なお取り組みに、まず冒頭、敬意を表する次第でございます。

お話しありましたとおり、正直な気持ちからいっても、予想以上に支持率が高いということは大変責任の一端を担いながら痛感しているところであります。一体なぜなんだろうということについては、やはり判断の根拠は、前回の選挙の経過と結果だったと思っております。何よりも長く続き、そして国民の不信が積み重なった今日の日本の政治に対し、第一に政権交代を求める声、そして政治改革を断行せよとの声、この二つの大きな国民の皆さんの期待にこたえて樹立されたのが細川新政権であった、こういうふうと考えているところでございます。

したがって、言われておりますとおり、まさに期待票といえますか、そうした期待が高い支持率にあらわれていると思うところであります。とするならば、何よりもまずそのスタートの仕事は、最優先の課題として取り上げている政治改革のテーマ、これをなす遂げることなくして国民の皆さんの期待にこたえることはできないのではなからうか、こう思っているところでございます。私としては、政治改革を担当したその役目柄も、総理のおっしゃっている年内実現のために全力を尽くしたい、こうした決意でこの四法案を提出させていただいて、この審議の場にも臨んでいこうとでございます。どうぞ御理解のほどをお願い申し上げます。

し上げる次第です。

○羽田国務大臣 増子さんとは本当に政治改革とともに議論をし、また国民の皆様様に理解していただくためにともに行脚をした仲間でありまして、今日まで真摯に取り組まれてまいりました御姿勢に對しまして心から敬意を申し上げます。

また、今お話のございました、なぜこんなに支持率が高いのかというのは、今お話がありましたように、日本の政治というのは、いい悪いは別としてともかく三十八年間続いていたということ、そしていろいろなスキャンダルがたび重なりてきてしまったというふうな、そういう中で、やはり国民が閉塞的な状況というものを感ぜておつたんじゃないのか、そこに我々の新しい動きがあつたということに対して、何かやはり政治が変わってこれるんじゃないのかという期待であろうというふうな思っております。

そして、この内閣が政治不信を除去しようということ、これを中心にして政治改革、それと同時に、行政改革とかあるいは財政改革とか社会構造の改革だとか経済の全体の改革とか、そういったことをやるにしても、やはりその土台であるまず政治がきちんとすることであろうということ、この政治改革を真真正正面から取り組んでいこうというその姿勢を評価してくれているんだらうと思っております。

私は、いつも言っておるのですけれども、奇をてらうようなことですか、あるいは一時的な物事を追うというのではなくて、本質のやはり変革を我々は追わなければならないのだ、これがもし追うことができれば、あるいはそれが挫折するようないことがあつたならば、我々自身に対する今度のは批判というのは非常に大きなものになるであろうというふうな申し上げておまして、今後とも、やはり我々に課せられた使命というのをきちんと理解し、そして行動していくことが大事であろうというふうな考えております。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。

ます。

いろいろ今お話を承っております、政治改革にかける先生の情熱がひしひしと伝わってくる思いがいたし、敬意を表する次第でございます。

この細川政権の支持の低い問題というのは、振り返ってみますと、今回の選挙の問題に尽きるのではないかと。私も野党という立場で一生懸命政策を訴えながら選挙戦をやつてまいりましたけれども、やはり既成政党に対する厳しい御批判があつて、その中で勝利を得たというのは並み大抵の状況ではない。そしてまた、新しい政党が三つも誕生して短期間にあれだけの支持を集めたということ、そういった意味におきましては、国民の皆様さんは長い間のこの政治体制の中で、やはり政治の一つの低迷といえますか、そういうものに飽きて、何としても変化をさせなければならぬ、そういう変化への一つの大きな期待があるような選挙の結果になったのではないかとこのように私は受けとめておるわけでございます。

それだけに、そういった変化を期待された細川政権でございますから、やはり国民の皆様さんにどういう形でこたえていくか。今山花、羽田両大臣からも御答弁がございましたけれども、一つには、やはり前回あれだけの選挙の争点になった政治改革問題というのは、これは国民と政治との信頼関係の問題でございますから、まずこれをやらなければならぬ。そして、一つの結果を出して国民の皆様さん方の期待におこたえができたということにならないといけません。それがもしまた不成功というふうなことになるならば、私はやはり細川政権としても大変厳しいまた御指摘を受けることになるだらうと思っております。

また同時に、余り長い御答弁は失礼かと思ひますけれども、行政改革の問題についても、やはり国民の皆様さんが一つの大きな変化を期待しておられる。官から民へという期待感もあるわけでございますので、そういうこともまた目に見えて進めていかなければならぬであらう。それから経済全体、いわゆる社会経済の状況というものが世界

的にも質的な転換を今迫られている状況でございます。その中で、そういった問題についても何らかの姿勢がきちっと見えてきて、国内的にもまた国際的にも日本の行くべき道というものが示されていかなければならない。こういった問題についても、下手をいたしますれば、やはり大変手厳しい国民の皆さんの御批判があるのではないかと、そういった基本的な問題を着実に進めていかなければいけない。

もう一つは、これは私たちは、改革というところから、要するに革命ではないわけでございます。長い間のこの政治の流れの中で当然それを守っていかなければならない問題、継続的に守っていかなければならない問題もあるわけでございます。新政権になったからといって、前の政権の今までの積み重ねが全部だめではなくて、どこをどう変えていくのかというふうなような姿勢で臨むべき問題であろう、こんなふうに思っているところでございます。

○大内閣務大臣 政治改革に対する増子委員の危機感、私も実は全く同感でございます。同じような気持ちを持っております。

なぜ細川政権あるいは細川内閣の支持率が上がったかということの主たる要因として結論的に申し上げますと、やはり政治腐敗との決別という問題に対して細川政権が何らかの前進を図っているのではないかと、この期待感が一番大きいと思うのです。言うまでもなく、リクルートから金丸事件、そして佐川事件に至るあいだスキャンダルを見まして、国民の皆さんは既成政治に対して本当の嫌悪感をお持ちになった、そして新しいものを歓迎するという空気が生まれた、私はそれに細川政権というものが政治改革というものを掲げて、そして国民の信頼を得てきているのではないかと。特に、自民党政権におきまして、二つの内閣で政治改革を実現することができなかった、この失望感と裏腹に今度こそはやってくれるのではないかと、こういう期待感が非常に大きいと思うのです。

私は、政治改革というのは、別に選挙制度等の制度改革だけで実現できるような問題ではなくて、やはり日本の政治構造そのものを変えるという問題が一つ重要なものとしてあります。もう一つは、やはり官僚主導型の政治というものの打破という問題も大事な問題であると思っております。そして、そうした面でも国民の皆様は細川政権に期待を寄せた。加えて、細川総理自身がお持ちになっているキャラクターといえますが、そこに清潔感というものを示出して今のような高支持率を得ているのではないかと、こういうふうと考えております。

○増子委員 武村官房長官、五十分に何か出なければいけないということですから、今一連の、それぞれの皆様方からお聞きいたしました。後で江田長官にお聞きしますが、ちょっと長官、今お出になる前に、もう一つつけ加えて、実はその中で、とにかく変革を求めたという形の中で、いずれにしても非常に期待が大きいだろうというお話でございますが、その件について若干お触れをいただくと同時に、この政権が一体何をやらなければならぬ政権なんだろうということ、そして、先般の代表質問で、実は羽田副総理と武村官房長官のこの政権に対する、内閣に対する考え方、これがあつた、いわゆる飯の姿なのかあるいは本格的なものなのかという、この内閣のあるべき姿ということについて違いがありました。その点につきまして、この政権は、武村長官、改めてお伺いをいたしますが、これはやはり飯の姿ではないんだ、あくまでも本格的なんだというふうな考えなのかどうかということ、それから先ほども山花大臣からも、この政治責任というものを感ぜながら年内成立を図らなければならないというふうなこともお話にございました。官房長官といまして、この政治責任についてどのように総理の女房役としてお考えになっているかということを含めまして御答弁をいただければありがたいと思います。

○武村国務大臣 いろいろお聞きをいただきました。まず、この政権の支持率につきましては、もう各党首の御答弁のとおりでございます。入り口の支持でございますから、やはり激励とか期待を込めた頑張れ、こういう御支持だと思っております。もう一つは、もつと仕事をさせていたいただいて、その上でこういう高い支持率になるように、目標としてはそんな気持ちで頑張っていきたいというふうな思っております。

暫定政権が本格政権かということも含めてお聞きをいただいたと思いますが、すべての政権に言えることだと思いますが、これだけ政治に対する内外の課題が多くて責任が重いと、暫定というのはどういうニュアンスで使われるのかかわりませんが、しばらくという期間が短いというニュアンスもあるし、つなぎといいますが、そんな意味にも使われておりますが、本当にこの短期間ならそういう政権は存在し得るかもしれません。選挙管理内閣のような場合ですね。しかし、それ以外には、あるシングルイシューだけ、一つのテーマだけを何カ月もかけて担当する政権、そういう政権はあり得ないというふうに思います。

もう細川政権も二月初えまして、政治改革の目標でありますこの年内だとしてえまして、この数カ月というのは、御承知のように、もう内外のさまざまな課題が押し寄せております。ひとつきわ重い課題が集中している時期でもございまして、これはもう本格政権以上の責任と意欲を持ってそれぞれのテーマに真剣に取り組んでいかなければいけないと思っております。これは、細川政権であろうと何政権だろうと、今の時期はそういう本格的な政権でなければいけないという認識でございます。

ただ、政治改革を提唱して、それでこの政権が誕生したことも事実でございますから、何といいたしても年内いっばいは、政治改革だけは万難を排して成就させていただきたい、これが国民の皆さんに対する私どもの政権全体の約束でございます。幸い自由民主党も政治改革についてはほぼ同じ考え方でこの国会に臨んでいただいていること

を大変うれしく思っております。できなければ責任をとるといふのは、これは細川総理御自身の表現でありますし、非常にこのことにきちっと責任を感じた表現としてあいう言葉を使われたというふうな思っております。実際には、責任のとり方というのはいろいろあるわけでございますから、私は、憶測でございまして、これまで触れる資格は、立場ではありません。

○増子委員 それでは江田長官、先ほどのをちょっとお答えいただきたいと思っております。

○江田国務大臣 各党首の閣僚の皆さんから答弁がございましたが、私も同じ考え方でございます。そうすると、まあ私なりの整理の仕方をしてみますと、七〇%というふうな大変高い支持率、一言で言えば期待値だと思ふんですけれども、今までの自民党政権のもとでは、内閣の支持率というのはいろいろ五割を切ることはもちろん三割、二割、一割台あるいは一けたにと、それが七〇%、八〇%というんですから、これは単なる数値の違いというよりも、もう質的な違いがありますね。

これまでは国民の皆さんが政治にどちらかというと背を向けていた。しかも逃げておつた。それが、国民の皆さんが政治に顔を向けてこつて、寄つてきているという事態だろうと思ひます。政治の質が変わりつつある人ではないかと思つておりまして、これは、細川内閣としては、責任重大だと思つております。

理由は一体何だろうかということを考えますと、まあ私なりの整理をすると四つぐらいあるかと思ひますが、一つは、長く続いた一党政治から政権交代が起きた。単に一つのグループの中でかわるのではなくて、別のグループが政治を担当するようになったという違いですね、政権交代、何か新しいことが起きるんじゃないか。

二つ目は、そうですね、その政権交代がこれまでの国の基本重要政策は継承していくんだという形で、ある種の安心感を与えている。そこに期待が起きているということもあるだろうと思ひ

ます。

三つ目に、しかも、その新しいグループというのはいろんな人たちが集まっているわけですね。一つのグループだけというのは、余り実は今国民にまじりたくない人ですが、いろいろな人たちが集まって、七党一派、中にいろいろな意見の違いがある。これがやはりある種の国民にわくわくさせるような、まあ、わくわくと言うと変ですが、そういう政治のおもしろさ、魅力、これを増しているんじゃないか。

それにあと加えるなら、細川総理を初めとする新しい政権のキャラクター、まあ、よちよち歩き風ではあるけれども、しかし何か新鮮さがある、透明さがある、そんなところがあるかと思っております。繰り返しますが、責任重大だと思っております。

○増子委員 石田総務庁長官も十一時に何か退席されるといってございまして、石田長官に先に御質問申し上げたいと思います。

ただいまそれぞれ各大臣から、自分自身の決意も含めてこの政権のあるべき姿や、今回の、国民から期待されるという話がございました。そういう中であって、先ほど武村長官にもお尋ねを申し上げましたけれども、この政権は一体暫定なんだろうか、あるいは本格的なんだろうか。これはやはり、この政権が何をやるんだらうというところに当然直結してくる問題でありまして、今回のこの内閣ができたときの政治改革実現構想といいますが、そういった中で皆さんの一つのつながり、つながりというのがあったことも事実でございまして、そういう中で果たして、大事なことは、その中にある基本政策のすり合わせとか、あるいは今後の大事ないろいろな政策決定ということについて、この政権は、ただいまそれぞれの大臣がお話しされ、決意をされたとおりに、やはりそれにきっちりこたえるためには、この政策のすり合わせなり、あるいは政策の決定過程を含めた政策決定というものは極めて私は重要な問題になってくると思います。

今回のこの政治改革関連法案の中でも、選挙制度の問題については、もう与党内の中にも大分食い違いがあったというところは、これは既定の事実であります。特に新生党あるいは公明党、民社党は、三百、二百の一票制でもいいではないか、逆にそれだというふうな主張があった中で今回のようなこの法案の提出ということになったわけでありまして、どうもその辺の、いわゆる政策を決定する過程というものがなかなか明らかではないような感じがいたします。不透明のような感じがいたします。場合によつては、かつて私も自由民主党が批判をされた二重権力構造的なような要素も何かちよつとのおうような気もいたしているわけでありまして、石田長官といたしましては、このいわゆる政権が本格的なのか暫定なのかということにつきまして第一点。

第二点は、そういった政策的なすり合わせなり政策決定という中で、これらの問題がどういう過程で行われてきたのか、あるいは今後とも行われていくべきなのか。そしてまた、先ほど出ました政治的責任、これも共通して皆様方がお話をされておりましたのは、やはり変革であり、そしてこの政治改革を実現するということが何よりも国民の皆様方から一番期待をされていることをお互い認識をいたしているわけでありまして、これが万が一でできなかったということになれば、それなりの政治責任ということも当然あるわけでありまして、この政治責任をどういうふうにお考えになっているのか。

そして、大変多くの質問で恐縮でございしますが、実は選挙権について、後ほどと思っておりますが時間がございせんので、今回の中で実は公明党さんは、海外のいわゆる在留邦人について選挙権を与えるべきだと強く主張いたしておたはずであります。当然、私も実は個人的な考えからいけばそのとおりだと思っておりますが、今回この問題が、実はこの選挙制度を含めた政治改革関連法案の中に織り込まれておりませんが、その点についてはどういふふうにお考えなのかをひとつお答え

えをいただければありがたいと思います。

○石田国務大臣 まず、本格的政権であるのかどうかという認識について考えを申し上げたいと存じますが、私は、やはり政権の一つの、何と申しますか、力の行使、それはやはり選挙から選挙までの議席の配分の力、これが背景で行われていくものと思っております。過去の、今までのさまざまな自民政権下の内閣のそういった行政を進めていく力も、やはり安定した議席であったかどうか、不安定であったかどうかによって揺れ動いていくわけでございますから、そういう過去の経験が踏まえて、やはりそういった意味では、細川政権が誕生した経過等を考えてみますと、国民の高い支持を背景にいたしまして、本格的な取り組みをすべき政権でなければならぬ。そのために信頼を獲得できるような努力、目に見える努力をしていく必要がある、こんなふうにお考えをしております。

また、政策決定の問題につきましては、確かに与党、これは会派が多いわけでございますから、それを取りまとめるべくはそう簡単ではございませんけれども、それぞれの政党がいろいろな諸課題について考えを述べ合い、そしてそれが、政策担当者あるいは与党の代表者会議、あるいは政府と与党との会議の中で、いろいろな議論をしながら決定が行われていくわけでございますが、残念ながらなかなかまだ十分な時間、討議すべき時間をもつとふすべきだという議論があるわけでございますけれども、そこはまだまだ手なれていないせいも十分ではないと思っております。もう少し、異なった意見を調整しながらという努力、そういったものをどんなふうに行うか、もう一工夫する必要がある問題であろうと思っておりますが、しかし、いずれにしても最終的には政府と与党との首脳会談等を繰り返しながら決めていくわけでございますから、今後この形を成熟させていくことが重要であるというふうにお考えをしております。

選挙権の問題につきまして、今海外在留邦人のお話が出たのでございますが、これはどうしてもやらなければならぬ、国際時代の中でどんどんどんどん海外へ邦人が進出をしているわけでございますから。ただ、今回はなかなかそこまで事務的な問題の克服ができなかった、これは非常に残念な問題でございまして、ぜひこの問題をさらに研究を進めて、在留邦人の選挙権が確保できるようにしていかねばならない。下手すると、将来もう百万台のオーダーになるかもしれないわけ、これは増子先生のお考えと同じでございまして、鋭意また私どもも研究してまいりたいと存じております。

政治責任の問題につきましては、これはもう申し上げるまでもないわけでございますが、やはり政権として、内閣としてまず決めていく、そのことをみんなが尊重して実施に努力をいたしていく、こういうことが大事であろうというふうにお考えをしております。

増子先生の御懸念からいきますと、いろいろ政党が違ふから、それぞれの政策なりなんなりが違ふ場合があるんじゃないかという御懸念かと思うのでございますけれども、しかしこれはやはり、今までの日本の政治の流れも十分尊重しながら進めていかねばならない、同時に新しい時代に対処していかねばならないわけでございますから、野党であった時代の主張というものがそれに若干たがってある、あるいはかなり意見の食い違いがあるといいますが、しかしやはり内閣全体としての責任を果たしていかなければならないわけでございますから、その態度決定については鋭意努力をして、そして決めていく、その決めたものを実行するだけの責任をそれぞれの政党が負っておる、こういうことではないかと存じます。

○増子委員 どうぞ長官時間でございますから。山花大臣にお伺いをいたしたいと思います。ただいま武村官房長官あるいは石田総務庁長官からもお伺いをいたしました、今回の何と申してもこの連立政権、本当にそれぞれの七党一派という形の中で非常に、失礼な言い方になります

が、基本政策なり複雑なそれぞれの政治的な立場の中でできたということになれば、特に社会党さんのお持ちになつていろいろ基本的な政策というものが、これがやはり常に一つの大きなポイントになつてくるのかな、そういうふうな私自身は実は思つてゐるわけでありまして、また国民の皆さんも、この辺が非常にある意味では懸念をされてゐるところなのかなというふうな推測をしてゐるわけでございます。

そういう意味で先ほどお尋ねをいたしましたから、今回のこの基本政策のすり合わせあるいは政策決定という過程の中において、これは本当に社会党さんの立場というのには非常に重要な位置づけになつてくると私は思つてゐるわけでありまして。

先ほど申し上げたとおり、大変な景気が悪いです。国民の皆さんの声からいけば、政治改革よりもむしろ景気対策が一番なんだよ、この景気をどうしてくれるんだ、これはもう実は中小経営者の皆さんやあるいは給与所得者の皆さんや多くの方々の切実な声であることは御案内のとおりでありますし、御認識をいただいてゐると思つております。

この中で、所得税減税の問題とか、いろいろ景気対策が出てゐるわけでありまして。その中で大事な一つのポイントとして、当然、その財源問題というのになれば、消費税の問題、この問題を今政府側でどういうふうな議論をされて、実際にどういう方向でいくのか、まだ私どもには明らかではありませんが、例えば消費税の問題、この問題や、あるいは米の問題、これも先ほど申し上げたとおり大変な凶作であります。本当にこんな状態では一体農家どうしちゃうんだらう、農業後継者も育たない、大変な状況であります。ここで米の緊急輸入ということが現実になり、そして農業に勤む方々が意欲をなくしていく、その中で米の自由化、市場開放という問題等が当然出てくるということになれば、これはもう私は体を張つてでも阻止をしなければならぬと思つてゐるわけ

でございます。

今後のこの米の自由化、市場開放の問題、そして、先般も答弁の中で何度かお答えになつておられました、自衛隊の問題、社会党の立場での違憲と、あるいは大臣としての合憲という立場と、ある問題と、この使い分けについてということの結果として、この政権の存在そのものに大きな影響を及ぼすのではないかと同時に、国民の皆さんもこの点が非常に不安ではないのか、一体何なんだらうということがあるわけでありまして、この点について問題についてもう一度その辺の御見解をお伺いをいたしたいと思います。

○山花国務大臣 今回の選挙に臨むに当たりまして、まず五つの党の党首が集まり合意を形成いたしました。そして、そのポイントは、何よりも政治改革、そして解散の経過もありましたから、腐敗をなくす、政治改革を実現していくために新しい政府をつくつていこう、非自民の連立政権をつくつていこう、こういう内容だったわけですが、同時に、政権の座にあるとするならば、内外の問題について国民の皆さんの期待にこたえなければならぬ、不安にもこたえなければならぬということから、幾つかの合意も同時にいたしました。これが、外交、防衛等の国の基本政策についてはこれまでの政策を継承するという部分だったわけ

です。新しい政権をささげ新党の皆さんも含めてつくろうということが確定した段階では、今御指摘の米の問題につきましても、あるいは原発の問題、エネルギーの問題、そして自衛隊の問題を含めて課題を整理いたしまして、またそこでの合意もつくつたところであります。私たちはそうした合意をつくる中で、それぞれ異なる政策、固有の政策を持った政党が一つに立つて、国民の期待にこたえる政権をつくらうということですから、まずここでの合意を最大限尊重するというのが基本であると思つてゐます。

そして、そうした合意形成に至る段階では、今御指摘もありましたいろいろオープンな形で議

論があつて、国民の皆さんに、そういう問題がある、A、B、C政党はこう考へてゐることが明らかになつてもよろしいものだと思つてゐます。よく閣内不統一と同じような形でとらえられる場合がありまして、いろいろ議論があつた問題について、閣議が決まった、政府の方針が決まった、このことに対してはばらばらであるということとは一体の原則からいって許せないし、まさにそこでは閣内不統一の問題そのものとなりますが、そうではなくて、政策を形成する段階、合意をつくつていく段階ということにつきましては、それぞれの党の議論というものがあるに關わされてよろしいものだ、こういうふうな基本的には考へております。

政策決定の手続が余りはっきりしないんじゃないやからうか、こういう御指摘もいただきましたけれども、お互いが自分たちの主張だけに固執するのではなく、お互いが自分たちの姿勢を抑制しつゝ相手方の主張を受け入れて合意をつくる、こうした手続につきましては、政権ができてから合意をいたしまして、連立与党の政策幹事会、政務幹事会、代表者会議等で協議、議論を重ねて政策を決定していただく、こうしたシステムについても整備をいたしました。

そして、その連立与党の合意ができたものについては政府・与党の首脳会談を開きまして、毎週開いておりますけれども、連立与党側の議論を踏まえた合意、議論の経過であるもの、これからテーマにするもの等々についてお伺いをして意思疎通を図る、こういう努力をしてゐるところでございます。

こういう議論形成の段階ではそれぞれ今までの考へ方を打ち出しますので、そこでは意見が違つたかのごとく報道もありますけれども、これはそれぞれの党がそうした意見を合意に向けて形成していく過程でありますから、当然そういうことはあり得るのではなからうかと思つております。結論的には、そうした努力をして合意形成されたものについては、閣僚としてこれを厳守して

く、こういう姿勢でこれからはやつていきたいと思ひますし、これまでもそうしてきたつもりでございます。

○増子委員 なかなか使い分けるといふことがうまくいくのかどうか、今後とも私も関心を持つて見守つていきたいと思つております。

今、その合意形成というお話が出てまいりました。連立与党内での合意形成、当然これは内閣を維持していくためには最も必要な、大事な要件でありましよう。と同時に、実はこの政治改革の審議の中におきましても、冒頭に申し上げましたとおり、今度のこの国会で実現しなかつたらばもう民主主義の崩壊につながる、我々国会議員あるいは政治家みんな大変な責任を負わなければならぬということをお申し上げましたが、まさしくそのための与野党の合意形成というものが、今この審議の中で大きなポイント、最も大事な要点だと私は思つてゐるわけでありまして。

実は一昨日自民党から答弁したように、我が党は政府案と自民党の案で最大限の合意形成の努力を行う決定をしたと申し上げました。その具体化のために、実は自由民主党はつきりと窓口を一任をしたわけでありまして。それは総裁であり、党四役であり、三塚政治改革本部長にこの取りまとめを一任をいたしましたわけでありまして。当然これに対して政府側においてもそのカウンターパートとしての必要なことになつてくるのだと思ひますし、そうでなければ、またなかなかこの合意形成が進まないというふうなことに実はなつてゐるわけでありまして。

そこで政府提案でありますけれども、そちら側からいいますと、果たしてこの窓口は与党となるのか、もし与党であれば一体だれになるのか、あるいは政府側であればだれになるのか、この辺は、この臨時国会の非常に大事な合意形成のポイントだと私は思つてゐるわけでありまして、きょうそこにおいでになる方で、私がぜひやりたいというふうな方がおられれば、もちろん自分からこれは手

を挙げていただいても結構でございますが、一体自民党のカウンターパートとしてはだれがなるんだらう、これは合意形成の中で大変重要だと思います。

我が党は、先ほど申し上げたとおり、総裁、党四役、そして政治改革本部長というところにこれが一任をされたわけでありまして、一体政府側あるいは与党側はだれになるのか御答弁をいただきたいと思ひます。羽田副総理、お願いいたします。

○羽田国務大臣 この問題につきましては、私も閣僚の方の立場から与党の方のだれということをおよとと言う立場でないということ、それから、これは少なくとも特別委員会でありまして、それぞれみんな委員をえりすぐつてここにみんな登場しております。ですから、それはおのずとこの委員会の中で徹底して話し合うことだろうと思ひます。

そして内閣の中にはもう御案内のとおり、山花さんはまさにその改革の、この問題についての責任者でありますし、また内閣のスポークスマンとしては官房長官があるということであろうと思ひておりました、今私どもは、政権与党の方はだれがということよりは、やはりこの委員会の現場というものが大事なのかなという思ひを持っております。ことだけを率直に申し上げます。

○増子委員 この辺が大変重要でございます、前通常国会における合意形成がなされなかったというところが、実はここに大きな問題点があったということ、もうそれぞれ御認識のとおりでございます。

この辺はやはり政府・与党側もはっきりと明確にしておくことが極めて大事じゃないのかなと思ひて思つておりました、連立与党の合意形成はそういう先ほどの御説明のとおりのことです。やっておられるようですから、一日も早く、我が党はそういうことを提案をさせていただいたわけでありまして、はっきりとここで明確に申し上げたわけでありまして、どうぞ政府・与党側も

この件についてははっきりとできるだけ早くしていただきたい、そういうふうになす要望いたしておきたいと思ひます。

時間が大分なくなつてまいりましたので、実は選挙区間の格差についてちよつとお聞きをいたしたいと思ひます。これが実は私が、今回合意形成ができると思ひます、まあ政府・与党が譲歩していただけるならばこなたと実は私はそういう認識をいたしております。お互いそれぞれの案を出しました。私自身は選挙制度でベストはやはり単純小選挙区だと思つておりますし、ベターは実は前回社会党、公明党さんが出した併用案がベターかな、その中で今回のこの二つの制度が合わさつた並立というものがグッドなのかな、そういうふうには思つておりました。我が党としても譲れないところは譲れません。と同時に、やはり合意形成をする中でどうしてもこの一対二の格差ということが私は一つの大きなポイントになつてくるのかなと認識をいたしております。

政府・与党は、我が党の一票制について投票価値の平等を問題にしているが、この平等は確保されるべきかどうかという問題、あるいは投票価値の平等が端的にあらわれるのは選挙区間格差であるわけでありまして、この選挙区間の格差は価値の平等からいって当然一対二未満ということになつてくるものと思ひます。

そこで、実は一昨日、総括二日目においてさきがけ日本新党の茂木議員から、我が党案の比例代表議員の都道府県間格差が一対二・九七にもなるというパネルをお使いをいただいたの指摘がありました。

この件については比例定数百七十一として、我が党は比例は都道府県単位としておることは御存じのとおり、御案内のとおりでございます。重複立候補も当該選挙区府県においてのみ認めておりますので、さらに一票制を採用することにより、この都道府県完結型の衆議院議員選挙をいたしていることは御案内のとおりでございますが、その

ような意味において、実は重要なのは、都道府県間の議員一人当たりの人口格差であり、また各都道府県間における小選挙区の数と比例の数を通算して考えると、私の試算によりますと、議員一人当たりの最小の県は鳥取県の十五万四千八、そして最大なのは東京都の三十一万二千八となりまして、その間の格差は一対二二なんです。

そこでお問い合わせいたしますが、政府案においては、総理府に置く審議会において具体的に小選挙区の区割り案を作成することとなつておりますが、その際、小選挙区議員定数二百五十のうち、四十七をまず各都道府県に一つずつ配分をして、残り二百三を各都道府県の人口に比例をして各都道府県に配分をすることとしております。まず、この段階における各都道府県間の人口格差はどのようになつておりますか。

○佐野（徹）政府委員 お尋ねのような配分方法でやりました場合に、小選挙区の定数を二百五十といふことで各都道府県に一人ずつ配分をいたし、あと人口で比例配分をする、こういうことにはいたしました場合の議員一人当たり人口の最小と最大の格差は一・八九倍でございます。

○増子委員 一と配分された議員数を加えた数が当該都道府県の小選挙区の数ですから、その数の小選挙区を、その都道府県の区域を区割りして設けることになるわけですね。そうしてできた小選挙区における人口格差は、全国を通じて一対二の範囲内におさめることが基本となつておるわけですね。我が党案も同様な手続でこの小選挙区を設置し、小選挙区間人口格差が一対二の範囲内におさめることを基本としておるわけでありまして、しかし我が党案は、各都道府県に對する基礎配分数が一計四十七、人口比率配分数が二百五十三ですから、先ほど答弁がありました政府案の都道府県格差は、私の試算によれば実は一対一・九なんです。これは、この段階で既に二に近い数値を算出しているわけでありまして、自民党案は実は一対一・八となるわけでありまして、政府案と自民党案、一体どちらが小選挙区間人口格差一対二を守

りやすいと自治大臣お思ひでございますか。

○佐藤国務大臣 御指摘のように、今選挙部長からお答えをいたしましたように、政府案は二百五十でございますので各県格差は一・八九、そして増子委員言われましたように、自民党案は三百でございますから一・八二ということになることは、数が多いわけでございますから、なるべくその、わずかに一・〇七しか違いませんけれども、それが小さくなることは御承知のとおりでございます。

そこで、これは選挙区画定審議会で行つただけでございますけれども、地勢とか地方自治体の実態とか、あるいは交通の関係等々を入れて二倍未満になるようにすることを基本とするといふことでございますので、各七名の委員の中でそういったことを基本にしながら、一体まさかまさかと言つちやいけません、町村を割ればそれは二倍未満にすることはできるでありましようけれども、そこまでやるべきか、なおかつ二倍をちよつとでも超えた方が合理的なのか、そのあたりは審議会の方でやつていただくということになるわけでございます。私たちとしては、法律に書いてございますように、二倍未満になるようにすることを基本とするといふ範囲内にとつておるわけでございます。

○増子委員 今の大臣の答弁、言い方は違つておりますが、うまく区割りすればということと実は受けとめたわけですが、既に都道府県間格差で一・九、まあ二に近い数値となつておりますから、例えば小選挙区の数、これは三つの県においては、もう、その三つの小選挙区間の人口がほぼ均等としないといふことは簡単に一対二を超えてしまふんです。これは、ですから、一対二未満を基本とするということから当然外れてしまふわけですが、当該県において各小選挙区間の人口を均等とすることは、相当以上に実は市町村の区域等の行政区画を無視しなければできないことである。ですから、政府案にも行政区画等の考慮義務がありますから、市町村の区域等を考慮

して小選挙区間格差一対二を守ろうとすれば、都道府県間の区域内におさまらないことになってしまふのではないのかと私は実は危惧をしているわけであります。

そもそも今回のように選挙制度を根本的に改めようと実にはされた発端の一つは、中選挙区ではこの人口比で一対二の抜本的是正がなかなかうまくいかないというようなことも一面としてあったわけですから、小選挙区間格差一対二の基本を守るために、これはやはりどうしても守らなければならないことを前提として考えていかなければならないわけですから、これを守るためにはぜひとも政府・与党も守りやすい小選挙区、すなわち小選挙区の数を増加させるよう合意形成をする努力が当然ここに出てくるものと私は実は考えているわけですから、ここが極めて今度の、実は合意形成という形の中で大きなポイントになり、そして人口比のいわゆる格差という一対二というものが、そしてこの区割りというものが実はそれぞれの選挙区において、あるいは私どもみんなひとしく政治家の立場からいって、極めてこれは重要な、そして大きな関心事になっていることもこれは事実でありますから、このところはやはり政府・与党も、二百五十に固執しないで、これは歩み寄る余地があるのではないかと、当然そうすべきではないのかと実は私は考えているわけでございます。

それを審議会にゆだねるといふようなお話も出ておったわけですが、総理はこの審議会に諮問をする際に、この一対二未満ということとを当然言っておくべき条件の一つでありましょう。仮にこの一対二未満にならない区割り案が出てまいったとするならば、この答申は一体どうなるんだらうという問題や、そしてまた、それを実は取り扱ってきたその委員の皆さんの立場は一体どういうふうになるんだらう、これは非常に重要な私は今後の問題点だと思っているわけでございます。

ですから、このところをひとつよく御検討いただいて、政府・与党も譲歩すべきところは譲歩

をしていただきながら、冒頭にそれぞれの大臣の皆さんがお話をされましたこの政治改革の実現、あるいは今連立細川政権が期待されているその支持率の高さというものの背景を皆さんは述べられましたけれども、これを無視をしたのでは何にもなりませんので、どうぞこの政府・与党もいよいよ議員定数の配分の問題、限りなくやはり自由民主党に近いという形の中で当然譲歩していかなければ、これはやはり国民の皆さんを欺くことにもなるのではないのか、そういうふうには私は思っていますので、どうぞ合意形成という点から、この点について一つ明確な御答弁をいただければありがたいと思います。

○佐藤国務大臣 私たちも有権者の一票の価値の平等ということには非常に重要に考えております。ただ、今増子委員の論旨によつて三百名にしろという論旨は非常に難しいのではないかと。なぜならば、海部内閣のときに御承知のように小選挙区は三百にしましたけれども、そのときに出てまいりました案は二・一五倍でございます。三百にすれば二倍を切れるという論理の問題ではないと思っております。

それから、出てまいります審議会のは、法律に書いてございまして二倍未満になることを基本として、こう書いてあるわけでございます。結果的にそれが二倍を超えることがあつても、その答申自体は、答申になつていないということではないうわけでありまして、二倍未満になることを基本として書いてございまして、御理解をいただきたいと存じます。

○増子委員 いろいろ申し上げたいことがございしますが、時間がございませんで、また次回に譲りたいと思ひます。ありがとうございました。

○石井委員長 次に、笹川君。

○笹川委員 きょうはそれぞれ各委員が細かいことはもう相当お聞きをして議論をされました。私もそれを聞きましたので、政治改革そのものの内容と、もう一つは外からこういうこともやっつけては政治改革がもっと達成できるんじゃないのか

な、こういう視点のもとで実はお尋ねをしたいと思つております。

なお、各大臣の御都合に私の方が合わせましたから、午前中でお聞きする人、午後からお聞きする人ということになりましたので、若干前へ行ったり後になるかも知れませんが、逆に御了解をいただきたいと思います。

さて、さきの国会解散のときに宮澤内閣が、政治改革は必ずやる、こう言いながら実はできなかったわけでありまして、すなわち、内閣として責任を負うことはできなかった。したがつて、総辞職をすることが私は当然だと思つておりました。が、残念ながら本会議において不信任案が採決され、解散になつたわけでありまして、

そのとき私は政治家の良心に従つて、公約の結果たせない総理大臣を信任することができない、こういうことで私は白票を投じたわけでありまして、したがつて、今回の選挙におきましては無所属で戦いました。したがつて、無所属でありまして選挙民に対しては公約をいたしておりました。これはもう政党が公約をしたのと全く私は同じように考えております。

第一に、この不景気を一日も早く直したい。それから、政治改革はどんなことをやっても責任を持つてやらしていただきます、こういう公約を本人がしておりますので、どんなことをしてもこの政治改革は与野党で歩み寄つて、何としてもとにかく本年じゅうに成立をさせていただけなければならぬ、こういう意味で質問をさせていただいたと思ひますので、今は自由民主党の会派に属している議員ではあります、質問の中であれと思うかも知れませんが、そのときには無所属であつたときの公約も含めてということとひとつ御理解をいただいて質問にお答えをしていただけるとありがたいと思ひます。

さて、お忙しいのに来ていただいた人がおりますので、済みましたらすぐ帰つていただきたい。今までみたいにもう終わるまで關係を縛りつけるということとは本来国会改革の上からするとやらない方がいい、私はそう思つております。

大蔵省だれか来ていますか。大蔵省来ていますね。――国税庁。国税庁にお尋ねをします。

きょうの新聞に、一兆三千百十五億円が、脱税額というのですか、こういうような記事が大きく載つていました。その中に、七十一万二千人を対象として調査をした結果、二〇%に当たる十四万三千人の人、これは立入調査ですね、訪問をして、これで九千二百八十九億円の申告漏れを発見した。次に、全体の五四%に当たる三十八万三千人の人は税務署に来ていただいた。そのことによつて三千八百二十六億円のこれまた申告漏れが見つかったわけでありまして、すなわち、合計一兆三千百十五億円、これは国税庁が一生懸命調査をすればまだまだこの額は私は必ずふえると思うので

す。

なぜこれをお聞きしたかという、国民の血税を使つて政党助成をするということはこれから議論に入りますので、いかに政治家に対する公的助成金が私は少ないかということをお話し申し上げたいと思つてこのことをお聞きしたわけでありまして、実は建設大手の使途不明金の金額をお尋ねをいたしました、なかなか各社ごとにはすぐわからないうこととございまして、資本金が一億円以上、と申しますと地方の小さい土建業者は入っていないと思ひますが、資本金一億円以上の会社、すなわち平成三年度であります、三百八十二億円の使途不明金があつたそうでありまして、建設業界だけですね。これ一部です、ね、三百八十二億円。全体の企業、これはいろいろな職種の企業も含めて五百五十八億円の使途不明金があつた。これは国税庁、間違いないですね。間違いないければ簡単に間違いないと言つて、駆けてき

て。

○三浦政府委員 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○笹川委員 次に、国税庁にお聞きしますが、実は先般新聞で、余り使途不明金が、もう幾ら言つても改善されない企業には青色申告制度の特権を

取り消すということが実は記事になっておりまして、私は、やはり各省庁が協力をしないとこれは政治改革できないと思うのです。やはり幾ら政治家だけ締めつけたって、もう方も悪いと言いつても、持ってくる方は私に言わせればもつと悪い。そういうことを考えますと、青色申告というものをどしどし私は取り消した方がいいと思う。

次に、この質問は建設大臣にするわけでありませんが、国税庁としては、もう幾らやっても使途不明金が直らない会社は青色申告を取り消したらどうだと思ふだけども、どうですか。

○三浦政府委員 お答え申し上げます。

国税庁といたしましては、ただいまの使途不明金の問題、極めて重大な問題だと考えております。使途不明金、本来やはり真実の所得者に課税するという税務行政に課せられました役割から見て、課税上これは大変問題でございますので、そういった観点から、継続的に多額の使途不明金を支出するなど悪質なケースにつきましては厳正な態度で臨む必要があると考えており、引き続き使途の解明にはまず最大限の努力を傾注してまいりたい。

使途不明金を支出している法人に対する青色申告の承認の取り消しの件のお尋ねでございますけれども、その使途不明金の支出状況から見て、帳簿の記載事項全体について、その真実性を疑うに足る程度かどうかその他、個々の実態に即して総合的に判断してまいりたいと思っております。

○笹川委員 副総理、私は、そういうことをとんだんやっている会社はもう青色申告を取り消したかどうか、こういうことを今お願いをしたのですが、副総理としてどうですか、感想は。やはりそういう使途不明金を年がら年じゅう出すような会社はもう青色申告の特典を与える必要はないと思うのですが、どうですか、感じとして。悪いことをしていても青色申告をずっと上げた方がいいと思うか。

○羽田国務大臣 これはまさに専門的な一つの問

題でございますので、感じで物を申し上げることはどうかと思うのでございしますけれども、いずれにしても総合的にやはり判断していく問題であろうというふうに思っております。

しかし、一般の人の気持ちとしては、今笹川委員が御指摘の気持ちをやはり持つてゐるかなという思いを私も率直に持ちます。

○笹川委員 五十嵐建設大臣が午前中で帰られるので先にお尋ねしますが、実は今政治不信というのは、御案内のように知事さんが二人逮捕された、あるいはまた政令指定都市の仙台の市長が捕まったり、あるいは町長さんなど限りがいいわけでありまして、こういうことが今回の選挙にも大きく影響しました。さかのばればやはり金丸元衆議院議員の政治資金規正法違反あるいはまた脱税金額の大きさ、こういうものがやはり政治に影響してきた。まあ特に知事が三選以上する、多選というのはいくらも余りやっちゃいけないということとを昭和四十八年から私はずっと言ってきたんですが、茨城県の知事の場合には確かにそれが当てはまりますが、今度は宮城県知事の場合には一期なんですか。そうするとこれ、多選じゃなくてもやる人はやるといふんだから、この議論もちょっと僕も変更しなきゃならぬと思うんですが、実は、ちよつとここに書いてきましたが、仙台市長、それに伴って、清水建設、西松、三井、これ全部逮捕されて、贈賄の金額も二億円。茨城県知事の竹内さんは収賄で一億円。贈賄側は、間組の会長さんと東京支店の大津留さんという人。それから、やはりこれは茨城県知事竹内さんに対して清水建設の会長、副会長、常務関東支店長、同じく二千万円。それから、宮城県知事の本間さんが、大成建設の東北の支店長それから大成建設の副社長、同じく四千万円。それから仙台市長の石井さんが、実は大成建設の副社長の橋本さん、大成建設の東北支店長の和田さんと同じく四千万円ももらって、これは再逮捕になっておる。けさの新聞ではまた、鹿島建設が多分贈ったんじゃないだろうか

そこで、建設大臣にお尋ねしますが、実は建設業が一番抜けて使途不明金が多いんですね。そうすると、やはりこれはみんな政治家に行ったんじゃないかと疑われると、もらつてない政治家が実は物すごく迷惑をするわけでありまして。おれはもらつてないと言つても通らない。あなたもかということになる。

そういうことを考えますと、やはり使途不明金を多額に出しているところには、ともかく私は大蔵省には青色申告制度を取り消せとお願いをしました。逆に使途不明金の多額にあるような会社——本来使途不明金というのはいないですね、使ったことは全部わかっている。言わないで、言わないで、これ、半屋に入れてひつぱたきや言うに決まっています。それはできないんだ。ということになると、そういう会社は競争、まあこれから一般競争入札するんだからいいじゃないかという議論もあるかも知れぬけれども、逆に今までのように指名契約の指名から外すということとは、私は一番、建設大臣、いいんだと思うんですが、いかがですか。

○五十嵐国務大臣 お答えを申し上げます。先ほど挙げられましたように、先般来相次いでいわゆるゼネコン疑惑が発生いたしてございまして、非常に、国民の建設行政に対する信頼はもとより政治全体に対する信頼を失つていくことにございまして、まことに残念のきわみ、このように存じている次第であります。言うまでもありませんが、今総力を挙げてその改善のために、例えば入札制度の改善等、鋭意努力をいたしているところであります。

そこで、今御指摘の使途不明金であります。これもお話しのように、他産業から見ても建設業がやはり際立って使途不明金が多いということは事実であります。こういう点につきましては非常に我々としても遺憾に思ふわけでありまして。これは、経理内容を明らかにするということは企業会計原則に照らしても当然なことであつて、その点では私どもも鋭意その解消のために指導を強化していきたい、こういうぐあいに思つてゐるところであります。

そこで、一応建設省としても、特に大手ゼネコンに關してこのヒアリングを六月時点で行つてゐるのであります。使途不明金の内容は実にさまざまでありまして、工事施工前には、この工事を紹介してくれた者に対する仲介あつせん謝礼、あるいは用地買収の取りまとめなどのための地元対策費などの民間工事にかかわるものとか、あるいは工事施工中のものとしては、騒音などの工事迷惑料として近隣対策費として支出されるというようなものも実は随分あつて、これらは、表に出すといひますか、領収書をもたれば一番いいのであります。そうはいかぬというふうなものも使途不明金ということの処理の中には相当額あるということも事実なうであります。

んできますね。そうすると、これは理論計算上、既に答弁がありましたように、三三%とつても議席が得られない。すると、三三%の阻止条項を設けるのが都道府県定数二の比例制選挙制度という理屈もあるわけでございまして、それは一定のルールだろうと思うんです。三がいかどうかということになりまして、たまたま政党要件が三%と五人でございまして、これも参考になりませんが政府案は三にさせていたおの。何が何でもこれが絶対的な、理屈に合ったものではないというふうに思っています。

○笹川委員 今官房長官の返事を聞きまして、三%は絶対的なものじゃないという話でありますので、政府提案でありますからベストだという答えが出るのは当たり前であります。だけれども、その辺はひとつぜひ柔軟に考えていただきたいと思います。

次に、佐藤自治大臣にお尋ねしますが、実は、七月に行われた衆議院選挙に要した国政選挙の費用が約四百四十億かかっているわけでありまして、正確には四百三十九億七千七百一十千円であり、これは有権者一人当たりすると四百六十五円四十八銭なんです。あの、難しいこと聞きますから、それで、有権者一人当たりが、有権者は大体九千四百四十七万七千八百六十六人、これは自治省から聞きましたので間違いないんです。これを今度投票があるに別にして、国民一人当たり直すと、ちょうど三百五十五円七十七銭ですから、ちょうどあの政府案が言っている公的助成金の四百十四億円が大体国民一人当たり三百三十五円。もうほとんど一緒になっているわけでありまして、そうすると、昔は選挙をしょっちゅうしよつちゅうやっていました、結構短くね。今非常に安定したせいか、まあまあ三年半ぐらいに延びてきた。そういうことを考えると、選挙をやっただけでもこのぐらいのものは実は使っていますので、私は、企業献金、団体献金を実は廃止の方向でというんで公約しちゃったものだから、ちよつと自民党の先生と別なことを言って後でし

かられるかもわかりません、まあそれは構わないんですが、そういうことを考えると、私はどうも両手でもらうのは、どうも国民の側からすると、おまえ、ずるいぞと言われやせぬかと思つて心配しているんですがね。さりとて、企業献金が悪だなんというふうには全然思つておりません。ただ、それは金額によりけりですね。うんともらえば、頼まれたとき何かしなきゃならぬ。個人献金でもいいとおっしゃるけれども、千万もらえば、やはり何かあつたときは何かしなきゃならぬという気持ちになりますわな。だから、そういう意味ではなるべく浅くということでありまして、国会議員が正しく職務を遂行すれば、一回選挙をやつてもこのぐらいかかるんだから、それは私は、ODAでどこへ入つちやつたかわからない金だつてうんとあるんだから、あれは国民一人頭八千円ぐらい出しているはずだ。そういうことを考えれば、これで日本の政治がきれいになつて国民の皆さんのためになるならば、私はその三百三十五円に別にこだわらなくてもと出したつていいんじゃないのか、そう思うんです。どうですか。

○佐藤国務大臣 もう前段の説明は全部省かさしていただいて、私たちがやはり、国民の税金でございまして、三百三十五円という数字を出すときにはそれなりのバックグラウンドの数字がなきゃいかぬわけでございまして、笹川委員御承知のように千二百億、この三年間の各政党の総支出、本部、支部それから国会議員の政治団体の支出というものを割り出しましたので、しからばこれからどうあるべきかという中には、今笹川委員の御指摘のようなこともありましようし、あるいは企業・団体献金というものをどうやって絞つていくべきかという考え、あるいはそうじゃなくてもいいというお考えもありましようし、それから個人献金というものは一体これからどうなつていくのか、私たちとしては税額控除も新たに設けて促進策をしましたけれども、それがどう国民の皆さん方に受け入れられていたのか、やはりそのあたりを見て、何といひましても国民の皆さん

の税金でございまして、納得いただける線は三百三十五円ということ割り出したわけでございまして、委員の御提起はもう少し今後の問題としてあるいは考えていくことではないかと思つております。

○笹川委員 午前中の質問はこれで終わりますが、実は自治大臣、これはNHKのアンケートによりまして、政党に対して公的助成は反対か賛成かということになりますと、四〇%が賛成なんです、この間、十月でやつたのが。それが反対がやつぱり四〇・五あるんです。それから、わからないが一九・五ありますので、これをどつちにつけるかどつちと変わつちゃうんです。出す方を理解するぞという五九・五になるし、出すのを嫌だということも六〇%になつちゃうんです。非常に触れている。だから、よほどやはり国民に対して説明をしないと、このことは必ずしも政府の与党案が、私の言つたことは違つたような国民の感情があるということと違つたような御理解いただいて、午後からはこの個人献金についてお尋ねをしたいと思います、時間でありまして、これで終わらせていただきます。

○石井委員長 午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。
午後零時二分休憩
午後一時一分開議
休憩前に引き続き会議を開きます

○笹川委員 石田総務庁長官においでいただきまして、ちよつとお尋ねをしたいと思うのですが、御案内のように、公明党というのは定年制をしいていらつしやるのでありまして、私も自民党の中で、党の活性化、政治不信の掃とて、先輩の方には申しわけないけれども、若い方々に順次譲つていただいてということ、実は定年制を提唱した本人なんです、力不足でなか

なかつたわけでありまして、公明党が定年制を導入しているその理由ですね。どうして定年制を入れた、まあそれは非常にうまくいっているよとか、あるいは例外的に、どうしてもだめなときには外している、しかし、例外というたらだんだん例外が多くなつちやつて、例外が当たり前になつても困るわけでありまして、その辺のことをちよつとお教えたいただけとありがたいと思います。

○石田国務大臣 笹川先生にお答えをいたします。定年制の問題につきましては、やはり考え方としていろいろあると思うのでございまして。一つ私どもが考えておりますのは、任期中に六十六歳を超えないことというふうな基準で考えておるわけでございまして。したがしまして、地方議員等のことを考えますと、大体六十二歳を超えたらその任期でもう終わりにしてほしい、こういうふうな内規といひますか、申し合わせをいたしておるわけでございまして。

その考え方は、やはり私どもの場合は、なかなか、自分のすべての力で自分の選挙地盤を養成したというふうなことでなくて、多くの方々の支援をいただいております。特に選挙なんかの費用につきましましては、陣中見舞いを期待しながらやつていくこともございまして、そんなことで、若いときから立候補いたしますと、六期、七期、場合には八期というケースもございまして。そうしますと、地域の中におきましてその人がその立場をずっと独占をするということ、それから、その中からやはり議員としても考え方に油断が出てくる場合もございまして、まあベテランはベテランとしての本場に活躍する余地は十分にあるのでございましてけれども、そこら辺、両方兼ね合わせでそんなふうな考えているわけでございまして。

ただ、ケースによりましてはやはり例外も、先生御指摘のとおりやつてはいるわけでございまして。これは、中央執行委員会等その人の立場、今までの実績あるいは地域でどうしてもこの人に継続

問題については、それぞれの自制等も含めて、円満にいくような努力があれば私はやるべしということの方が今求められているのではなからうかと、基本的には以上のように考えております。

○笹川委員 選挙を公平に、なるべく自由が原則だ、これは山花大臣、わかるのですが、主権在民といっているわけだから、やはり主権者の方の気持ちも私は尊重しないと、ここで議論して、議員の立場からすると、どこへでも何時でもそれはおっしゃるけれども、来られる方が嫌だと言っている以上は、やはり僕は第一回は人数制限なんかをやつて、それで何年かやってみて、みんながそれはいいよ、もう人数も外したらいじやないか、フリーにしようというときには、私はフリーに外してもそれは別に決しておかしくないだろう、こう思うのです。だから、初めから全部、一〇〇%外しちゃつた方がいいのだという議論をしないで、まずとりあえずは、それは演説の要員だつて全部人数が決まっているわけですから、ある程度、それは三十人か五十人か、これは何人かいいというところは申しませんが、とりあえず一時解禁としては人数制限をして、そして五年後の見直しじゃないけれども、いろいろ見直し資金でもあるのですから、見直すときに、全面解禁でどうだ。まあ議論の中には、ある特定の政党がもう戸別訪問専門だから、それをやらせちゃつたら負けちゃうから、それは全面禁止した方がいいと言ふ人もいろいろいるけれども、私はそれは思わない。選挙ですから、それは勝てるようにするのが当たり前なのである。特定のところを有利にする、不利にするという議論は当然私は慎んだ方がいいと思ひますが、とりあえず、受ける方の側からすると、若干の制限はしてもらわないと、良識だけにまつというのなら、良識なんかがあれば苦勞しないの、大臣。エキサイトしたらもう何でもするのですよ。夜中でも電話をかけて、ここへ入れろなんて、全然逆なことをやる。俗に言う、いたずらする人もいろいろいるわけですから、ぜひその辺はもう一回、与党案が絶対ベストなんだということを言わず

に、ひとつ人間の制限その他についてはぜひ考えていた方がいいと思ひます。

それから、さつき個人献金の話、ちよつと切れちゃつたので、個人の二十万、三十万出しても、八幡だとか、あんな何兆円の売り上げのあるところがそんなことで特別に頼みにきていろいろなんて、そんな話には私にはならないと思うのです。だから、企業献金は悪いんじゃないけれども、それをしっかり政治家が守れば私は今すぐ企業献金を廃止しろというのを言わないけれども、国民の方は、どうもわいろと献金がごっちゃになつてやつて廃止しろという方がアンケートをとると多い、それと戸別訪問は逆にやめた方がいいというのが圧倒的だから、やはり世論を気にするんだということならば、ある程度今言つた方は世論の方をくみ入れていた方がいい。

また、逆に、消費税みたいな、世論は今反対だ、税金を上げるか下げるかと聞けば、上がらない方がいいと答えるに決まつているのです。これはだれでも。結構ですと言つては一人もいないのだ。だけれども、将来の日本のことを考えれば、こういうところへ使うのだからぜひ我慢をしてくださいということをやるときに、今の中選挙区制ならば、少々無理なことを選挙民に言つても通る可能性はあります、はつきり言つて。だけれども、完全小選挙区制とか並立になつた場合に、五十一とらなかならないかと思うと、かえつて選挙民に言うべきことを言わないで、もうこれを言つちゃつたら最後の百分で負けちゃかなわないかと思うものだから、いや我慢してあれもやります、これもやりやすさというところになる可能性もあるんじゃないかなという気がするのですけれども、まあ短くちよつと、もしあれば。

○山花国務大臣 御指摘のことはあると思ひますけれども、ただ同時に、逆の考え方もあるのじゃないでしょうか。政党・政策本位でやつてまいりますから、全国で政党選挙をやつていゝ中、個人が逆に地元の利益誘導型をやつた場合には、か

えつて全体の地域の票をいただくには逆効果もある、こういう問題点もあるのじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○笹川委員 議論をしていゝと、何たつて時計が進むのが速いのでとめてもらいたいと思ひうぐらひです。

法務大臣、せつかく来ていたで、実は法務委員会がありますので、私も一時間時間があるのたつぷりそのときやりますが、きょうは法務大臣に、実はお願いするのはおかしいのだけれども、本来法務大臣というのは、今回初めて、初めてじゃないけれども、たまたま運よく国会議員じゃない法務大臣ができました。しかも、政治改革という非常に国民から信頼を得なかならない最中でありますので、法務大臣として、よく国会議員は、あなたが指揮権を発動するかしないかと聞きます。私がもし法務大臣だつたら、発動するとか発揮しないかは答えられない、それは法務大臣の職務の中のひとつが指揮権でありますから。だから、私が法務大臣だつたらそう答えるし、多分法務大臣もそう答えると思うんですが、今、何といつたつて連日新聞を見ると、これは悪いことした人は捕まればいいじゃないかと。それはそれでいいんだけれども、政治改革の実行点はこのことなんです。だから、これもしつかりやらないと実は困るわけですが、じゃ法務大臣がしつかりやれと言つても、それも指揮権のうちだと言われるかも知れませんが、これこれをしつかりやれと言わなければいいんだ。全体的に法の執行者として一生懸命やれと言ふのは、私は言うのが当然だと思ひし、指揮権の発動にはならないと思ひんですが、法務大臣、いかがですか。

○三ヶ月国務大臣 私、何と申しますか、現在問題になつておりますネコンの問題につきましては、これはしばしば申し上げておりますように、検察当局は厳正に対応してゐるということを確信しておりますので、その問題に関しましては、私といたしましては指揮権を発動して捜査を、何と申しますか、抑制するとかあるいはそれにハッパ

をかけるということとは考えませんが、あくまでも法の精神に基づいて、法と証拠に基づいて厳格かつ不偏不党の立場で今までどおりやるものと確信しておるということでございます。それでよろしうございませうか。

○笹川委員 わざわざ法務大臣に来てもらつて答弁を受けても、もう言うことはわかつてゐるんですが、一応やはり来ていただいたで、その発言をしないともすいのお呼びしたんですが、どうも済みませんでした。法務委員会でゆつくりやりますのでお帰りをいただいてもいいんですが、ただ私の言つてゐるうちに、とにかく全体、これこれなにとにかくみんな集めて、おれも法務大臣になつた、一生懸命やれ、国民の負託にこたえる道だ、それぐらいは言つたつていいんだから、毎日言つたつて構わないんだから、その精神でひとつ法務大臣、しつかりやつてもらいたいと思ひます。どうもありがとうございました。お帰りでください。

それでは、さつきちよつと午前中、個人献金の話であります。山花大臣、佐藤大臣、これを悪用して税金を還付してもらつて、これはちよつと普通の売り上げをおつことしたりするのと違つて、とにかく政治家が献金を装つて税法の控除額をうまく利用して、懐へ入れたというんです。これは変な話、自民党も今まであつたんでしよけれども、ないかもわからぬけれども、今回たまたま検挙はされていませが、公明党の石田先生のところから寄附を悪用しての不正還付で二名逮捕、羽田先生のところも、新党さきがけ、落選したけれども横浜の人が所得税法違反と政治資金規正法違反でこれまた……

○石井委員長 さきがけ。○笹川委員 一めんなさい。これは新党さきがけの方だ。逮捕されちゃつた。羽田先生の方もありますよ。新党の当選者で大谷さんも、やはり節税目的の空献金の疑いということでありまして、三人に聞いてゐると時間がないうで、以上を代表して羽田先生、まことにけしからぬと思ひん

だけれども、どうか、反論は。

○羽田国務大臣 これはもう御指摘のとおり、税の公正、公平ということからいって、これは決して好ましいものじゃありません。

○笹川委員 これは実はもう犯罪ですからね。こういうのはもうどんどん刑務所に入ってもらわなければ困るので、まあこれは国会議員だけの問題じゃなくて、県会も市会も町村もみんなこれは直さないと、下からくみ上げていかないと難しいと思うんですね。そういう意味で、ぜひひとつこれから中央だけじゃなくて地方議員、国会議員はいけれども、じゃ県議員も政党補助があるのかなということになりますので、ひとつお考えをいただきたいと思っています。

さて、よく細川総理が政策中心、政党中心の政治をこれからしなきゃならぬし、政策中心で小選挙区制を争っている。今までのように同じ政党の人が複数出ませんから、サービス過剰にならないわけでありまして。これはもう当然なんです。私もそう考えていました、昔。

ところが、今回はたまたま戦後長い間続いた自民政権が崩れたんだから、連立政権なんだから特例だということはおかしくありません。一般の人から言わせると、私たちは政党の公約に基づいて選ばないと選ぶ方法がない。しかし、今の中選挙区制では、政策もあるが、人物とそれから地元ということで選ぶわけですね。非常に何となくのか、だますわけにいきませんから、わりかた正確にいつていたんだが、今度政党・政策中心の選挙をやると言っているのに、今回の連立政権を見ますと、政党で約束した、例えば社会党さんの名前を出して悪いんだけれども、消費税はなくなしますとやはり選挙で言っていた。しかし、今度連立内閣に入ると、いや消費税は認めますと、内閣だから不一致になると困ると。あるいはまた引き上げますと言え、これは引き上げに依るを得ない。これは僕はそれで日々これ新たなりだから、それはいいんですよ。いいんだけれども、今度閣僚やめて、また次の選挙で地元へ帰ったら、あれ

は閣僚のときだからやむを得ないけれども、また今度も反対なんです、これをやられたんじゃ選挙民は何を頼りに選んでいいかわからなくなる。という、細川総理の言っている政策中心、政党中心なんというところが、これはもうそになっちゃうわけですね。それなら今の選挙区の方がいいじゃないかという議論になっちゃうから、私は本来は、今度の選挙で、固有のものはこのいうものがありまして、けれども、連立政権になった場合には協議をしますと、これとこの問題については歩み寄らざるを得ない点がありますよということを明確に言っておいて選挙すべきだ。

となると、今回はそれを言っていないんだから、政治改革がもし成立した後に、私は連立政権の政策について国民に信を問うことも一つの政治としての必要なものじゃないのかな。まあ一回選挙をすれば四百何十億かかるから、ぐあい悪いんだけれども、考え方としては僕はそれは国民が求めているものじゃないのかと思うんですが、羽田副総理、どうでしょうか。

○羽田国務大臣 確かに国民の皆さんがやはりそういう形で選ぶ、これは私は基本であろうと思っております。

ただ、今度の連立政権ができた経緯は御案内のとおりでありますから、これはもう具体的に本当に一つ一つの政策を詰めるということができなかつたことは事実であります。しかし、私どもはこれから、そんなことをいつまでも言っているわけにいきませんので、やはり率直に話し合いながら、できるだけ政策を集約していくということが大事であろうというふうに思っております。それから、その意味では、少なくとも連立政権を組むという中でこれは話し合っているわけですから、閣僚を今すぐやめたから、もう今度は一議員だからいいんだというものじゃない。やはり連立を組むときに、お互いに基本的なこういうものは合意しようということをやっているわけですから、私はその筋というものは閣僚をやめたらすぐ変わっていくものだ、そういうふうには思っております。

りません。

○笹川委員 それでは、社会党の前委員長にお尋ねしますが、参議院の安倍さんという、今無所属になっていますが、参議院の方にいらっしゃる。これは比例代表で選ばれたわけですね。そうすると、本来、安倍と書いた人は一人もいないわけですね。社会党と書いたもので選ばれているんだから、本来議席の所有権と言っちゃおかしいけれども、所有権は社会党にあると思うんですね。

ところが、社会党が除名とか離党させても、議席は今でも残っているわけだ、無所属で。これは選んだ側からするとおかしいんですね。社会党推薦だから買ったんです、品物を推薦がなくなっちゃったから、本来なら返品ですわ。それが今後とかが起こり得る可能性があると思うんですが、その点については非常に矛盾をしていると思うんですが、今の参議院の話についてはやはり矛盾していますか。

○山花国務大臣 矛盾しているという、こういうテーマの一つだと思っております。実はこれはかなり前の時点からあったわけですね、議論になった一回目、二回目、三回目が今回の経過ではないか、こう私は受けとめております。私も公選特などで、このテーマについて逆の立場で質問をしてきたことについても記憶をしております。

御承知のとおり、憲法四十三条一項の全国民の代表であり、法的には議員となった場合には独立した権限が認められている。議員の憲法上の位置づけというところからこの問題については解決できないテーマとなっているわけでありまして、ただ、今のような事例だけではなく、政党自体がなくなっても繰り上げ当選の問題、その他同じような問題がなお残っているところでありまして、議論継続中のテーマだと思っております。

○笹川委員 それでは、最後になりましたが、羽田先生にお伺いしますが、よく今、一極集中というので、東京へ何でもかんでもあるからだめだ、

もう少し人口を分散しろ、役所も分散しろ、国会も移転しろということがありましたね、随分。これはそれで非常に僕はよくわかるのですよ。

ところが、今度の小選挙区制でその一票の格差の問題を議論してくると、どうしても東京に国会議員がふえちゃうんですね。五十人も六十人も仮にできたら、一体、一極集中を排除しろと言いがら、国会議員は一極集中で東京がふえるぞ。そうすると、東京の国会議員というのは何をやるかというと、失礼かも知れぬけれども、地方の議員に比べては、することはやはり少ないですよ、陳情その他は。私は少ないんじゃないかと思う。逆に、アメリカみたいに、ワシントンのような特別区にしちゃって、東京だけはどうも国会議員は置かない。

例えば、鳥取県なんかは所得が一番低いけれども、投票率は一番高いですよ。一番低いと「とてつぱな者あり」あ、鳥取いたか。低いと言ったがな。そうすると、東京は、所得は高いけれども投票率は一番低いというのです。権利を上げたって行使しないわけですね、全然。そうすると、行使しない人には、政治に対する批判なんというのは本来僕はおかしいと思う。ちゃんと投票した人が批判をするというなら、これは僕は謙虚に耳を傾けなきゃならぬと思うのだけれども、そんなに投票率の低いところには、将来、投票率に応じて議員の配分だつて若干考えたっておかしいくないですよ、行使しないんだから。

だから、私は、東京に一極集中して、世田谷に三人も国会議員いてどうするの。自転車で回れるよ。そういう矛盾もやはり避けて通らないように、ぜひひとつ、連立政権のときなら何でも通ると思うんだ。反対すると、僕は、あいつらはいいじめていると言われるし、賛成すればみんな通っちゃうし、非常に困った状況が続いておりますので、本来もう少し大きな声で元氣よくやりたかったんだけれども、いじめないよう、ゆつくりやりなさいと言われているもので、これで終わりにいたします。

○石井委員長 次に、細田博之君。
○細田委員 自由民主党の島根県区、細田博之でございます。

きょうは、総理も御出席をお願いしたのでございますが、公務ということで出席できないということでございますが、その他のいわゆる連立七党派の六党の党首なり前委員長、おそろいになつていただいているわけでございます。

そこで、私は、むしろ政府の代表として単なる法律論を展開するよりも、これは政治の枠組みを変えろ大きな問題でございますから、それぞれの政党がどのように考えているのか、そして、我が国の民主主義、選挙を通じての民主主義というのが政治の基本でございますから、そのような基本の形をどのようにこれから考えていくのかという点を中心に質問を申し上げたいと思います。マスコミの方もおられますけれども、まだまだそういう認識での報道が必ずしも十分でないと思ひますし、ここに与党の方いらつしやいますけれども、一体それで、法律が通つてからどうなるんだという認識においてもまだ十分はつきりしてない、そういう面がございます。

私は、実は、まず基本的な作業からやってみしました。与党が、七党派あるいは無所属を入れて、まあヤマノオロチなんて言っていますけれども、ヤマノオロチは私の島根選挙区の出でございまして、ちよつと余り使つてほしくないなとも思ひますが、ヤマノオロチでも結構なんでございますが、その今の現職、そして落ちた人、いろんな人を全部選挙区別に当てはめてみました。次の選挙どうなるだろう、政府案が通つたときどうなるだろう、自民案が通つたときどうなるだろうと思つてやってみました。皆さんやってみましたか。これをやっているのは小沢さんだけで、多分、それ以外の人は、まあ何とかなるだろう、失礼に当たるからそれ以上言いませんけれども、その程度のことなんだ。しかし、大変なことが今起ころうとしているということがよくわかるのでございます。

そこで、ちよつと委員長、私、配付資料として、これはごく一例でございますが、東京都と愛知県、特にここは東京都と愛知県の方が多いものですが、例としてちよつと表を、資料を配つていただきます。

○石井委員長 どうぞ配つてください。

○細田委員 そこで、この資料についてはおしい申し上げますが、特に社会党、山花大臣、そして佐藤大臣がよくテレビなんか出られると、すぐ二言目には選挙協力でございますと言われます。選挙協力、本当にさかれますか、山花大臣。

○山花国務大臣 これまでも努力をしておりますし、これからも努力していくというのが社会党の方針であると承知しております。

○細田委員 今までの選挙協力というのは、その党から候補がどうしても出ない、こういうことが多いのでございます。たまたま地盤とか政治状況から見まして、特に公明党さん、やはり支持層から見ると立て切れない。社民連さんや民社党さん、ちよつとこれは立てないのはしょうがない。本当は立てたいんですよ。日本共産党は偉いんですよ、全部の選挙区に候補者を立てているわけですからね。これが私は政党だと思つておりますが、それは残念ながら立てられないからどうしようかというときに、民社党さんは、この選挙区ではそれじゃ公明党さんを支援しようじゃないか、あるいは我が党の政策に近いから社会党さんを支援しようじゃないか、この候補者もいよいよ、これが選挙協力ですね。今まで、社会党の候補が出たてしやうがないのに、おまえおろろ、ここで公明党の候補が出て、立派だからこれに全部投票しろといったことがあるかという、余りないと思ひます。知事選挙でも市長選挙でも、これは原則として無所属で出て、もとは社会党であるけれども、我が党に理解を示しておるから何党が支持しよう、そういう形で選挙協力というのはやっております。

ところが、今回、小選挙区制になったときに、選挙協力をやっているというのは、驚くなかれ、この選挙区は新生党の候補が出ます、あとの社会党、社民連、公明党、民社党はみんなやめましよう、日本新党もさきかぎも立候補をやめましようという選挙協力だと言っているんです。そうじゃありませんか。ちよつとさっきの選挙協力の中身、教えてください。

○山花国務大臣 前段につきましては、選挙協力というものは、その政党にとつて大変厳しい場面でございます。

お話しのように、私たち社会党の場合にも、もう決まつておつた候補をおろして、他党の候補をやつた事例も幾つかあるわけでありまして、それぞれの政党が全体の選挙の勝利を目指してということですから、そういう場面も幾度かぶつてきていくこととございます。

後段の問題につきましては、これは一つには、この連立政権が政治改革を年内完成させる、それから、その他の政策についても来年度予算編成を通じて仕事を行う。そうした問題に対する国民の支持とか審判を仰ぐという場面が将来出てきたときに、選挙に向かうということだと思ひます。その場合には、いろいろな格好での選挙協力があるんだと思ひます。先生おっしゃつた一つの形だけではない、こう考えておりますが、選挙協力はやるべきだと思つております。

○細田委員 ここに大変教養あふれる江田代表がおられます、それはなぜかという、イギリスにも住まわられて御勉強もされた。

イギリスにいい例がありますね。保守党というのは、どなたかも言つておられましたけれども、このところ勝ち続けておりますが、支持率は五割を超えていない。そして、労働党と自由党を合計すれば五割を超えています。そして、労働党と自由党が選挙協力、日本でおつちやつていような選挙協力をすれば、かなり、五割を超えておるわけでございますから、議席をとれるけれども、それはやらないんです、イギリス人は。そして、日本人のちよつとあさはかな人が質問を發したので、よ。あなたの党は、自由党と労働党で選挙協力すれば勝てるじゃないかと、どこかの国で今話していることを言つたんです。勝てるのに何で協力しないかと言つたら、ばかにされた。何言つてい

るんですか、あなたは。日本人はあなた、そういう考えしているんですか。政治というものはそういうものじゃない。我が党は、こういう党是を持つて、そしてこういう方針で選挙民に訴へているんだ、したがつて、党是の違う自由党と、あるいは自由党から見れば労働党と、選挙協力をすれば勝てるから協力をして、自由党の支持者は、黨員は、この選挙区においては労働党に投票してください、よろしく。よろしくなんというのは大体日本語ですがね、英語にならない。労働党の黨員には、この選挙区では自由党が候補に出ることにしましたので、労働党は立てませんのでよろしく、そんなことはやらない、そういうふうに聞いていますが、それはどうしてでしょうか、江田先生。

○江田国務大臣 それぞれの国にそれぞれの事情があり、それぞれの政党にもそれぞれの事情があると思ひますから、日本は日本の事情でやるべきだと思ひます。

ただ、申し上げておきたいのですけれども、今度、選挙制度も含め、政治改革をやろうと、改革になつた後、どういふ選挙の取り組みをするか、それは別として、従来の中選挙区制度のもとでどんなことをやつてきたかといふと、私は、これはしつこいほどに言つてきたのですけれども、五百十一の定数、二百五十六以上候補者を立てずに政権を担当させてくれといつても、これはだめなんですね。政権の提案になつていないわけですよ。そうすると、残念ながら、今の党がそれぞれ選挙に取り組み限りでは、自民党しか政権の提案になつていなかったのは事実なんです。そこで、野党がちゃんと腕を組んで、選挙協力をやつて、こういう政権を野党と一緒につくりましますから、国民の皆さん、やらしてくださいというなら、それは提案にはなり得るわけですよ。

ことをやったら、そこに国民の理解と共感があつて、参議院選挙で自民党は惨敗をする、野党が圧倒して、参議院は与野党逆転になったわけですから、私は、選挙協力というものの、あるいはこの政連立政権というものの、これは、国民に理解を得られる要素は、日本の中では、現に実例もある以上、あり得ると思つています。

○細田委員 私は、お言葉ではありますけれども、イギリスの昔から伝統ある民主主義を学んできた方の御発言とは余り思えない御発言であつたと思つています。

参議院選挙のときは、確かに選挙協力をして勝つたところもありますよ。連合の人が出たというところもある。しかし、戦つたところもあるというように、個々に考えてきたのですよ。

そうして、もっと大事な御発言があつたのは、政権をとるために政策をあらかじめ調整して立候補するようなことを言つたでしょう。そんなことで、何の政党の意味があるのですか。

私は、山花大臣が国会で苦勞して御答弁になつてゐるのは、個人的には理解してゐるのですよ。つまり、社会党として、社会党の綱領に従つて立候補をして、自衛隊はやはり今の問題は憲法違反だとか、PKOはやはり反対だと言ひながら当選してきたのですから、東京で。そうして、しかし、当選した後、会派がどうやって連立政権を組むかといつて、そこで妥協せざるを得ない面があるから、内閣の一員としては私は妥協しましようといふ、それは私は、ある意味では、まあ人によつて違ふけれども、五割ぐらゐは理解できるのですよ。

しかし、今の江田さんの言つたことというのは、全然違いますよ。最初から、選挙民に対してどうちを言うのかといふことをはつきりしないで選挙をしようといふのですから、あなたがもし、例えば山花さんは東京何区、二十一の選挙区の中で何区かで、幸ひ皆さんの御理解を得て統一候補の一人にしたいだいたとしますね。いただくに当たつていろいろ条件がつくかもしれないけれども、日本社会党の前委員長として、ではパトリオット

トを導入する予算については本当は賛成なのかどうかと、自衛隊についてどう思ふかということは何にも言わないで、あたかも最初から内閣の一員であるかのような、連合政権、連立政権という国会で当選してみなければ、選挙結果がわからなければわからないような前提のときに、あらかじめ妥協して立候補するのですか。ここにいる社会党の皆さんもそうやって立候補するのですか。(「そんなことはない」と呼ぶ者あり) そんなことないと言つていますよ。それはちよつと、もっと立候補のときの公約のあり方について、どういふふうになつて立候補するのか、教えてください、山花前委員長。

○山花国務大臣 先ほどお答えを省略した部分を含めて、若干発言させていただきたいと思ひますが、例えば今回の選挙の際に、私たちは、何よりも最大のテーマとして、ここにパンフレットがありますけれども、新しい政権で政治改革を実現しよう、この選挙に至つた経過を振り返つていただきますならば、政治改革について激しい対立の中で、不信任案提出、これが御承知のとおり経過で可決された、そこで選挙に突入したわけでありますから、何よりも政治改革を実現しよう、このことを最大のテーマといたしました。

そのためには、新しい政権ですから、社会党単独で政権をとることはできない。それならば、非自民の皆さんと腕を組んで政権をとろう、こうして私たちは選挙の協力について合意をしたわけでありました。合意の内容については、内外に発表いたしました。

そして、選挙のさなかにおきましても、私、当時委員長でしたから、社会党の固有の政策は一体どうなるんですかといふことを含め、今御質問の内容に関連して、ずっとマスコミから質問を受けてきた立場でございます。

そのとき、私はこう答えました。連立政権の構想については、既に八九年に連合政権の構想を発表し、昨年暮れ、連立政権の構想を発表し、そうした連立政権の構想を踏まえての今度の選挙だけ

れども、自分たちの政策を、それぞれの党の固有の政策を有権者の皆さんに訴えて、その審判を仰いだ中で、その結果に基づいて連立政権の可否が決まります。もし、そこで改めて連立政権についての合意をつくることであれば、政権が誕生するでしょう。それができなければ誕生しません。私たちは、誕生させるために努力をしたいと思ひます。こう言ひながら、社会党の政策がどこまでその政権で生きるかといふことについては、単独政権ではないので、議席の数によつてそのことについての濃淡は出てくると思ひます、こう説明をしてまいりました。

社会党が圧倒的多数ならば、社会党の政策が非常に中核的になるでしょう。そうでなかった場合には、やはり議論して合意をつくる、そうした努力になりますので、濃淡といふことになれば、必ず濃、濃いというわけにはいかないかもしれないけれども、しかし、連立政権をつくる国民の皆さんの期待にこたえますと、こう言つて選挙を行つてきた次第でございます。終わつてから、改めて合意をつくりました。

○細田委員 あなたの言つておられることは、全く民主主義に反するといふことにお気づきでないようですよ。それは、選挙のときには、その党が政策を争つて、しかも比例といふものを入れるのですから、比例区に投票しようといふときに、私は社会党に入りたい、そのときに、どういふ政策を一体訴えてゐるんだらうかといふときに、山花委員長のおっしゃることによれば、我が党はこう思うが、もし連立政権で連立内閣が形成できるのなら、我が党は大臣を何人か送り込んで、まあそこまでは書かないでしょうが、そのときにはこの政策は棚上げいたしますといふ公約を出しながら選挙すると言つてゐるのですよ。

さきかたの党首の官房長官、どう思ひますか。そういう、さきかたの党首として選挙をするときに、どういふふうにするのか。

私は、小選挙区比例代表に、間違ひがあるといへないから言つておくれけれども、反対してゐるのではないのですよ。そうではなくて、結果として連立になるのは民主主義としていいだろう。しかし、党が本当に合併してゐなくて、それぞれの党が戦うのであるならば、選挙制度が変わつたときに、あらかじめ選挙協力をして、そうして投票を融通し合うといふようなことは、あたかも建設業界において最近言われておるようによ、談合するのと同じじゃないか、そう思つてゐるわけですよ。

党首として、官房長官、どうでしょう。

○武村国務大臣 まあイギリスは、御承知のように、二大政党の政治がずっと続いておられます。まあ社民党とか自由党といふのがござりますが、かなりの得票をとりながら、議会で大きな勢力が持てない。実質的にはだから保守党と労働党の時代がまだ続いておられますから、彼らの党利党略論で言へば、連合する必要があるといふ、そういう判断があるのでしょね。これは私の想像です。

ですから、日本の国も、すつきりした二大政党の時代が来れば、細田委員のおっしゃる大変明確な、わかりやすい姿になると思ひます、それがいいか悪いかは別としてね。

そして、より幅の広いコンセンサスの主張を二段階で掲げること自身がややわかりにくくする面はあるかもしれませんが、それはそれでやはり基本的には納得がいただけるのではないかと、そう思います。

○細田委員 まあ私から見れば、余り理解できないのですよ。もし、山花前委員長、社会党の立場で見まして、パトリオットとかあるいはAWACSはこれはもつと大きな問題でしょう。そして、自衛隊の違憲の問題も大きな問題ですが、閣僚のお立場としては今までの主張は百歩譲って理解したとしても、党として、社会党としてこれから予算が通っていくときに、賛成したらやはり党として賛成したことになりますね、党として。それは連立内閣と関係ないのですよ、本当は。関係ないですね。

社会党の政策として、もう綱領があつて、選挙のときに有権者の方にはこうでございませうと言いつつやっていると、そのときに今までと同じような言い方ができると思いますが。つまり、連立政権なんだから、党の綱領にあるけれども、全員が、ここにいらつしやる社会党の方も含めて賛成投票を投ずるということがあるのでしょうか、AWACSとかパトリオットも含む新年度予算において。そう思つておられるのですね。

○山花国務大臣 別に社会党だけではなくて、それだけの政党が特定のテーマにつきましては党内で徹底的に議論をする、そのことに全党が従うかということだと思ひます。

今、連立政権の問題、具体的にテーマ等あるわけですから、そこで考えますと、実は我々は選挙をやる前にそういう方針を打ち立てました。そして有権者の審判を仰ぎました。賛否両論あつたわけですが、結果に基づいて、したがつてそこで私たちは連立政権に参画するかどうかということについても議論をいたしました。しない場合もあったと思ひます。しかし、今回はそういう政治決断をいたしました。そして、政治決断した上

で、そうした経過については全国の党員の代表が集まる大会によって全部報告をして承認をいただいているところです。

したがつて、連立政権のあり方については、そういう方向について全党の合意をいただいておりますから、例えば予算の問題なら予算の問題で予算が閣議決定される、そして法案として出てくると、こういう段階になればそのことに従わなければならないと思つています。もし従えないような場合であるならば、それは連立を崩すということになつてくると思ひます。その前段の段階においていろいろな議論があるでしょう。いろいろな議論についてはお互いオープンな議論をしていくということの中で合意ができれば、連立を守つてその合意でありますから、閣僚一人どうこうということではなく、そういう姿勢で真剣に国民の期待にこたへたいと思つて連立政権に参画をしたところでございませう。

○細田委員 それでは、大内委員長はどういうふううにこの点について考えておられますか。選挙というものと政党のあり方と連立政権のあり方が非常に複雑に絡み合つていくわけですね、今いろいろ質問しましたが、ちよつとお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大内国務大臣 お答えいたします。

まず、委員が、例えば次の総選挙に向けて今の八党・会派というのですが統一候補をつくつて選挙をやるといふような一つの前提で、いろいろその矛盾をお突きになつていくように拝聴いたしました。やはりこれは選挙制度がどういふふううに固まるかにもよるわけですが、仮にやは今提起されているような案が与野党の合意を得ましてできるということになりましたら、私は、政界再編が基本であつて、やはりできるだけ一つの党を結成して、そして自分たちの訴える政策というものをはっきり明示し、そのプロセスも明らかにしながら国民の審判をいただくというのが筋ではないかと思つておりまして、私どもの党の場

合は、今そういう八党・会派による統一候補というようなことは全く考えていないわけでございます。

それから、連立の問題につきましても、先生よく御存じのとおり、ヨーロッパでは事前に、連立政権をつくつた場合の政策というものはこういうふうになりますというものを提示して選挙をやる場合もございませうし、あるいは選挙の結果として連立政権をつくらざるを得なくなつて、そこで政策協定というものを結びまして、それで政権を維持するといふようないろいろなケースがあるわけでございます。それはケース・バイ・ケースによつていろいろあり得ていいのだらうとは思つております。

○細田委員 大内委員長の御答弁はそれなりに一貫して思ひます。私はそれでなければならぬが、しかし、そこがふらふらして、とにかく統一候補を選んだらいいじゃないか、そして選挙協力をすればいいのじゃないかと思つていられる会派もあると私は思つていられるのです。それは大内委員長は今いろいろな論理というものを突き詰められて、やはりそうだな、我が党としてはどこかときちつと一つになつてやるか、あるいは七会派が一つの党にならざるを得ないなといふところまで論理的帰結になられたから、これは立派です。しかし、それをやらざるやうとしていられる党があるといふことはやはり選挙民を欺いていられることになるというのが私の考えなのですが、石田委員長はどうですか、どういふお考えでしょう。

○石田国務大臣 お答えいたします。

次の総選挙がどういふ形になつていくのか、これはまだ定かではないわけでございます。もちろんこれは新しいこの政治改革法案が成立した状況の中で、じゃ、政界再編成がどうなるかといふ問題も十分に考えていかなければならぬ問題でございます。したがつて、そういう流れの中で、次の総選挙が、今の八会派が一つの集団という形になるかどうかということも極めてまた不確

定というふうなことでございませう。

ただ、先生が御質問をされておられる趣旨を十分考へてみますと、少なくとも一つの集団をつくつて、そしてそれがグループとして国民の皆様に選挙をお願いをするということになりますれば、それなりの政策の整合性というものはきちつとしていかなければ、これは国民に対して極めて相済みぬことになつていく、このように思つてございませう。だから、その段階において、要するに組めるのか組めないのかという問題がはつきりしてくるのではないかと私は思つております。

○細田委員 これまたある程度は理解できるのですが、大内委員長の答えより相当はやりしていただきますね。つまり、その段階でどうもやはり違つていまして、そうなるのと小選挙区制という一つの選挙区で一人しか当選しないような選挙区において、会派がばらばらとそれでトップを争うということになり、それが四会派になるか五会派になるかもわからない。

しかし、週刊誌とか新聞、テレビの報道をごらんください。大体皆さんは選挙協力すると言つておられますから、自民党共産党対七会派、八会派、これは勝つだろうか負けるだろうかと一生懸命言つていくわけですね。そんなことを言つていくといふことは皆さん方に責任があつて、そうやりますよ、談合政治をやりますよ、それは党の合併をきちつとやつてからやることは限りませんよ、空気がまとまつていつたらまとまるかもしれないよ、その程度でこの大事な我が国の民主主義の制度を変えていくといふことを議論している。これはおかしい面があつて、羽田代表が言われたことも、さっきの点はおかしいのですよ、今の制度のつとつて見る限り。

先ほど笹川委員の御質問があつて、山花大臣は大内としてあややつていろいろおっしゃつた。しかし、それが大臣をやめて社会党に戻つたら言ひ方を変えるのはおかしいと言つけれども、私は、政党の主義からいへば、あるいは山花大臣の今までの考えからいへば、当然社会党のものと政策に

戻って堂々とこういうものは違憲であるとか、こういうものは適當でないと言わねばすよ。それが私は政界人だとは思ってありますが、それはまあともかくとして、そんなことを今詰めようと思っているのじゃないのですが、例えば選挙協力というときに、東京都の、先ほど私がお渡しした資料をちょっとごらんください。

これは向こうにも渡っていると思いますが、これは選挙協力というときにいかに談合政治になるだろうかと、私を私は心配している表でございいます。東京都と愛知県がありますが、現職が無所属の鳩山さんを入れて二十四名も入るのです。そして今は定数四十三名ですが、二百五十名にすると二十一名になります。そうすると、現職だけでも三人余る。そうして気の毒にも、社会党は六十六万票もつたのに十人もの現職と一人の新人が落ちていくのです。そしてこの票は、何と前回の選挙のときは社会党は百三十四万票もつていたのです。半分以上になった。何のせいでかわかりません。一三十五万七千票です。失礼。それはよくわかりませんが、そういう責任を前委員長がとられたということもあると思いますが、これは非常に風も吹いた。そうすると、これは四十二人います。皆さん方は頭の中では選挙協力とおっしゃるから、その前に政党再編成をされて、新生党と公明党が合併したり日本新党とさきがけが合併されたりするかもしれないけれども、一体どういうふうにするのかなと。

さつきどなたか、大内委員長が言われたように、いや、わしはもう天下の大内じゃ、東京のうちの一人だが、わしはもう断固だれが出て出るといふことで別に調整が必要じゃないと言わねば、青山さんと伊藤さんが今は当選しているが、残念ながら重鎮塚本さんと落ちておられる。そうすると、やはり塚本さんにも出てほしいなど私も考えている。御引退なさるのかどうか、私も知りません。しかし、愛知県においても、十

二人しか定員がいなくても、十六人も現職がいれば、民社党の強い県でございいますから、塚本さんにも森さんにも出てほしいなと私は思うのです。が、佐藤樹さんとかがいる人、赤松さんとか頑張っている出られないかもしれないのです。それで、まあ頑張っているのか、ちょっと言葉は悪いですが、大事な人だから、これはやはり立候補してもらわなきゃ困るわけですよ。そんな場合に、やはりそういうときにどういふことで解決するかという、選挙で解決するしかないのです。民主主義というものは、それを何か調整するのでしょうか。党内調整するのですか。

ちょっと済みません、山花さん、それでは、今は委員長じゃないですが、前委員長として、この合意を取りつけた前提としてどういふことを考えられておられたか、この例に沿って言ってください。

○山花国務大臣 御指摘のようなテーマは、今の与党側にあるだけではなく、野党側にもあるのではないでしようか。自民党でもお国がえ問題その他がある。この場合には党内で話し合えるのですか、お言葉をおかりすると。そうじゃなく調整をするんだと思います。我々の場合にも党内で調整をするという、これは手法については自民党でも社会党でも同じだと思っております。その中で勝利するための努力をしていく、そして全体の与党との協力についても、これはさまざまな選挙協力を追求するという事になってくると思います。

○細田委員 これは重大な発言です。我が自由民主党は、党の綱領を決定して自由民主党という一つの党として候補者を調整するのです。そのときに、選挙に負けちゃいけないというのは当然でしょう。我が自由民主党のAさんとBさんが両方立候補したいというときに、党としては一人しか当選しない選挙区であるからあなた頼みますと、それはいいでしよう。しかし今のお話は、社会党と新生党というものが重なる、そのときに、じゃあ新生党にしましうか社会党にしましうかというの

自由民主党内の調整と同じである、こう

いう認識が私は、ちょっと大内委員長に似てきたような演説になってしまいましたが、こういう認識が私は民主主義の危機をもたらすと思うのです。

小選挙区になった場合、当然、一本化する努力をしますよ、自民党は。そうでなきゃ落ちちゃいますから。二人出たら必ず小選挙区は落ちますから、我が自民党はどんなに苦しんでも、どんなに派閥の抗争があつたとしても、それは党の中の問題でございいますから、それは調整しても、だれもほかの人にとにかく言われることはありません。

(発言する者あり) ところが、さきがけと例えば社会党とか、そういうこと、どうなるんですか、その場合。いいんですか、本当に。ちょっともう一度。

○石井委員長 静粛に願います。

○山花国務大臣 今も連立与党として、基本的な合意に基づいて協力して細川政権のために努力をしています。それは、関係だけがということではなく、全党挙げての体制であるということについては繰り返しません。

そういう中で新しい選挙に臨むということになれば、やはり連立与党が連立与党としての合意をその時点においてどうつくるかということと前提として、自民党内の話し合いがあります。この同じように連立与党内でも話があるということについては、形としては同じことではないか、こう思っておりますが、中身について御指摘のような、自民党は一つなんだから、こういう違いはござい

ます。この点私は、言葉が少し足りなかったかもしれないが、そういう連立与党として相談することにつきましては同じ手続ではなからうか、基本的にそれはそう思っております。

たとえ全国比例でも、二百五十の小選挙区で一三%から四%というこれまで最高の比例でとられても、まあ三十五人がせいぜい。今五十一人です。から、新生党と合併するかどうかは別にしても、元公明党あるいは現公明党の方が、自民党をやっつけるんだから、こんばんにやつつけるんだから六十人ぐらいいはもらいたいなと思つたら、どうしてもこれは小選挙区にちゃんと立てて、そしてほかの党に遠慮していただいて、そうしてかつ比例にも出さなきゃならないということになるのです。

そこで、皆さんがどういふように考えておられるかわかりませんが、選挙協力する前にこれだけ候補者があつて、私の計算だと現職がどうしても連立七党で四十五人ぐらゐる過剰になるのをございます。今のお考えをちらつと伺つております。小選挙区の公認を得られなかった者はもう比例でも出さないんだというようにも聞かれます。その場合、小選挙区で落ちた者を惜敗率で全部拾えばいいようにも聞かれます。ございます。社会党さんはどう考えておられますか、その点は。党内の運用の問題として。

○山花国務大臣 今の御質問につきましては、まさに党内の問題でありまして、現執行部が次の選挙に臨んでどういふような戦術を組むのかということになると思います。それだけではなく、これからの細川政権が解散に至るまでの実績について一体どうなるか等々も絡んでまいります。私が今の立場でその点についてお話しすることについては差し控えていただきたいと思います。ただ、党としては当然そういう政権の実績等も考えて、どういふ選挙協力があるかなんかということについては、その時点で正しい判断をするもの、こう思っております。

○細田委員 いや、それはわかります。その方がいい、そうおっしゃった方がいいという面はわかりますけれども、党の責任者ですから、もともと。そして、各委員長も出ておられるわけですから、さてどういふか、我が党は合併をするのか、

選挙協力をするのか、それで何人が当選するのか、そして、落ちた者はどうするのか、公認を得られない者はどうするのかというのを一生懸命考える立場におありなんですよ。その結果、先ほど大内委員長が言われましたように、あらゆることを考えた末、何党と一緒にならなきゃいかぬとか、政界、政界再編成を前提とするからもうこの法律を出すに当たってはここまで腹を決めてやらなきゃならないというふうに考えた上でやらなくちゃいけないのですよ。

そのときに、私は、社会党さんは本当にお気の毒ですが、大変厳しいなと思っているわけです。なぜかという、百四十名が七十名になっちゃった。みんな落ちていくけれども、立派な政治家はいっぱいいるのですよ。落ちた人は立派な政治家がいるんじゃないかというくらい本当に、まあわかりませんよ、それはわかりませんが、と思うぐらい。それは落選者への饗礼として言っているのをごさいますから、そんなに詳しくは知りませんからね。それは自民党でも同じですがね。しかし経歴のある人もいます。さっきの民社党の塚本さんだって立派な人ですよ。人によって評価が違ってもいいじゃないか。しかし私は立派だと思っ

ている。その人をどういうふうな自分の党として支えているか、それよりも何よりも私が大事だと思っているのは、前回の選挙で東京都で百三十五万七千票を社会党がとったと言いましたね。今回は六十何万票になってしまったんですよ。しかしこれは社会党さん、これを百万票以上に戻そうというくらい思っておられるでしょう。ちよつと佐藤大臣、どうですか。例えば東京、まあ愛知でもいいのですが、よし、戻してやろうと思っているんじゃないですか。

○佐藤内閣大臣 そのことは当然でございます。政界としてより多く国民の皆さんの御支持を得ようとしていることは当然でございます。

せっかく立たせていただきましたので、一言だけ、今までの議論を聞いて言わせていただきますと、細田議員のような御分析をずつとしまいい

ますと、自民党さんは四百七十一の総定数、我々政府が出しました五百より二十九少なくなりました。まあ大変だということになってまいりますね。それから、どうも今のお話を聞いていますと、自民党さんの中の候補者が多いものだから三百というのはどうしても必要なかな、こういうふうには私は余分な心配をいたします。

○細田委員 それはそうじゃないのでございませう、残念ながら。我が自民党は、いろいろ大変だけれども決まったことはもちろんやろうと思っているのです。決まったことをやろうというのは、これはしょうがないでしょう、民主主義で。二百五十名の定数でも三百の定数でも、それだけの候補者しか立てられないのだから、それ以上立てたためでしょう。それはしょうがないですね、選挙だから。

しかし、今の与党の方々が考えているのは、その枠を超えているということが問題じゃないですか。もちろん、二百五十でも社会党は厳しいというふうなことは、この表からわかりますよ。しかし、だからこれは私は三百にしたらどうか、早く社会党さん、三百で妥協しなさいと言っているつもりはないのです。むしろ選挙民を欺くような選挙になっちゃいけない。そして佐藤大臣が今言われたように、今度こそおれは勝つぞと思っているわけですよ。そして、勝つぞということは、今言われた東京都では十人の前職が落ちていて山花さんだけが通っているという実態のときに、山花さんだけが公認になって、あとの方は残念ですが、上田さんも常松さんも長谷さんも、皆さん我慢してくださいというふうな選挙をしてはならない。これだけの議員に対する裏切り行為になるんじゃないか。

それは、私は社会党の内部の問題として言っているのじゃないですよ。政界政治というのは、二大政界政治というのを目指しているわけですよ、二大政界政治というの、小選挙区にしようというの。政治政治というのは、議員が小選挙区において我が党所属の人を投票できるということを原則とす

るのですよ。それを原則として、多党化しておる場合には、残念ながら例えば二大政界にとりあえない場合、三党でも四党でも、共産党さんがどんな制度になっても多分これまでどおり全地域に、全選挙区に候補者を立てられるように、基本的に全選挙区に候補者を立てようということを考えて最善を尽くすというのが私は民主主義であって、これだけの大量の社会党議員がいるにもかかわらず、あるいは日本新党だって同じことですよ、民社党だってたんださんあるんですよ。

そのために比例区がありますと言いますけれども、比例区は半分なんですよ。何といっても半分なんです。その小選挙区という、それは政府案の場合です。だから私は、自民党案の、小選挙区が多い方がいいということにもつながるわけだけれども、その半分で我慢すればいいということじゃなくて、やはりこの今の法律を考える段階からある程度明確な政界再編成の方向が示されなければ、国民は一体何を国会で議論しているかわからないのです。あんなほど、週刊誌を読むとどうも七会派は全部やるのだなと。(発言する者あり)

自民党はどうするのかなんてやじが飛びましたけれども、自民党ははっきりしているのです。自民党はすべての選挙区に自民党の候補を立てる、それも二名立ちたいという人もあるかもしれないけれども、あきらめてもらって一名立てる、これしかないに決まっているのです。もう人材が多いですから、自民党は。だから二百五十だろが三百だろが、いや、与党から見れば人材がいくらあっても足りない。しかし、これから、まあ長老などは引退してもらってもいいかもしれませんが、我が党の精鋭を二百五十なり三百なりの選挙区に全部立てますから。それはだれも反対していませんよ。それは当然ですよ。

そして、どうしても比例に回らざるを得ない者も出るだろう。それはしょうがないですよ。今まで何しろ五百十一人の衆議院議員がおるのですから、与党も野党も含めて二百五十人が小選挙区に

なるのだから、あるいは三百人が小選挙区になるのだから、これはどうしてもはみ出る人が出るのはいやむを得ないんです。そのときに、はみ出た人は残念ながら比例に回ってもらおうということでは、やらざるを得ないでしょう、それは党内ですから。ところが皆さんは、何か聞いてみると、それは大変だ、それじゃ各党で相談しましょう。それでも余剰ということが出ていますけれども、これは東京と愛知だけ配りましたけれども、神奈川県でも兵庫県でも北海道でも福岡でも、もう大余りですよ、皆さん。大余りの中で、党首が会談して決めるのですか、そんなことをやることは、僕は有権者に対する犯罪行為だと思っております。

石田委員長、どう思われますか、その点は。

○石田内閣大臣 お答えいたします。これは細田先生の独自の考えのもとで議論が展開されているわけでございますから、この法案が成立をして、そして政界全体がどうなっていくのかということがいわれる選挙の時点で明確にならないと、ほぼそういう姿が見えてこない限りにおいては、これは具体的にどうこうするという手段というのは生まれてこないんじゃないでしょうか。私は、そういう情勢の中で考えるべき問題だと思っております。

○細田委員 少なくとも選挙を実現するまでにはそういう問題をちゃんと整理できる、そうしてその方向はこういう方向だということとは言えなくや、おかしいですよ。でも、やはり皆さんのおっしゃったことには、いろいろな思惑があることははっきりしています。最初に言われたでしょう。選挙協力はどこでもやっています。これまでもやっています。勝つためにはしょうがないんです、そういう言い方ですね。

そうすると、ある選挙区では社会党の人が出てきた。そうしてその人は、党の綱領に従って自衛隊の現状は遺憾だと言っている。しかしこれは与党の統一候補である。だから自分はこの人には投票したくないな、前この区から出ていた公明党の何とかさんの方がいいなと思っても、公明党さん

も何か指示を出して、いや公明党としてはほかの選挙区で立てておきますからまげて社会党の方に投票してくださいという選挙になるのじゃないか。

日本の選挙制度、私もやってみて一番問題だと思つていますのは、まだ個人個人の投票に対する行動が、自分はこの会社の社員だからとか、この宗教団体の一員だから、あるいは自分の地域がこうだからこの人に入るとか、あるいは自分の親戚や配偶者がこうだから入るといふに、帰属する社会なり地縁血縁などによつて投票行動を決めるということが色濃く出ているわけですね。そうすると、これはもちろん今みんな我々が抱えている問題点なんです。しかし、選挙協力をした場合の問題点というのは、またそういう地縁血縁を利用しながら、あなたの信念とは違ふかもしれないが頼みますよという選挙が行われる。これはたまらないのです。

私はそういう選挙にならないように、一つの綱領で一つの政党として七会派が合併するなら大歓迎だと思つていますが、本当に合併するならやってみよう、それから、その候補を選定するときに、この人は確かに立派な人だから、もとは社会党であるがこの人、もとは公明党であるがこの人、この人は民社党だがとか、社民連であるがというふうに入選をやつてほしいのです。それが、我が国民が二十一世紀、二十二世紀に向かって選挙を通じての民主主義というものを育てる基本である。これまでのあり方は、金権とか腐敗とかいろいろあります。それはもちろん全員がやったとは言えない。しかし、我々は何でそういうことが起こつたのかということをもろに反省しなきゃならないですよ。しかし、反省したような顔をしてまた次の誤りを犯してはならないなというのを私は考えているわけです。そして、その写真が全くできていない段階でどんどんどんどん選挙協力の話が出てくるということ自体が、私はおかしいな、これでいいんだろかというふうに思うようになるわけです。

それは私の考えでありましようと言われますけれども、まだそういう論議を余り新聞でもテレビでも言われてないですよ。それで、決められたものはしようがないし、私は反自民だから反自民の党に何でも入れますよという人は、それは確かにいるかもしれない。それはいいですよ、どうせ投票なんだから。しかし、私はやはり、政党中心の選挙をするということになるならば、政策というものをしっかりと打ち立てて、その上で党の合併なり共同作業というものができて、そして政策のすり合わせが出た上で選挙をしてもらいたいんですよ。そう思われませんか。羽田党首、どうでしょう。

○羽田国務大臣 もうおわかりの上でお話してごさいますけれども、現在のこの連立政権というのは、まさにああいうハブニングの中でひとつでき上がつてきたということ、これはもう間違いない事実なんです。しかし、この間に、お互いにいろんな難しいものを乗り越える、あるいは単なるイデオロギーの争いというものはだんだんなくなつてきておる。そういう中に、私もはこの政権を維持していく中であつて、いろんな経験をいたしております。こういう経験をこれから新しい政治にどんなふうにかかしていくのか、これは与党の中で存分に話し、またそういう中で新しい選挙制度に対してどう臨むのか、私たちはこれから十分な議論をし、そしてそれに向かつての体制というものををつくり上げていくということでありま。

○細田委員 そういう提携の接着剤になられた江田代表は、どうでしょう。

○江田国務大臣 連立与党のことについていろいろ御心配をいたされて、大変ありがたう聞かしていただいておりますが、二つ三つ。

談合とおっしゃるんですけれども、やはり基本は有権者の審判なんです。民主主義というものは、その審判をしていただく有権者にいろいろな提案をしていくわけですよ。各党の固有の政策というものをその提案でしようし、こういう選挙協力で、

こういう体制で政権を担当しますという提案もそういう有権者に対する提案の一つでしようし、そういうものがいろいろ有権者の最後の投票によつて審判を受けるわけです。ですから、談合などというふうなことは、それが本場に談合であるならば、それは有権者にむしろしつぱ返しされるわけであつて、そこは自民党の皆さんも十分御注意をいただきたいと思ひます。

それからさらに、今大きな政治の変動期なんです。確かに連立与党、八党派ということですが、私も八党派がいいと別に思つてはいるわけじゃない。現に私の社民連というのは、この政治改革ができたら社民連という形で選挙ができないうと御心配いただくとお聞きしますが、私もそうだと思つてはいます。したがつて、これはほかの政党のことを言うわけじゃありませんが、私も、政界再編成は私にとつてはこれはもう不可避だと思つておまして、そのときには今の状況、さらに二十一世紀の世界、日本をどうつくるかということを実際に議論をして、離合集散していくことになると思ひます。

○細田委員 さすがは江田代表でございます。私は、後段の部分は非常に立派だと思ふ。だけれども、前段の部分はやっぱり私は余りよくないと思つています。

なぜかという、談合とはいふが有権者の判断だとおっしゃいました。しかし、小選挙区になると、もう大きな会派を代表してこれが推薦候補ですよということにならないと通りませんからね。通りませんから。そして、その候補者がまたまた社会党のある種の考えを持つた人であつたり、公明党のある種の考えを持つた人であつたり、いろいろですね。つまり、今まではいろいろなメニューから、自民党の中でも好きな人、好きな人もあつて選ぶというメリットもあつたかもしれないが、それよりもっとメリットがあつたのは、各党のメニューを選べたんですよ。だから、今回でも日本新党やさきがけがいいぞということになれば選ぶし、社会党からちよつと風が離

れると社会党が減つたりするわけであつて、やっぱりこれは民主主義の基本からいふとその選択の幅をうんと縮めちゃう、事前の調整だから。だから、それがいいとは思ひ言えない。それは建設の談合だつて、三分の理ぐらいはあるんですよ。ちゃんとあらかじめA社、B社、C社と決めておいてやれば変な工事はしないだろうと言ふ人もありますよ。しかし、それはいいじゃない、すべての人に門戸を開放されて、自分のコストを比較して安い人に入るような制度でなきゃいけないというのと同じように、そして政治の世界でもっとさらに重要なことは、どういふ主張の政党に投票するかということが一番大事なわけでございますから、こんなことは釈迦に説法でございますけれども、それに反するようなことを考えておられる節があつて、これは困つたもんだと思つてはいます。

そこで、山花前委員長にもう一度伺ひたいのですが、さつき言つた問題にちよつと戻りましよう。自衛隊の問題など、今までは閣僚としてと言つておられるからいいのです。それが閣議で予算を決めるときにサインされますね、まず。AWACSもあるいは入つてはいるかもしれないね。そして、なおかつ出される。そして、国会で社会党が賛成に回られる。それで、閣僚としてのあれは何通も御答弁になつてはいるからいいんですが、社会党として考えた場合に、それに賛成した場合に、やっぱり大きな公約違反と方針変更になりませんか。その点をちよつとお答えください。

○山花国務大臣 全体の予算の問題と個別の問題では若干立場が違つてくると思ひますけれども、先ほど来お話しした中でちよつと説明不足だったかもしれないが、我々は八九年の段階で連立政権の政策を発表しております。党の政策。そして、党だけでは政権ということではない場合には、連立政権をつくらうではないかという場合には、連立政権における自衛隊についての政策も発表しているところでございます。

すなわち、連立政権、それがまた今度は連立政

権になったわけですが、その場合には、我々の主張、固有の政策がすべて通るわけじゃないから、ある程度そこでは濃淡が出る、議席が少なければそれが少なくなるといふことも覚悟しながら、しかし政権を目指しましょうと、こういう態度でやってきているわけですね。したがって、今連立政権の合意に基づいて政権をつくったわけがありますから、何よりもその政権の合意、基本のものとして尊重していくことにつきましては、閣僚だけではなく、大会で御了解いただいておりますから、党の立場ということになります。また、そういう意味からいいますと、今話題となっている幾つかの具体的なテーマについても、社会党の方でそれぞれ来年度予算編成については、AWACSの問題だけではなくいろいろなテーマについて、これまでの社会党の主張ののちのちの主張というものがこれからはなされるものと思っております。予算というものはそういうものだと思っております。

そして、その主張が通る場合もある、通らない場合もある、こういう場面がこれから来るんだと思っております。全体としては、従来の国の基本政策については、これを承継、継承しながら、平和と軍縮のために責任を持つ、こういう姿勢ですべての予算の項目について真剣に検討し、その中で党としての結論を出し、そして連立与党の合意づくりにこれから乗り出していく、こういう場面です。そこでまたまった場合には、私たちはそれに従っていききたい、こういうふうに思っているところでございます。

○細田委員 随分党のお考えから何歩も踏み出しておられると思えますね。結党以来何十年もやっておられる政、どの政もそうですね。そして、それが動かしがたい党の方針として決められておられる割には、内閣に参加する人が六人なら六人おられれば、あらゆる政策はもうその時点では妥協せざるを得ない。まあいざ、野党にでもなったら、そのときにまた衣を脱ぎ捨ててよろしいに戻りましょうというような御発言に聞こえるのです。

ね。大変残念なことです。

大内委員長、先ほど、もし各会派がどんなまあいれば統合してくれば、それは最も理想的な姿だといふふうにおっしゃいましたし、本来そうあるべきであるとおっしゃいましたけれども、今の七会派あるいはヤマトノオロチ、もし一つになろうといふ一つになれますか。

○大内閣務大臣 私、七党、まあ八党・会派と言っておりますが、この中で政策的に、基本政策の面でも非常に近い政、それからそれぞれの固有の政策を比較しますと非常に隔たっている政がございます。

私は、一つになるということは、基本政策で完全な一致がなきゃなりません。それから、将来に向けての重要政策についての一致がなきゃなりません。それから、政治理念、政治原則について的一致が必要でございまして、私は、選挙協力のよくなわけにはいかない。新党をつくるというのはそういう厳正なものである。したがって、これが一つになるかどうかは、違つたところが変わるかどうか、これにかかっていると思っております。

○細田委員 それで、例えば民社党の場合には、いろいろなところで当選しておられる方が今回も多数おられて、会派として十九人おられる。そうして、やっぱり選挙協力になった場合には、もうしようがないから、十九人と落選している塚本さん初め何人かは何とか統一会派の候補になるように努力して、どうしてもだめなら比例区に回つてもらおう、それがとりあえずの経過的な措置としてやむを得ない、こういう考えですか。

○大内閣務大臣 塚本さんのところまで心配していただまして、本当にありがたいのでございします。

さつき申し上げたとおり、私は党の委員長といたしまして、そういう統一候補といったようなものは今の段階では全く考えておりません。そうじゃなくて、政界再編に全力を尽くす、こういう心構えで今進んでいるわけでございまして、その辺は御理解いただきたいと思います。

○細田委員 ちよつと最後の時間で私のアイデアを申し上げておきたいのですが、二対一の議論と云うのがありますね。二対一を超えてしまふといふことは、私も選挙区ごとにいろいろ分割してみましたが、やはり超えるところが出てきます。そのときに、自民党案のように都道府県単位の比例を加味するということは一つの考え方、つまり都道府県全体で見ると、代表が何人出るかという考え方、格差を見ることができまうから、二対一の格差を縮めて二倍未満にして、県民ごとにはいば憲法違反の疑いを避けることができるなということができるのが一つ。

それから、それと別にしても、私はある程度準備の数をとっておく方がいいという感じもあるんですよ。つまり、今四百七十一だ、五百だと言っていますけれども、十ぐらい議席を何らかの形でとっておく、そして分けたときにどうしても超えるところ、そこに足してあげて二倍の格差を薄めることをやると案外うまくいくんですよ。そういうこともしたらどうか。というのは、これは一議席ずつ与えた上で分割したから、これは一つの考え方なんです。過疎地域やなんかを優遇して、ある程度は面倒を見てやらなきゃならない。そのかわり、過密の地域においてはどうしても超えてしまふような地域が出るから、そこには十の懐からちよつと、大蔵省の最後の査定、元大蔵大臣もおられますが、ちよつと味つけのようになしていくと案外うまくいくのですね。だから、余り頭をかくて考えていると確かにいろいろ今後問題が出てきますので、何か知恵を出したらどうかという気がもたしてあります。

これはつけ加えることでございますが、やはり私は、この一時間にわたって申し上げたことは、もつと日本の民主主義の将来を、新生党だ、さきがけだ、日本新党だ、自民党だというような党利党略的なやりとりだけではなくて、百年、二百年の制度としてどういふふうに考えていくのか、そのためには各党の政策調整というものも含めてどういふふうに考えていったらいいのかということ

をもつともつと真剣に考えていただきたいんですよ。ちよつとちよつと、しようがない、勝つためにはしょうがありませんねというふうな発想でやってもいいじゃない、そのことを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○石井委員長 次に、小川元君。

○小川委員 小川元です。よろしくお願ひします。政治改革の議論、もう大変長い間、この国会が始まりましてからもいろいろの方がされておられますし、特に自由民主党においては、海部、宮澤両内閣、大変長い間御議論をいただいているわけであることはよく承知しております。ただ、私は、実は今度の選挙が終わるまで落選をいたしましてお休みをしておりました。そういう意味でこの政治改革の議論に加えていただいていたわけでありまして、そういう観点からいろいろときようは御質問をさせていただきたい。両大臣には、大変質問が重複するところがありまして恐縮でございますけれども、その点御勘弁をいただきたいと思います。私にとっては初めての質問でございますので、御勘弁をいただきたいと思います。

少し前置きが長くなりますけれども、その前に、国会議員をいたしておりましたところに、政治改革の問題を、私は当時自民党のユートピア政治研究会の一員としていろいろやらせていただいたわけですが、率直に申し上げて、当時我々がしていた議論と現在ここでされておる議論というのは随分変質しているなと、こう考えております。今回政府及び自民党の方で出された政治改革法案の中で、一番の関心事は選挙制度の改正ということに集中しているわけでございまして、その選挙制度の改正が、これは国民の権利に対する基本的な問題でありますから、当然幅広い観点から検討されなくてはいけないことは事実でございますけれども、しかし、やはり基本はきれいな政治をするという観点から選挙制度の改正も行われなくてはならない、こういうことで始まったわけだと思っておりますが、その点につきまして、

私はまず山花大臣から、御提出なさいました小選挙区比例代表並立制、この制度を基本的に、基本理念としてどう考えておられるか、また、特にその中で、政治をきれいにするという観点からごらんになって、いろいろ言われております現行中選挙区制あるいは単純小選挙区制等々に比べてどういう点ですぐれているとお考えになったのか。この点をまずお伺いしたいと思います。

【委員長退席、前田委員長代理着席】

○山花国務大臣 先生今お話しになったユートピア政治研究会のそれぞれの議員の皆さんが勇気を持って実情を公表された、私は大変意義深いお仕事だったと思っております。

今、その当時とは随分変わったとおっしゃいましたけれども、そのころから一貫したテーマがずっと貫かれていたんじゃないかと実は私は思っております。政治改革は、選挙制度の問題も重要な柱でありますけれども、国民の今日求める政治改革の中身ということ、選挙制度だけではなく、やはり政治と金の関係をきれいにしなければいけない、そのためには全体一体となつてやらなければいけないのではなからうか、そうしたお声を受けとめたのが、今度の四法を一体として提出したものでございます。

したがって、お答えにつきましては、二つのポイントがあるんじゃないか、こういうふうに思っているところです。

第一のポイントは、制度同士の比較ということですが、もちろん大きな分類として比例代表と単純小選挙区制がある。そしてその中間体として、併用とか並立とか、あるいは連用という声もありましたし、また、それぞれの制度について議席配分等によっていろいろなバリエーションがあるということだと思っております。したがって、比較ということになれば、余り一般論的な、学者の論文にあるような意味ではなく、これも適切じゃありませんかね。具体的な問題としては、これまでの選挙制度と比べてどこがどう違つて、どこに特徴があつて、どんな理念があるのか、こういう

観点で整理することが一番現実的ではなからうかと思ひます。

これまでの中選挙区制につきましては、私たちが、かつては定数は正で何よりも一票の格差というところから議論をスタートさせました。ただ現実には、我々も定数は正、全国一対二以下にするということを含めて努力をいたしましたけれども、長年国会の流れを振り返つていただければ、そのことだけではなかなか難しいということから今回に至つた経過もございますが、やはり考えてみると、一番の問題は、一言で言つて個人本位の選挙制度、これが中選挙区制の特性だったと思つています。それを今回は政策・政党本位の選挙制度に変えていく、これが最大の、大きな選挙制度としての本質の違いということになってくると思ひます。

政権を目指す、そして政権の実現を目指す政策が政策をもつて選挙で争う、こういうシステムに変えることができるかどうか、変えなければならぬ、こういう観点から今度の選挙制度を出させていただいた次第でございます。その意味におきましては、まだ、二つの制度をかみ合わせた、並立させたということにつきましてはその次の議論もありまされども、第一の問題としては、やはり個人本位の選挙区制に比べてみれば、今回の選挙の方がこれからの時代にふさわしい制度であるということではあるのではないでしようか。

同時に、併用と並立という問題につきましては、並立制で小選挙区とそれから比例代表という部分につきましても、これまた長年の議論があつた経過の中で、とりわけさきの国会における百七時間の議論におきましていろいろ問題点が浮かび上がつてまいりました。

そうした中では、それぞれの持つ特性、前者、選挙区選挙、小選挙区の選挙につきましても、政権の選択と言われますけれども、あるいは民意の集約と言われますけれども、一人で争う、こういう形の制度、そして一方においてはそのこ

とを相補うという意味での、民意を反映させるという意味での比例代表の選挙、これをかみ合わせたいものでありますので、相補完して、制度としては今日考えられる中では、政府側の提案としては、見直しということを含め、与野党の合意ということを含めこれがベストの制度ではなからうかと思つて提出した次第でございます。

あと、第二番目の問題点ということにつきましては、さつきそれで冒頭一言触れたわけですが、やはり選挙制度だけではなく、今度の四法案ということについては、私は三つの柱があると思つております。一つは選挙制度の問題、一つは腐敗防止のための連座制の拡大強化等の諸施策、そして第三番目は公的助成の導入を含めての選挙資金制度についての改正、厳しい規制と一体となつて政治と金の関係というものをきれいにしていくということを含めて、政策選挙、政策中心で争う選挙が実現できるのではなからうか、こういうふうに考えているわけでありまして、選挙制度の比較だけではなく、四法一体となつた提案、こういう格好で今度の政治改革全体について御評価いただければ、こういうふうに考えているところでございます。

○小川委員 今の御説明、四法一体ということはいくつかの点で、もちろん四法一体ではありますけれども、その中でそれぞれ一つ一つの問題、テーマの中でもやはり一番きれいな政治ができるような形態をとるべきだと私は考えております。今の選挙制度の御説明によりまして、選挙制度だけ取り上げてみれば、必ずしもほかの制度と比べてお金がかかるのか、かからないのかという観点で検討をされたわけではない、むしろ民意の反映とか集約化ということと政党政治の、政策中心の選挙をやる、こういう観点から考えられたというふうに関心したのですが、そうではございませんか。

○山花国務大臣 前段ちよつとそうお受けとめいただいたとするならば、私の言葉が足りなかったかもしれません。

個人本位の選挙というものは、当然そこで一人の議員のいわゆる地盤培養行為を含め、金のかかる日常的な活動の形というものがあつたろう、そして、そのためには大きな金が必要である、派閥が生まれ、族議員が生まれ、そして企業・団体の献金がさまざまな形で、よくないものも含めて行われている、全体そういう構造があつたのではないでしようか。したがって、それを個人本位の選挙ではなく、政策本位、政党が、本部、支部が正面に出て政策で争うということになるならば、そこでは従来の資産的、お金を使つて日常活動としてそういう活動を行つていくということとはなくなつてくるのではなからうか。そういうことを含めて、選挙制度を変えること自体もやはり大きな変化をもたらすものではないかという点についても実はお話しさせていただいたつもりだったわけであつて、決して無関係ということではないことについてちよつと補足をさせていただきます。

○小川委員 この政治改革は、もう海部内閣時代から本当に長いこと実現を望まれているからでいてないわけでありまして、今回がその成立の絶好のチャンスだと私は思つております。ですから、私個人としては、実は今大臣からお話がありました、この国民の皆さんの意見が非常に多様化している時代に、本当に政党ががっちり固まつた、そういう政党本位の——政党本位はいいと思うのですが、体制でいいのかとかいうことについていろいろ疑問はあるわけでありまされども、政府並びに野党自由民主党ともに小選挙区比例代表並立制で合意というのか、同じ案を出しておられるわけですから、それを壊すようなことは私は考えておりません。そういうことからそういう質問は差し控えていただきたいと思います。その点について議論することはしたくないと思つております。

自由民主党の保岡代議士にお聞きしたいのですが、私は、今申し上げましたように長い間議論から離れておりました。出てまいりまして、党内で

いろいろ議論をさせていただきたいと思つていたら、知らないうちにという言い方は変かも知れませんが、あつという間に小選挙区比例代表並立制ということで党議が決定したわけでございまして、その点につきまして大臣に対するのと同じ質問をさせていただきましても、基本的な理念、特にお金のかからないということについて、どういふうに他制度に比べてすぐれているといううに御判断をされたかお伺いしたいと思つております。

○保国議員 小川委員もユートピア議員連盟のメンバーとして一生懸命政治改革に取り組んでこられた、そういう経緯からも政治改革の必要性については十分御承知だろうと思つてます。そしてまた、小川委員と同じように私も前回の選挙で議席を失ひまして、その間政治改革本部の特別顧問などをいたして努力は続けましたけれども、本当に苦しい、庶民との交わりという再選を期してのいろいろな活動の中から改めて政治改革の決意を誓つて当選してきたお互いだと思います。

そこで、小川委員の御指摘のように、今度の政治改革というのは、国民側から見てもきれいな政治を実現してほしい、これ以上政治家を信用できないような政治は、本当にこれ以上はもう我慢できないという限界にまで達していると言へる状況の中で進められておりますし、私たち政治家も、新しい時代を切り開いていくためにいろいろ政治家と国民と一つになって苦しみを分かち合つて頑張つていかなければいけない。そういうときに本当に政策を実現して国民とともに歩んでいこうと思ふば、やはり国民のそういった政治への信頼というものを取り戻すということが大前提でございしますから、おっしゃるようなこの政治改革がスタートすることになったきっかけ、国民の政治不信の重大さ、このことは重く受けとめなければならぬと思ひます。

ただ、そういった意味で我々は、何遍も何遍も不祥事が続くものですからやはり根本的なところから考えなければいけないというので、そもそも

政治は立ち上がり選挙でございしますから、選挙制度の上に政治というものはつくり上げられていく、政治の姿もできていくわけですから、もうその根本から改めよう、新しい政党政治を確立する中で本当にきれいな、国民から信頼を受けるような政治を実現していこうという、そういう出発点をしたんだと思ひます。ですから、選挙制度改革を通じてきれいな政治を実現する。

そのためには今山花大臣からもお話がありまして、たとへば、中選挙区というものは、つい政策がいまになつて個人的な利益誘導型の選挙にあるいは政治になりがちだ。特に政権与党、政権を目指す政党がそうなりがちだ。そういう政治が非常に定着してしまつていて、これではいけない。これからはもつともつと国の未来というものを考へて、国づくりのためにこういう国際化の中でどういふ国の理想を求めていくか、そのためにどういふ改革を行わなければいけないか、こういうことをもつと考へてほしい。あるいは、これだけ成熟した社会になつたのだから、いろいろな価値がたくさんいろいろな分野で、地方でも生まれてくるように、もつと国と地方の役割を見直したりいろいろな規制を緩和したり、そういう国民全体がいろいろな利害の中でそれを調整しながらすばらしい人生をつくつていこう、国家をそのためにつくつていこうという中で、そういう根本的な、基本的な政策というものをもつと国民に訴へて、その点についてしっかりと審判を受けて、そしてそのもとにきちつとした政治というのでしょいか、的確迅速な政策の遂行というものが必要だということ、そういうことと相まってこの選挙制度を基本とする政治改革がスタートしたんだと思ふのです。

そういった意味で、立派な本場の政党政治、政策本位の政治というものとお金のかからない政治というものは裏腹の問題であつて、本当に中選挙区の中で我々が存在してきたときのそのまゝの意識で小選挙区に突入していくと、これは基本政策がしっかりと打ち出せないとか、政党のあり方がき

ちつとできないとか、あるいは何か今までの金のかかる選挙や政治の体質、意識をそのまま持ち込んで新しい選挙制度に入つていったらすると、それはまたお金のかからない政治とかそういうものは選挙制度によつて違つてくるというよりか、その新しい選挙制度の中での取り組み方によつて決まってくるわけだと思ひます。私は、新しい制度をつくることも大事だが、その制度下における政党や政治家の心構えというものが非常に大事だ、そういうことも含めて、新しい時代の政治を実現して国民の政治に対する不信を取り除いていく、そういう意味で今度の政治改革は進められていくものだと思います。

○小川委員 その点になりますと、先ほどお話ししましたように、イデオロギーの対立というものがなくなつた今日の世の中において、果たして本当に各政党、二大政党であつて多党であつて、基本的に違つた政策というものを示して戦えるのか。戦前の政友会、民政党のように結局、仁義なき戦いになるといふことも十分あり得るのではないかと私は思つてゐるわけですが、この点につきましては冒頭に申し上げましたように、既に並立制ということで両方とも一致しておられるわけですから、今議論をしないで、基本的にこの小選挙区比例代表並立制及びその他の政治改革関連法案の中で、私は、やはり直した方がいいんじゃないか、お金のかからないという意味からもあるいは国民の基本的権利の意味からも直した方がいいんじゃないかなというのを中心に少し御質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、ちつと順序が違ひますけれども、この小選挙区というものが行われますと、これは一つ選挙区に一人しか衆議院議員がいらない、こういうことになるわけだと思ひます。非常にその衆議院議員の責任が重くなる。と同時に、その地域における、地域への貢献度というものも非常に大きく期待されることになると思ふのです。それで、現行でいきますと、いろいろな地方での事業その他につきまして権限が国に集中していると

いう状態でありまして、実際に国からの補助金などを、現行の中選挙区制でも、国にお願いして地元のために補助金を持ってくるというふうな仕事を現実には我々国会議員がやつてゐるわけがあります。これが小選挙区制度になりますと、一人しかいないんだから、すべてその一人の議員のところへ集中してくる、こういうことになりまして、先ほど保国議員からもお話がありましたけれども、必ずしも制度によつて政治がきれいになるものではない、実際にその議員の心構え、一人一人に負うところが多いと思ひます。場合によつては、いわゆる金権腐敗というものが、その議員個人個人の考え方、資質によつてはもつと制度として助長されてしまふのではないかと、私はこういうことを恐れてゐるわけでありまして。

したがひまして、私は、小選挙区というものをいかなる形においても導入する場合には、やはり地方分権を徹底していかなくてはならないんじゃないか。すなわち、地元いろいろな補助金のこととかそういうことにつきましては、これは地元任せで、国会議員は国政を目的として選んでいただけるように、選挙民の方々もそういうことを期待して投票をしていただけるようにしていくことが絶対不可欠の条件ではないかと考へてゐるわけでありまして。

細川総理も地方分権ということをやつと総理になられる前から主張をされておられたわけでありまして、ここで小選挙区制を、まあ並立制ではありますけれども導入するに当たつて、思い切つて同時に地方分権というものをされるお考えがないかどうか、自治大臣にお伺いしたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 小川委員言われましたように、政治を腐敗させないために一生懸命、リクルート事件から五年も、小川委員も参加されましたように、ずっとこの議論をしてゐるわけですね。そこの中では、腐敗をしないように連座制の強化をしたり、あるいは政治資金規正法についても、違反者に公民権の停止をかけるという大変厳しい腐敗防止策を講じてゐることは御承知のとおりでござ

います。

あわせて、今委員御指摘のように、政府案の二百五十人の小選挙区といたしますと、平均五十万人に一人の小選挙区から出る衆議院議員という事になりますので、その意味では従来に比べましては非常に行政区が小さくなっている。所によつては区を、特別区を分けなければいかぬというところも出てくるわけでございまして、おのずと衆議院議員のそういう意味からの役目も変わってくるだろう。

あわせて、委員言われましたように、根本的には国と地方の仕事の役割分担というものを大きく変えていかなければいかぬ大きな時期に来ているのではないかと。もともと、自治省にいたしていても各省庁にいたしていても先輩各位が、各政党の方も、地方分権ということは一括法案を出すわけでございまして、権限移譲の一括法案を出す、あるいは御審議いただくというようなことになっておりますし、また地方制度調査会では四月に、広域連合あるいは中核市、約三十万人ぐらいの中核市構想ということで、これは来年の通常国会にぜひ法案を出ささせていただきたいと思っております。そういう問題もありますし、国会自身も憲政史上初めて国会決議をする、あるいはこの国会からは地方分権の特別委員会ができていくということ、あらゆる角度から早くこの地方分権というものを、国会と政府が一体になって進めていく。

まさに政治改革というものを、そして衆議院議員の役割というのは、どちらかというと国が本来やらなければいかぬ役割というもののウェイトがかけられるように、そして地域の問題は、狭い日本なのでありますから、その地域の出身者だけではなくて、県の発展、地方の発展、地方というのを県をもっと合わせた意味でのブロックの発展、国の発展を全体的にどう考えるかというのが今度国会議員のもっと主たる役割になってくる。単なるその地域の代表ということだけではなくて、豊かさ、ゆとりというものを感ぜられる、地域が生きていくと魅力あるものにしていくか

という、全体をむしろ考えるのが国会議員の役割ということになっていかなければならぬじゃないだろうかというように思っておりますので、またひとついろいろな意味で御助力を賜りたいと存じます。

○小川委員 私、せっかくのチャンスですから、この政治改革を成立させると同時に、次回選挙が始まるまでにぜひ地方分権というものを、細部までは無理としましても、基本的な基本法ぐらいはまとめていただきたいと思います。何も地方分権はもう選挙をきれいにするためのだけのことでないわけでありまして、今大臣が言われましたように、どうしても私は、もちろん地域から出させていただいている以上は地域のことを考えるのは当然でありますけれども、しかし、それはもっと大きな目で地域を考えると、選挙民の方々がそういう人々を対象にして投票をしていただけるようにするためにはこの地方分権ということが不可欠である、そう信じておりますので、今後ともいろいろな機会をとらえて、その点については主張をさせていただきたいと思っております。

さて、今大臣から、政府の二百五十人の案だと選挙区が平均約五十万人弱ということ、非常に行政区が従来に比べて小さくなるというお話がありました。これは、都会においては確かに私はそういうことは言えるだろうと思っておりますが、地方へ行きますと、これは一対二の中へ原則としておさめるといことも加わりまして、選挙区は小さくならないところが相当たくさん出てくるわけでありまして。

例えば、私のおります長野県というものを考えましたときに、従来の選挙区よりも実は範囲が大きくなるという選挙区が、これはもちろんまだ区割りが出てこないわけですからわからぬわけですが、前の海部内閣の区割り案あるいは各マスコミ等で出ておりますシミュレーションによれば、そういう選挙区が現に出てくるわけでありまして、また、多少小さくなくても大して変わらないというところはほとんどとなくたくさんあるわけござい

まして、そうなりますと、その選挙区の中で二人出た場合には五割以上の得票をしなければ当選できない。従来のように二割とかその前後で当選できるといことは全く違った状況になるわけでありまして。

具体的にちょっと考えてみても、私の例で多少恐縮ですが、私は今回、人口二十一万人ぐらいのある一つの地域で五割の得票をちょうだいしたわけですね。これにはやはり事務所の人間の数、あるいは党と、今度は政党中心とはいっても、やはり個人も動いていかなければいけないわけですね。あるいは政党のその支部のスタッフの数というふうにならなくてもいいわけですが、相当その党なりそして個人なりのPRもしなくてはならないわけでありまして、また考え方を浸透させていかなくてはならない。そういう手間、人件費等々も相当かかるわけでありまして、それがさらに、大体五十万ということですから、その倍以上の地域でそういう体制を整えない限りは、一つの党、あるいは私は必ずしも党の選挙にならないと、将来はなるかもしれないが、当面は個人の選挙中心になるだろうと思っております。その個人がつかなくてはいけません。これは選挙のときだけではないわけでありまして、選挙と選挙との間というものも長いわけでありまして、現に私なども三年半、保岡議員と同じように地元じゅうを駆け回ったわけでありまして、これはその期間が長ければ長いほど、最長四年でありますけれども、大変なやはり手間がかかってくる。

となりますと、私は、小選挙区というのは、もちろん最低でできるだけ小さくなくてはならない。これは、そこでお金がかかるからかからないかということとは実は、もちろん違法なお金をかけようと思えば、これは小さくたって絶対かかるわけでありまして、そういうことを今回のいろいろな腐敗防止の施策でできなくしてしまうと仮定しても、やはり選挙区が広くて、人口だけではなくて面積も広く市町村の数も多いということになりますと、そこへ一つ一つ例えば事務所をつ

くっていくとかそういう経費、正規の経費を含めてもかなりのお金がかかってしまうのではないかと。そういうことではないかと思いました。

そういう意味で、これは二百五十というのは、私は三百でもやはり本来大き過ぎる。イギリスの場合には、御承知のとおり人口六、七万人に一人でありますけれども、そういうふうにしてしまえば議員の数を三倍ぐらいいふやなくてはいけません。わけですから論外でありまして、幾つもの数とは言いませんが、小選挙区というのはやはり区割り小さい方がお金がかからぬ、こう思うのですけれども、その点につきまして御所見を伺いたいと思

います。

○佐藤国務大臣 今小川委員から御質問がございましたけれども、平均五十万ということになりますと三分の一の偏差でございまして、一対二以内に入れることを基本として小選挙区をつくるわけでございまして、三十三万から六十六万の間に一つの選挙区ができるということになりますので、今一番小さなところが兵庫五区三十二万三千七百、鹿児島三区が三十三万五千、もちろん今の、現行の中選挙区制ですが、石川二区が三十五万二千二百というふうなことになるわけでありますので、小川委員言われますように、最終的には区画固定審議会が決めていくことでございまして、けれども、そんな今よりさらに面積的に大きくなるというところは、そんなにはないのではないだろうかというところが一つでございます。

それからもう一つは、どうも小川委員の今の御質問を聞いておりますと、今の中選挙区制の同士の打ちの選挙のイメージ、例えば事務所をもっとつくらなければいけないとかというイメージがまだ随分残存が残っているというのじゃないだろうかというふうな受け取ったわけでございまして。

というのは、これから、いわば小川委員の選挙区ということになれば自由民主党が小川委員一人、あるいは与党の方で一人になるか二人になるかわかりません、それは、それから共産党さんというふうな争いになる。いわば自民党さんの方で

お金がかかっていたという同士の打ちの部分というのは事実上ほとんどなくなるわけですね。大きな市の市長さんがその次に立とうとしているののどしようかと、いろいろなそんなような問題はあろうかと思えますけれども。

そういった意味で、私は、小選挙区というのは、かなり政党のイメージと申しましょうか、もちろん候補者の人材の立派さとかいろいろなことありましようけれども、どちらかというと、そのときの選挙時におきます、ワンイシューということではないでしょうけれども、選挙の争点で有権者がどちらを選ぶか、そちらの方にウエイトがかかってきて、しかも、御承知のように金の面におきましては、政党しか企業・団体献金は受けれないというようにかなりものと絞って、五万円以上は公表しなければいけませんということでありまうから、なかなかこれは私たちがやりにくい、かなり金の面でもお互いにもとを切られている、そして政党助成ということでもございますので、そういった意味では、その面積が大きくなる、それも格段大きくなると思わないのでありますけれども、委員御指摘のようにお金がかかるということでは、私たちは余りイメージをしていないのでございます。

委員言われましたように、確かに中選挙区制の個人本位からこういうふうに変わる時期でありますから、私が言うように直ちになるかどうかはわかりませんが、大抵そういうイメージに私はなっているかなければいかぬだろうし、また個人個人のそういった従来のサービスのようなどというものは、お金の面からもまた制度の面からもなかなかできなくなってくる、そういうイメージの選挙になってくるのじゃないかと思えますので、その面積が大きくなったからといって、そんなに金がかかるというものではないと思っております。

○小川委員 そうなりますと見解の相違ということになってしまふわけですが、小選挙区の御経験者であられる保岡議員にちょっと御所見を伺いたいと思います。

○保岡議員 確かに、小選挙区の数は今九の中選挙区の数よりか、三百ということになれば倍以上ですから、その分区域が小さくなるところも出てきますね。そうしますと、当然のことながらその分経費が少なくて済むという要素もあると思えます。それに、個人選挙じゃなくて党首選挙になりますから、そういった意味でまた、氏素姓がはっきりしたお金で選挙や政治をやらなければいけないという意味でも、できるだけ選挙民や国民に理解される政治資金の使い方ということが問われると思えます。そういった意味では、小川委員が言われましたとおり、非常に選挙民の考え方というのですか、批判というのですか、そういったものを非常に強く受ける制度です。

今、先ほど言われたように、中選挙区では大体有権者の中の一割ないし二割の得票で当選できますね。ところが、五〇%以上の支持を得るということは、個人的な関係で支持を固めるということ以上に、もっと、無党派層がかなり現状としてふえています。そういう有権者の支持も得なきゃならぬということになれば、政治とお金の関係、日常活動における、選挙活動におけるお金のかけ方というものについても、よほどきつとしないとならぬと、あるいは政党でいえば、その辺をきちつとしないと政権を失ったり政権を得ることができないという非常に強い緊張が働きますから、そういった意味では、政治とお金の関係についても、新しい制度下においてはプラスになる要素があるわけです。

しかし一たん、先ほど申し上げたように、時代の要請で政党本位、政策本位の政治を実現するんだ、そのことはしつかりした政党が基本理念、基本政策というのを明確に打ち出して、それに対してより有権者の意識を、そのことによって投票を得るという努力をしていくということを一生懸命しない、その辺をあいまいにしていまうと、これは政権をとりたいためにみんな都合のいいようなことを勝手に言っただけで、当選したら別な政策を国のために考えるんだというようなこととで変えたりする、そういう政党政治の基本を逸脱するようなことが出てくると、これはもう争点のない、総保守化みたいな、選挙民に迎合する、そういう選挙や政治になりますと、今度は勢い個人的な今までの中選挙区型の選挙でやっていたような同士の打ち的な選挙になっていく、変質していく可能性は、過渡期であるだけに非常に私は懸念される点も大きいと思えます。古い家はもう壊れかけて大変だ、立派な家だったけれども壊して新しい家を建てようというんですから、一回壊した家を新しく建てるまでの間しつかりしない、いかにけんな家をつくらなければ大変なことになる。

そういった意味で、制度の移行期というのは個人選挙になるかもしれないがというような、ちよつと委員のお話もありましたけれども、そうあつてはならないという決心がこの新制度の導入に当たって大事だと私は思います。

（前田委員長代理退席、委員長着席）

そういった意味で、御指摘の奄美の場合は、中選挙区の中でたつた一つの例外の一人区でしたから、要するに役所と一緒にあって、この中選挙区制度下において国民が求めるいろいろな役所の政策あるいはそれを実行するためのお金、そういったものを地域の者が求めるわけですね。そういうものを一方の当選者は当然一手に引き受けることができるわけですね。片一方の野党は批判的な勢力で分散してそれぞれが独自性を競っているから、力になって、一つになって政権をねらうところには非常に遠かったわけですね。そういう存在で中選挙区下では一人区の外区で統一候補なんか立てられないんです。ですから、全く何というか、政権交代の可能性のないという中選挙区の姿がたつた一つの選挙区でもそのままあらわれるわけです。

そして、さらに言わせてもらえば、変な選挙協力だつてあり得るわけです。例えば、他の選挙区では社会党と協力をして、消費税に反対をして、

そして当選したら今度は自民党に入ろうとする、そういうことを許す風土というもの。他の政党も、立候補者も利害が選挙のときは共通するからといって共闘して、当選したら選挙のときに訴えた政策とは全然違う政党を選んてみたり、あるいは連立政権をつくつてみたりする。こういうことになると、小選挙区制というのは本当に一遍に崩れてしまふ。

だから、各政党ともこの新制度下において、本当に政党政治の確立、こういったことについて、命、存在意義、こういったことについては十分考えていかなければならないと私は考えております。

○小川委員 私は中選挙区イメージで考えておられるという大臣からの御指摘がありましたけれども、確かにそうかもしれません。現実には、私はどうも先ほど申し上げましたように、政策本位といつてもその政策に、じゃ、どれほどの違いが各党があるのか。現に与党、野党といつても、まあ政府と言つた方がいかもしれませんけれども、基本的に自民党の政策を継承されるということとでスタートされておられるわけでありまして、国民の皆さんにとつて目で見るとこの党とこの党がこれだけ違う政策をやっているというふうなことはならないんじゃないかな。そうすると、やはりその選挙区における候補個人の好き嫌いとか評価とかいうものが中心の選挙に、やはり小選挙区でも私は自分の間統いていくだろう、こういうふうな判断をいたしておきまして、そういう意味からいって、選挙区が広い、小選挙区の数が少なければ少ないほどやはりコストがかかってくる可能性が非常に高いと思っております。

この点につきましては、何遍繰り返して申し上げてもこれは見解の相違ということ、困るのは、まだやってないわけでありまして、困るの、ということについての結論が出ないわけでありまして、多少この点についてもう少し御質問をしたさせていただきます。

次に、二票制についてちよつとお伺いをしておきたいと思うわけでありすけれども、与党さんの側は、今回の選挙におきまして、何らかの意味で小選挙区において候補を調整なさるというのか、あるいは協定なさって絞っていかれるという御意向だということにお聞きしております。現状、自由民主党という非常に大きな党がありまして、言つては失礼ですが、比較的小さな党が幾つもありになるという現状では、一昨日ですが、読売新聞の記事にも出ておりましたけれども、各党がばらばらに小選挙区をお戦いになったのではこれはとてもかなわぬということから、当然ある程度の調整ということが起こるんだらうというふうな考えられるわけでありすけれども、そういうことになりまして、これは二票制のもとでは、まず小選挙区においては一つの選挙区で基本的に一人か、調整がつかなくて二人のときもあるかもしれないけれども、一人でお立てになる。

そうすると、いろいろ考え方の違いになった党の中から代表的な形で一人出てこられる。したがって、当然、おっしゃる政策というのはそのまぜ合せたというのか、いわば非常に複雑な、各党に見解の違ひのない部分だけおっしゃる、こういう方が出てこられて、そしてそこで選挙をなさる。一方、比例の場合には、当然各党にあるわけですから、各党固有の政策でもっておっしゃるのとはこれは当然のことでありすから、となりまして、要するに小選挙区の候補と同じ党でも、社会党なら社会党で結構ですが、社会党の候補がその選挙区でおっしゃることと党としておっしゃることというのが違つてしまふわけでありす。

これは大変失礼な話でありすけれども、今の連立政権において現実にそういうことになっていくわけでありまして、再三国会での御答弁をお聞きしておりますと、連立与党の合意を優先されて、党としては党の固有の政策がある、こういう御答弁をなさつておられますけれども、となりますと、一体選挙民は、結局判断に迷つてしまいますし、またその統一の候補の方の言つておられることを、自分の選挙区ですから当然優先して聞かれることになると思ひますので、実際にはその方の党は別のことを言つていてという矛盾を来してくると思うのです。

これは、ある意味では国民を欺くことにもなりかねない。よく勉強すればそうではないかもしれないけれども、やはり普通はそこまではいかないうことになりまして、二票制というのは常にそういう問題点を含んでいくのではないかと、うふうに考えまして、一票制の場合には当然選挙区に出られる候補、政策協定をなさるべきでございせんから、そのまゝの方に行つてしまふわけですから、そういう矛盾は起こらない、そういう点で一票制の方がすぐれているというふうには思ひますが、御見解をお伺いします。

あるのではなからうかと思つています。ということであるならば、それはいろいろな問題点があるのに、あえてそのことを乗り越えて一票制ということはいかかものかということ、我々としては検討してきたところでございます。

この問題につきましては、かつての海部内閣当時の制度につきまして、やはり並立、これは百七十一ということだつたと思ひますけれども、二票制ということに至る経過でも、かなり議論があつてそう選択されたのではなからうか。内部事情ですから詳しくわかりませんが、こういうふうな何つてきたところでございまして、ということからするならば、二票制でそれぞれの選挙の特徴、一方は政権の選択、民意の集約とも言われま、他方は、そのことを相補うために国民の民意を広く反映させるための比例代表、この機軸というもの、ちよつと半數ずつということにおきましては、それぞれの制度を相補完するという形であることも含めて二票制の方がよろしいのではなからうか、こう考へて、今度の提案では、一票制ではなく二票制を選択させていただいた次第でございます。海部内閣当時とは同じ考へ方に立つてはなからうか、こういうふうに考へていこうところでございます。

○小川委員 お互いに欠点を述べ立てればそれぞれこういうものはあるわけでありすけれども、私は、一番重点に置かなくては行けないのは、やはりその政党がどうだとか国会議員がどうだとかいう問題よりは、要するに、選挙民に物事をはっきりと理解していただくというところにあるべきだ、政治に参加していただくということにあるべきだ、というふうな考へておりました、そういう意味で、今申し上げましたように、二票制の場合には小選挙区の候補と比例の候補の言つていことが違つてしまふ可能性があるという点で、私は、この点は絶対に一票制がいいというふうに思つていられるものでありますけれども、これは神問答みたいな押し問答になりますので、この辺で、時間の都合もありますので、やめさせていただきます。

さて、いろいろとずつと、何も参画していなかったものですから、何か追つかねられるように細かなメニューでお話をしております、私も、もつといろいろな細かく質問をするのに質問を絞つてくればよかったなと今ここで多少思つていられるのですけれども、次に移らせていただきます。

政府の案では、比例代表というものを全国単位で選ばれることになっておるわけですね。こうなりますと、私は、これはもう非常に地方軽視の制度になるのではないかと。すなわち、私の県でいきますと、小選挙区で五人ということに多分なるのだらうと思うわけでありすけれども、その五人しか法律的に担保されないわけでありす。そして、比例代表はこのところから出てくるかわからないということになるわけでありすから、先ほどの、午前中でしたかの御答弁を伺つておりま、それは各政党で考えればよいというふうなお話があつたようにちらつと聞いておつたのですが、しかし、それは法律で担保されるのと全く違つた元の話でありまして、五百議席のうち一%しか要するに県の議席というものが保障されないということになります。当然、これは一対二にしますから、都会の議席がもとと大きくなるわけでありすけれども、同時に、参議院の例を見ましても、比例代表というのは役所の方とかあるいは組合の幹部の方とか、そういう組織に乗つた方々が大量に出てこられるわけでありすから、いわばこれは住んでおられるところは都会でありまして、考え方も都会の方々という方が、全国で比例を選ぶと非常に多くなるわけでありす。

議会は、やはりその地域地域のいろいろな問題について十分考慮した上で政治というものはやつていかなくては行けないことは事実でありますから、私はやはり、これは絶対に都道府県単位で選ぶべきだというふうに思つているところでありますけれども、御所見を伺いたしたいと思います。

○佐藤国務大臣 もう小川先生に言うまでもないのでございすけれども、なぜ比例を入れたかという、民意の反映といひましようか、なるべく

幅広い国民の皆さん方の民意を入れようということでございますので、そこで私たちは全国単位にしたわけでございます。もし自民党さんの案のように県別にいたしますと、これは一体比例代表という効果を発揮できるのだろうか。きょうも午前中の審議にもございましたように、今ちよつと手元にごさいませんが、二・九七倍という非常にアンバランスな、三倍近い議員一人当たりの人口が違ふものを認めることになるわけでございまして、これは、国民の民意を正確にできるだけ反映をしようということで、五百のうち政府案では二百五十比例代表を入れたという意味が、県別にした場合には著しく損なわれてしまう、まず根本はそこだと私たちは考えておるわけでございまして。

それから、比例代表の方の候補者はどういう候補者になるのか、いろいろなやり方があるかと思ひます。惜敗率ということで、小選挙区で頑張ったけれども、この方は党にとりましてはどうしても重要な方だということで惜敗率というので選ばれて方もあれば、あるいは拘束名簿で選ばれてくるような格好もあるでしょう。いずれにしろ、かつて自民党さんが言われたように、拘束名簿と同順位をつけた惜敗率ということでやってもいいわけでございますので、そういう意味からいいますれば、今小川委員御心配のような問題というのは、やはり党内的に、何分約三倍近かつたものを二倍近くに抑えようということでございますから、過疎のところ、比較的人口の少ない県が非常に議員の数が増えれば激減する、これはある意味ではやむを得ないところなので、もし小川委員の言われるようなことを重点にするのでしたら、ひとつ長野県で必ず比例代表の方から入るようないろいろするというのも、これは拘束名簿も可能でございますし、惜敗率を使うところの同順位というのでもミックスしてやることもできるわけでございまして、それをどうするかは、私は、基本的に党の中でどうあるべきかと考えていただくのが至当ではないか。

意をできる限り比例代表において反映をしようということでございますから、これが県別では反映の度合いは著しく損なわれると考えております。

○小川委員 今も御質問しましたように、党内でやれというところは、これは党の勢力争いとか権限の強さとかいろいろな面で決まってくることで、法律的に担保されているということとは全く違うことなわけでありまして。民意を広く反映するということでありまして、これは政府の案におきまして三％条項がついているわけであります。そうであれば、それがついていること自体も本来おかしいのではないかと私は思うわけであります。

どこまで民意を反映するかということでありまして、実は各都道府県の意見を反映するということもこれまた民意の反映であります。したがって、私は、その民意の反映という意味では、都道府県ごとにあれしても民意の反映をしないことにはならないというふうな思ふわけであります。比例代表というものは、これは全国単位で選んだものでは非常に大きな補綴を残す、どうしてもただでさえ都会優先の政治がさらにまた一層に集約されるということで非常に大きな問題を起すというふうな思ふんですが、保岡議員の御意見をちよつとお伺いしたいと思います。

○保岡議員 私は先ほどから与野党の方との質疑のやりとりを聞いておりました、やはり与野党とも皆さんおっしゃっておるのは、この大きな時代の転換期に的確迅速な政策決定ができることを新しく求めていこうということが基本だと思ふんですよ。ですから小選挙区を基本として選挙制度を考えている、与野党とも。そういうことになりましたと、小選挙区と比例というものは両極にある選挙制度ですから、この二つを全く同じ形で一緒にするというのには私は大きな矛盾があると思ひます。例えば、細川総理も二大勢力を求めつつ、あと一つか二つかぐらゐの基軸になる政党があればいいという感じのお話をされているわけですね。私も

そうあるべきであつて、これが全国単位の、しかも二百五十もある比例ということになりますと、まさに何というんでしょうか、三％条項の阻止条項を設けてもかなり多くの政党が生まれる可能性がありましてね。結局、そうしますと、これは総理が言っておられるような数の政党にもおのずと取れんしなないと思ひます。

結局、小選挙区と比例の大きな対立は、小選挙区は、一つの政党でちよつと政策を問うて大胆にその責任において政策を実行する立場が得られる。ところが比例の場合は、確かにいろいろな考えを国政に反映はするけれども、その結果、政権は連合になる。平たく言えばいわゆる小田原評定になるということであつて、総理は格好よく、固有の政策を抑制してもっと大きな利益のために政権をくくるんだ、こういうふうな言われまふけれども、なかなかそれは、例えば今連立与党に出てきている、自衛隊の飛行機を利用して邦人を救出するための法案とかいろいろな問題で政策が延び延びになるとか、それから今の選挙制度のように足して二で割るような答えが出てくるとか、やっぱり政権を守つたり政策を決定するのに非常に中途半端になる。これでは、これからの日本の大胆な時代の展開は難しいという立脚点に立つてスタートしているのに、なぜこのように比例と小選挙区の部分を組み合わせるんだらうか、そういうことが基本にあると私は思つております。

もう時間がありますので、その他にも言いたいんですけれども、都道府県なども、委員がおっしゃるようなやはり顔の見えろということが衆議院は大事であつて、参議院にも比例はあるんですから、それと補完することも国政、憲法上考えなきゃならないし、そしてまた私は、全部が重複立候補するならば比例の方は完全に忘れて小選挙区のところ投票していくということも可能ですが、二票制ということはどういうことではない、異党派投票も認めるということになるわけですし、参議院の比例でも顔が見えないのに、二百五十の比例を名簿で二票制にして、そして国民の判

断を求めるなんというのは、すさまじい願ひが並んで、これは国民が本当にわかりやすい選挙として理解してくれるだろうかということもありまして、まあ私はそういうことなどを考えると、やはりこのところはよく国民の、選挙の論理を考へて、少しわかりやすい、きちつとした制度の目的を考へた議論をしなければ、もつと深めなければいけないんじゃないか、そういうふうな思つております。

○小川委員 時間になりましたので、もう一つ実は、国費の政党への補助というものは私は大変問題がある。やるんだつたら、むしろアメリカのように実費補償の形で議員個人に、お金を上げるんではなくて、実際に使途を明確にした上でのその実費補償というものをするべきだということなことを御質問をしたかったんですが、時間になりました。

最後に、政府の方々にぜひお願いをしておきたいんですけれども、これは一遍改革をすればそう簡単にまた次に、はい、だめですからということはいかないわけでありまして、こういう質問の中で出てきたいろいろな問題を慎重に御検討いただきまして、出されたときは理想であつたでしょうけれども、直すべきところは直すという形で御検討をいただきたいことをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石井委員長 次に、衛藤征士郎君。

○衛藤(征)委員 官房長官にお尋ねいたしたいと思ひますが、ただいま農林水産委員会の方で、米、冷夏あるいはガット・ウルグアイ・ラウンド等の問題で緊急な問題が提起されて議論がされておるのではありませんか、この議論に対して、ぜひ総理に御出席をいただきまして、特に米の緊急輸入あるいはガット・ウルグアイ・ラウンドの問題等々についてお尋ねしたい、こういうような強い農林水産委員会の要望があるようであります。

私ども、たしか昭和五十九年の六月だったと思ひますが農林水産委員会、韓国から米を十五万

ト入れましたときに、時の総理、中曽根総理にお出ましをいただきまして、約二時間緊急質問をいたしました。私、たまたま農林水産委員だったもので、それからよく覚えていたのでありますが、今回あのときの、五十九年の緊急輸入以上に非常に大きな意味を持っておりまして、また御案内のとおりガット・ウルグアイ・ラウンドの十一月十五日の交渉期限も押し迫っている、こういうような状況でありまして、ぜひ総理に農林水産委員会にお出ましをいただきまして御協議を賜りたい、御答弁をいただきたい、こう言っておるのでありますが、問題はこれからであります。

現場の方におきましては、連立与党の現場の理事の五人の方が、連立与党には政務幹事会というものがあつて、その政務幹事会の許可を得なければ、指示がなければどうしようにも動きがとれない、こういうことを言っているわけなんです。一方では政治改革、一方では国会改革、それぞれ私たちが今やろうとしているわけですが、とにかくかつての国会対策委員会というものを打開するためにいろいろとやりました。しかし、それ以上にこの連立与党の政務幹事会というのはわかりにくい、不透明である、この存在そのものはおかしいんじゃないかな、こういう声が出ておるわけなんです。

そこで、この問題について官房長官、どのように考えておりますか。また連立与党を代表いたしました山花大臣、どのようにお考えになっておるか、まず先にお尋ねしたいと思ひます。まず官房長官から、総理の御出席についてひとつ。

○武村国務大臣 このことについて直接総理と話ができおりませんが、一般的な姿勢としては、院の問題でございまして、政権側の連立与党の代表の皆さん方にお預けしている状況でもありますが、これは連立与党側としましては、御指摘のように政務幹事、各会派代表五名が全体の責任を負うという、国対委員会のない党が多うございまして、そういう形をとっております。たまたま一人でなくて複数であるために違和感をお与へして

いる面があるかもしれませんが、ぜひ急ぐものは急いで、大事なものは優先して等々、的確に政務幹事五名の協議によって対応ができるようにしていかなければいけないと思っております。

まだ、駆け出しといひますか、スタート直後でありますから、いろいろ御心配をかける面があるかもしれませんが、連立与党の今の立場でいいますと、こういう形をとらざるを得ないことをぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○衛藤(征)委員 官房長官の御答弁であります。と、とにかく政務幹事会、これがすべてを牛耳つておつて、これをクリアしないとどうにも動きがとれない、このように受けとめられるわけでありまして、細川内閣の官房長官といたしまして、ぜひ総理の日程等を調整をいたしまして、極めて緊急課題の米、またガット・ウルグアイ・ラウンドの問題でありますから、ぜひこの点については、官邸は官邸の立場があることはよくわかるので、しかし、私は、この問題については前向きに取り組んでいただきたい、このように思います。

山花大臣、どうですか。

○山花国務大臣 ずっとこの部屋におりましたので、経過等は今初めて伺つたものでございまして。総理出席問題については、もう官房長官がお答えになったとおひだと思ひますし、私としてはつけ加えるものはございせん。

ただ、政策決定の手続を含めて、連立与党のさまざまな決定の手続が一体どうなっているかという点と関連しての御質問ではなかったかと思うのですが、今官房長官も説明されましたとおり、連立与党では、政策の幹事会、自民党なら政調、社会党なら政経会、こういうレベルだと思ひますけれども、政策の幹事会五名と政務の幹事会というものが代表者会議のほかに設置されております。これはいわば、従来ですと国対委員長レベルと申しますか、国会の問題について、従来型ですと国対委員会ということだったわけですが、これをなくしてこういうことから、政策だけではなく政務の幹事会というものをつくり、こうした

具体的な対応について相談していただくというのがこれまでの経過だと私は承知をしているところでございます。

ちよつと前ですと、国対を通じていろいろやりとりがあつたということですから、その意味では、従来型ですとそうだったのかと思ひます。すけれども、今こうした新しいシステムの中で、自民党は国会対策委員長、国対をお持ちですし、社会党も持つておりますけれども、ただ、連立与党では、こうした新しい形に備えて機敏に対応できるように、むしろそういう中で政務の幹事会をつくつておるものですか、官房長官お話しのとおり、ここを中心に対応が検討されるものと、こういうふうに、これまでの経過を振り返りますと、考えているところでございます。

○衛藤(征)委員 先ほど、これは参考情報であります。米の問題につきまして、日本の猶予期間つき米の関税化受け入れ交渉を認めるというような参考情報が出ております。恐らく、ガットのサザランド事務局長が向こうで日本の代表等々にお会いになったときのことであろうと思ひます。おひだ、これにしてみればかりでありますし、また、先般のロシアのいわゆる核廃棄物の日本海投棄問題にいたしまして、とにかくまさに一時間ごとに次から次と情勢は変わつておるわけでありまして、事態はこれに對しまして、やはり一

国の総理が速やかに委員会に出て対応するという姿勢は極めて大切だと思ひます。ですから、強くこれは要請しておきます。

各党首、代表がいっぱいいますので、政務幹事会が、後で一九九三年の日本の政治を振り返つてみて、あれが問題になった、あれがというふうにならぬように、これはひとつ柔軟な、弾力的な対応を強く要請しておきたいと思ひます。

それでは、本題の政治改革の問題に入りたいと思ひます。

羽田大臣にお尋ねしますが、よく中選挙区制度の制度疲労が云々とか、あるいは中選挙区制度には欠点があるからとか、こういうことをよく言わ

れるのでありますが、私も前政治改革委員会に所属しております、百七時間しつかりいろいろと議論も聞かしていただきました。それを踏まえてのことではあります。ただ、あれから状況が変わりましたのは、連立与党というものができまして、連立内閣、細川内閣が誕生した、こういうことでありまして、大変なさま変わりでありました。この状況認識というのは私もよく踏まえての質問であります。あえて羽田副総理にこの二点についてただしておきたいと思ひます。御意見を承つておきたいと思ひます。

○羽田国務大臣 まず、中選挙区に疲労というものは、まさに私も、一緒に自民党の政治改革大綱、これをつくり上げた中に実は入っている言葉であります。これは何かというと、結局、政権を獲得する、このためにどうしても複数の人を一つの選挙区から立候補させる。そこにサービス合戦といひます。か地域に対する利益誘導、こういったことの議論というものが前面に立つてしまふということ、本当の議論というのはなかなかできないんじゃないのか。特に税制にいたしましても、かつてありましたけれども、こういった問題について、本当に選挙のときに、あるいは選挙が終わつた後国会の中でも本当の議論ができたかということ、なかなかできておらなかった、そういうことが一つ。

それからもう一つは、やはり今申し上げた複数のために、一人が事務所を二つが二つになったというところ、こつちも二つになる、二つになったら三つになるといふので、どんどんどんどんこれがエスカレートしてしまふ。そういう中に政治資金が大変なお金がかかるようになってしまつていふ。そのためにいろいろな立場の人たちが傷ついていくというふうなことになる。

やはりこういうものをただ倫理とかいろいろなことでも処理する、あるいはそうあらなければいけないわけでありまして、なかなかそれだけでは対応できないということで、我々議員にとつては一番きついことかもしれぬけれども、や

はり選挙制度を変えるということ、そしてやはり
政党が中心になって物事をやっていくという形を
つくり出すことが大事なんじゃないのかというこ
と。

そしてやはり、そういうことになりますと、選
挙制度が変わっていきますと、そこに割合と集約
されるといいますか、政党も集約されてくるとい
うことで政界再編成が行われる。ということにな
ると、そこに政権の交代の可能性というものは非
常に強くなってくるんじゃないのかということ
で、私どもとしては、やはり選挙制度を変えるこ
とが大切な、そして選挙制度疲労というものを
直視しながらやはり改正していこうということ
を私は申し上げておいたわけであります。今でも私
の思いは変わらない。

ただし、まさに政界再編成は、この間の政治改
革論議の過程で、私どもが党を飛び出してしま
うという中から、政界再編成というのは実際に起
こってしまったんですけれども、しかし、私は、
選挙制度を変える中でどうしても政党というの
は集約されていくだろうというふうにも思ってい
まして、そこに一つの、自民党にかわるもう一つ
の大きな勢力というものができ上がっていく可能
性があると思っております。

○衛藤（征）委員 私は、自分の反省も込め、自戒
の念も込めて申し上げておるのですが、中
選挙区制度そのものが疲労を起し、あるいは制
度が悪いので、この制度を変えれば政治がよくな
るというものではないような感じも私はするので
す。

我が国におきましては、御案内のとおり、明治、
大正、昭和と、大、中、小と三つの型の選挙制度
をそれぞれ経験をしてきました。問題は、その制
度にある政治家のビヘービア、政治行動、それ
にあるんじゃないかな、私はそのように思えてなり
ません。とりわけ今回、確かにいろいろのスキ
ンダル等々が起こってまいりましたし、また、国
民の政治に対する信頼というものは地に落ちて
おる、これも事実です。

そこで、我々注意しなければいけないのは、我々
の姿勢、我々のビヘービア、行動、政治行動、そ
ういふものが大変指弾を浴びた。そして中央の政
治がよくなっていること、結果的には連鎖反応
で地方の方も汚染してしまっているんじゃない
か、こういうような指摘もあるわけでありま
す。問題は、制度が悪いんだからこれを取ってかえれ
ば何かいいものになるかもしれないというよう
な一つの、何といひますか、置きかえといひま
す。そういう風潮というものが出ておったのでは
ないかなという感じが私はしてならぬわけ
です。

極端に言えば、中選挙区制度は悪い、小選挙
区制度は善なるものだということ、とにかく今の
政治は悪いんで、とにかく政治をいものにしな
きゃいかぬ、とにかく政治を変えなきゃいかぬ。
政治を変えようというところは、選挙制度そのものを
ドラスチックに変えてしまおうと、ああ変わるんだ
なという期待感がここに生まれるだろう。意識革
命ですね。それを私たちは非常に過大に期待し過
ぎてはいないかという感じがいたします。私自身
はそう思っているわけなんです。

問題は、時の政府なり、時のいわゆるシャドー
キャビネット、野党なりのいわゆる統治能力とい
いますか、いわゆるガバナビリティーですね、そ
れからリーダーシップ、指導力、その欠如が結果
としてこういう政治不信を生み出してしまった。
これは否定できないと思うんですね。私も三十
八年間与党の立場で、政府の立場にあった。深く
反省をします、私もその議員の一人でしたから。
十六年間国会議員としてやってきたわけでありま
すから、大変自戒もし、反省もしておるわけであ
ります。

しかし、問題は、何か新しい制度に変えれば新
しい政治が生まれる、そこに国民の意識革命もで
きて、何か新しいものが新しい力を生み出し、善
なるものを生み出すだろうというこの期待感とい
うものが非常に大きいわけなんです。そのため
に、政治家が、何か知らないけれども萎縮してい
る面があるんですね。それから、何となく肩を張っ

て、自然体ではない。堂々として真ん中を胸を
張って歩くような、そういうようなさまが見られ
なくなってきた。とりわけ、選挙制度問題を
論ずるときに、中選挙区制のことに言及すると、
もうそれは守旧派なんだというようなレッテルを
張られることを大変恐れてしまっている国会議員
が余りにも多過ぎて、何かいびつになっていると
いうことを私は心配しているわけなんです。

問題は、やはり政治家たるもの、政治家の存在
がびんびん伝わってくるような、政治家そのもの
の存在ですね。そういったものがあつてほしいし、
問題は、かつて風格のある云々と言われたけれど
も、やはり風格なりあるいは風骨を感じさせるよ
うな、そういうような政治家の存在というものが
あつてほしいなと私は自分でこう思っているわけ
なんです。

この前提に立つて、いろいろとこれからの問題
について申し上げたいわけであります。そのた
めに、コンセンサス型の民主主義よりも、何か多
数決型の民主主義、つまりこれは英米型の多数決
民主主義の方が、今の政治状況から見ると、より
強力なガバナビリティーとそれからリーダーシッ
プを生み出すのじゃないかという強い期待感があ
るわけですね。もっと言うならば、政治が混沌し
ている、混乱している、政治が地に落ちてい
る、こういう状況の中で、だれもがもつと強いガバ
ナビリティー、統治能力をみずからつくり出して
こうという意識が非常に働いているんじゃないか
という感じがしてならないわけです。そのことが
強いリーダーシップのもとに日本の政治をよくし
ていく大きなものとしていくんだというふう
な、そういう考えが強くにじみ出ている、現に
ある、こういう感じがしてならないわけでありま
す。私は、だから結局、制度改革とか制度改正
とかシステムを変えとか、そういうことに余り
目を奪われるのではなくして、もう少し自然体で、
私たちはこれから来る高齢化社会を、国際化、情
報化、こういう環境の中でいかに国際貢献をしな
がら日本国民の福祉を、政治を、そして経済を、

地域社会をより豊かにするかということを考えて
いくべきではないか、このように思っております。
そこで、過去二十年間の西欧先進諸国の選挙制
度、これを小選挙区制度と、日本の中選挙区制は
これは比例選挙と見ていいと思いますが、小選挙
区制度と比例選挙に分類して、経済成長率とかイ
ンフレ率とか失業率等を、経済運営能力とい
うものでしょうか、そういうものをいろいろと調べた
学者がおられます。これはカリフォルニア大学の
リップハートという教授なんです。いろいろ比
べてみた結果、いわゆる小選挙区制と、それから
比例制と、どちらがまさっておったかと言つてみ
ると、大差はない、小選挙区であつても、中選挙
区制であつても、比例制であつても、それは大差
はないんだということを彼は述べておるわけなん
です。私は、これはかなり、このリップハート
教授のお考えというのは的を射ているんじゃない
かなと、私はこのように思っております。

こういうときに当たりまして我が国が、御案内
のとおり、世界でも珍しい、小選挙区制と比例代
表制の二つの制度を一つにくっつけたいわゆる並
立制をやるわけであります。また、この並立制と
いうのは、世界の中で韓国とかあるいはメキシコ
とかベネズエラとかセネガルとかマダガスカルと
か、こういう大統領制をとっている国では世界の
中で五カ国のみがこの並立制を採用している、こ
のようにも言われておりますし、ましてや議院内
閣制をとつておる先進諸国の中では、一つといえ
ども並立制を採用している国はない、こういう状
況にあるわけですね。そういう状況の中にあつて、
私どもはあえてこの小選挙区比例代表並立制をこ
れから実験的に試みようとする、やるわけであ
ります。

先ほども言いました、我が国は大、中、小の選
挙制度を全部経験してきた。そして今回、全く新
しい小選挙区比例代表並立制をテストしてみよ
う、こういうことなんであります。私は、これ
についてはよほど慎重に十分なる議論を重ねてや
る必要があるんじゃないかなということを申し上げ

げたいわけなんですか。

例えば、今回の区割りについて、区割り案というものが今回の一体のものとして出されてないわけなんです。大正十四年の衆議院議員選挙法改正案あるいは昭和二十五年の公職選挙法改正案、いわゆる内閣が出した閣法、選挙制度改革法律案には、選挙制度改革の半分以上を占める、それ以上の大きな意味を持つ選挙区の区割りそのものが必ず併記されて出てきておるわけなんです。大切なことです、これは当たり前の話ですから。それが今回区割り案が出てないということについては、私はいかがなものかと思うんです。

それは、一つは、前内閣、前政治改革特別委員会、とにかく与野党そろって政治改革をやろうという一つの大きなコンセンサスがあった。そして衆議院解散・総選挙。選挙のときにも、ほとんどの衆議院候補者がそのことを訴えた。政治改革をやります、選挙制度改革もやりましょう、とにかく急がなければならぬ。そして連立八党派の細川内閣ができました。細川総理も声を大にして、年末までには必ずこれを断行する、最近では、四法案一括成立させる、こういうふう述べていらっしゃるわけがあります。

私は、時間がない、時間がないということで、少し急ぎ過ぎたのではないかなと思うんですね。やはり今次、この区割り案というものは一緒に出すべきではなかったのかということ申し上げたいのでありますが、自治大臣、お考えをお述べいただきたいと思います。

○佐藤内閣大臣 今、衛藤委員御指摘のように、大正十四年の選挙区制、昭和二十年の大選挙区制、昭和二十二年の中選挙区制、この場合には修正がなされて、議員修正になりましたけれども、それから、平成三年の例の海部案、海部内閣の案、いずれも、御指摘のように区割りがついておることは確かでございます。

しかし、あの海部内閣のときも、思い出しただきたいのですが、区割り案ができましたら、本体であるところの並立制ということよ

りも、区割りの中身の町村がどっちについておるか、こっちについておるか、これも議員個人にとりましてあるいは有権者にとりまして非常に大事なことであることは私も十分存じておりますけれども、そちらの方に焦点がいつちやって、本当の意味での政治改革の本格的な深い議論がなされたかという点、どうもそうならなかったんじゃないだろうか。やはりこのあたりも反省をし、ことし四月からの自民党の五百名の単純小選挙区制の案、社公の併用案、これをいずれもこちらの方は、したがって、区割り案というのとはつけないでお互いに議論したわけでございます。

急ぎ過ぎだという御議論がございますけれども、リクルート事件が始まってからもう五年、海部内閣の並立案から三年、我が国会はこのことをやっておるわけでございます。景気の悪い中いつまでも、この政治改革は政治のために政治改革があるわけではないわけでございますので、そういった意味では、もうそろそろやはり、国民の皆さんの中から、あの選挙の結果踏まえて結論を出せというものが、私たちは政府の責任あるいは与党の責任、国会の責任というふうに思っておりますので、野党の皆さん方にもひとつ御協力をぜひ賜りたいとお願いを申し上げる次第でございます。

○衛藤(征)委員 選挙区画定審議会設置法案を見ましても、この区割りに関する規定はわずか二項目しかないわけでありまして、これは余りにも規定があまり過ぎないかということなんです。それは、先ほども申し上げましたとおり、国会議員を問わず、県会議員でもそうでありまして、地方議員もそうでありまして、選挙区の区割りというのはこれはもう政治そのものなんですね、はっきり言って、非常に大きな意味を持っているんです。これについては、私は、少なくともこの区割りの一つ一つの基準といえますか、そういうものについては、少なくとも十数項目ぐらい列記をして、そして区画画定の審議会にお願いするぐらいのそういう国会の権威というものがあつてしかるべき

じゃないかと私は思うのですよ。これも少し急ぎ過ぎてはいないかということが大変気になるわけですね。

なぜならば、この審議委員の皆さんをこれから政府の方で選任をしよう、そして両院の承認を受けましてそれから作業に入るんであります。うけれども、どうしても、やはり規定、基準項目の制約が二項目ぐらいであります、この審議会の審議委員に對しまして、これは与野党ともにそれれども、どうしても、結果として、今度区割りが出た後、もちろん大騒ぎしないようにという、この区割りは絶対的に尊重するんだという上御一人のそういう決め方をすることもわかつています。わかつてはおらんだけれども、これは少し大ざっぱ過ぎるなという感じがいたします。この点についてももう少し細かい法律の整備があつてしかるべきじゃないか、このように申し上げたいと思います。

それから、選挙区の定数配分の問題でございます。冒頭、羽田大臣にお尋ねいたしますが、これは、政府案は二百五十、二百五十というふうになつておりますが、大臣、これは将来ともにこの定数配分を変えることはございせんか。絶対変えないですか、これは、大臣、どうでしょう。羽田大臣にお尋ねいたします。

○羽田内閣大臣 いろいろな意見がありました。そういう意見の中で、私も連立与党の中でも議論した結果、ひとつ二百五十ということで理解されるんじゃないか。要するに、顔の見える小選挙区、そして国民の民意をよく反映する比例制、この二つを組み合わせたことがよろしいんじゃないのかという結論の結果、我々としては、よりベターであるということで二百五十、二百五十で提案させていただきます。二百五十、二百五十で提案させていただきます。二百五十、二百五十で提案させていただきます。

○衛藤(征)委員 大臣はあくまでも、小選挙区制と比例制を、軸足を置くとすれば、大臣の頭の中にあるのは小選挙区制ですね。これは間違いない

ございませんね。

私は、大臣は、今は二百五十、二百五十なんだが、将来はこれをやはり三百とか、いろいろと小選挙区の間で定数配分をふやさんじゃないかなと、今はだめだけれども、また解散・選挙になったらその後に体制を整えれば、これもやりたいなと思つていらつしやるんじゃないかと思うのです。いかがですか、これは。本音を言つてくださ。い。ちよつとこれはポイントになるものですか。○羽田内閣大臣 私どもは、小選挙区というものを自民党時代にも一緒に皆さんとつくりました。なぜつくれたかという点、結局、今やいろいろの意見があります。国民の意見というものをできるだけ反映しようというのがあります。しかし、国民の意見を集約しなければならぬ。今の時代というのは非常に大きく転換をしなければならぬ、内外ともにそれをしなければいけない。そういうものに対処するために、私ども、小選挙区というものが、より今は望まれている制度じゃないのかという思いがあります。

しかし一方では、国民の多くのものは多様な議論というのがある。こういうものも反映しなかつたときに、私も議論した結果、今総理なんかよく言われますけれども、よりベターなの二百五十、二百五十ということじゃないのかということ、私どももそれを了解しておるということとであります。

○衛藤(征)委員 大臣は、世界各国の選挙制度に大変精通されている大臣でございまして、私も大変御指導いただきました。英国の財団法人だつたと思いますが、ハンサード協会ですね。この協会が、かつて小選挙区と比例制とを手がけたことがありますが、提案したことがあります。これは、小選挙区が四分の三で比例区の方に四分の一というものが小選挙区、比例のあり方としてはベストではないかということ、この財団法人、この協会が提案したことは大臣も御承知のとおりなんです。これを見ますと、我が国の場合にこれを当てはめてみますと、自民案でい

きますと、三百五十三が小選挙区で比例区が百十八となりますし、政府案でいきますと、小選挙区が三百七十五、比例区が百二十五ですか、いずれにいたしましても、小選挙区二百五十、比例区二百五十というのは、冒頭申し上げましたように、小選挙区と比例代表区との全く異なる二つの制度を一つにくっつけたというような感じが否めないわけでありまして、羽田大臣の頭の中にもあるいは各閣僚にも、やはり中選挙区から小選挙区制に軸足を移した、制度改正をするということでありまして、私は、小選挙区の定数配分が半分半分というの、これはいかがなものかなと思うわけなんです。

ですから、山花大臣にお尋ねしたいのですが、連立与党政府案の二百五十、二百五十は、この定数配分は絶対に譲れないのかどうか。山花大臣にお尋ねします。

○山花国務大臣 今副総理もお話しのとおり、政府案としては、我々はベストのものとして提出させていたいただきました。

今先生引用しましたハンサード委員会の当時のきつかけというのは、イギリスの小選挙区制を前提として、これに対してどれだけ民意反映のために修正を加えるか、ここからスタートしたわけですから、全体あるものについてとこまでというところですから、やはり全体の比率などについては違っておったのではないかと、こういうように私は理解をしているところでございます。

先ほど引用されましたカリフォルニア大学の教授のお話も、比例代表の意義ということについてかなり強調されておったものと、こう私は理解しているところでございます。

そういったしますと、お話しのように、どちらに軸足というよりは、日本のこれだけ価値観が多様化した国民の民意を、どういうようにコンセンサスをつくり上げるかという手続を新しい選挙制度で考える場合には、結論的にはこの二百五十、二百五十というのがベストではなからうか、こう思っ出ておりました次第でございます。

○衛藤(征)委員 政府案、二百五十、二百五十はベストでありますので、政治改革担当大臣としてはこの二百五十、二百五十は絶対に譲れない線である、こういうことですね。

○山花国務大臣 余り私が、譲る、譲らないの議論について直接お答えするのはいかがかと思っております。担当の私としては、ベストのものとして出したのでぜひ御理解をいただきたい、これが私としての立場になることについては、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○衛藤(征)委員 前回の予算委員会、大臣が社会党の代議士の立場、また閣僚の立場というような御発言をされて、たまたま私もあのとき質問をさせていただいたもので、それから、社会党の臨時大会あるいは中央執行委員会というんでしょうか、そこで、新委員長であります村山委員長は、この二百五十、二百五十は絶対に譲れない線だということを中央執行委員会あるいは臨時大会で発言をされておるわけでありまして、どうでございますか、そこをお尋ねいたします。

○山花国務大臣 村山委員長の発言は、これまでの経過全体を踏まえたものであると私は承知しております。

連立政権樹立に先立ちまして、新党さきがけから政治改革の提唱がございました。そのときの内容が二百五十、二百五十の並立制を基本とする、これを各党合意するかどうかから始まったわけでありまして、よろしいでしょうかということで、我々も大変厳しい選択を行ったところでございます。スタートがその合意にあるとするならば、連立政権の合意を尊重して、細川政権の安定化のために努力したい、こういうお気持ちから恐らくそういう発言をされたのではなからうかと期待しているわけでありまして、そういう全体の経過の中でどうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

○衛藤(征)委員 次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案、いわゆる企業・団体献金についてお尋ねをいたしたいと思います。

御案内のとおり、自民党案は、企業・団体献金については五年間これについて認めておるわけでありまして、政府案は政党のみについてと限定しておるわけでありまして、今問題になっております企業・団体献金の中で、特に企業が存在について、あたかも企業が存在が政治的にも社会的にも経済的にもあしき存在だというような、そういう風潮がある。これは極めて遺憾だと思っておりますが、おきたいところの法務大臣、法務大臣は、この企業が存在を、善なるものか、あしきものか、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○三ヶ月国務大臣 お答え申し上げます。

大変哲学的かつ価値論的な問題でございます。法務大臣に対する御質問でございますので、制度論という角度からのお答えにさせていただきます。と思うのでございますが、日本の企業の代表的な形態でございます会社制度というのにつきましては、これはもう御案内のように、商法を中心とした一連の関連法規において、できるだけその活動が適正に行われるような規制を試みておりますし、いろいろな問題が生じたときには、その都度これに対する法改正をもつて対応して、できるだけ企業というものが適正にその役割を果たすように努力しておると法律家としての私は考えておるわけでございます。

そういうわけでございまして、そういうふうな法の枠内におきますところの日本の企業というものは、やはりその社会的活動、経済的な活動におきましては極めて大きな役割を果たしておると考えておる次第でございます。

○衛藤(征)委員 社会的、経済的な側面から見て大きな役割を果たしておる。社会的、経済的、そして社会、経済、政治というものは不離一体のものでありますから、大臣のお考えはよくわかりました。

自由民主党案は御案内のとおりであります。政府案というのは企業・団体献金については個人については認めない、こうなっております。大変心配をしております。それも、この法律案を読

政策判断なんだという意見、あるいは現実に、総理もたびたび言われ、我々もそうでございますが、たびたび言われておりますように、現に企業・団体献金というものがこの一連の不祥事に発生してきているところ、私達は、これは基本的に政党という公的な団体を介在させることによって、しかも公開の基準というのを五万円超にしようということで、透明性も図り、そして量的にも減らしていこうというのが私たちの基本的な考え方でございます。そして、公的助成の方は、何といつても国民の皆さんの税金四百十四億、活動のコスト、民主主義のコストとして出しているだけでございまして、ここはひとつ厳しくしていかなきゃなりません。

したがって、政党から資金管理団体に出したときには、これは一万円以上のものでございまして、だれだれさんに出したということについて出さなきゃいかぬ。それから、企業・団体等が政党に出した場合には五万円以上、その政党から資金管理団体に出した場合には五万円以上のものは記載をしないかぬということになっておるわけでございまして、極めて透明性というのを大変高めたわけでございます。

ただ、内部的には、政党のものは公的助成もありまして、政党の内部につきましては、各政党が持つております監査の人、それから会計検査院が一般的には入ることはできませんけれども、事の性格上、公認会計士によって、政党の内部のものにつきましても、ちゃんとそれがなされているかどうかということも内部を監査してもらって、そして公認会計士あるいは監査法人に証明してもらおうということで、その基本というのは政治活動の自由というものとの裏腹の関係もございまして、政党に国家権力が介入することは極力避けるべきである。そして、政党というものを、公的な存在というものを、私たちは、ちゃんとやってくたさるという前提に立つて今のような制度になつていくわけでございます。

○衛藤征委員 公費助成の問題であります、

この公費助成については、政府案は一九八九年から九一年の三年間の平均的な政党の活動費用を割り出して、総額が八九年・九一年ですから千二百四十三億円、これを平均を出してきたんだと思います。また、自民案は自民案で、八六年から八九年ですね、これを同じように政治資金支出総額からの平均を出して約九百億、このように言ってます。もちろん物価の問題とかいろいろあつたこともよく知っておるわけであります。

私は思うのであります、この公費助成、一人頭にしたしまして自民案が二百五十円、政府案が三百三十五円ですが、このようになると思います。これは一億二千万人の、大ざっぱに言えばですね、基準的な人口をばしつとこう出して、国勢調査の結果に基づいて算出するわけであります。何が問題とするところは悪いのでございまして、何となく、人頭税と言つては悪いのでございまして、けれども、そういうような雰囲気があるわけなんです、ざつとばらん話。

御案内のとおり、今政治に対する信頼は極めて希薄であり、政治は地に落ちておるとまで言われている。そして、まだまだ地方に対してもスキヤンダルが汚染をしておるといふ、こういう極めて悪い状況です。さらには、もう景気循環型というよりも、構造不況型の極めて厳しい不況のどん底にある。景気はもう底割れ、下振れしておる、こういう状況です、はつきり言つてですね。

一方、けさの新聞等々が報道するところによると、政府の税制調査会、政府税調も来月の十六日には素案を出すかもしれない。その素案の内容を見ると、国税、地方税、所得税、地方税等で五兆円の減税をと、こういうふうになつていっている。しかし、三兆の消費税率を七割ぐらひに引き上げなきゃできない、このように指摘もしております。消費税率を引き上げてもしなきゃいけない。それだけの財源が、手元が非常に不意である。また一方で、国の平成五年度の歳入欠陥が五兆から六兆ぐらひ出るのはないかということも心

配されておる。

こういうときに、国会議員の、議会制民主主義のコスト、コストだからひとつ国会議員だけは勘弁してくれやというニュアンスがばつと飛び出しちゃうわけなんです、はつきり言つて。私も地方に帰つていろいろ意見を聞くと、今までわからなかつたんだけど、政治改革委員会を通じてわかつた、この内容が心配だ、そんなことをしたら、衛藤さん、大丈夫ですか。例えばこの計算の金額の根拠にいたしまして、せめて前回の直近の選挙で、例えば参議院の選挙あるいは衆議院選挙で有権者が投票した投票数を基礎にすべきだ、基準にすべきじゃないかと、そういう意見がすぐ返ってくるわけなんです。

それを私は、うん、そうだなと、このように思わざるを得ません。中には、年金生活者を外して、例えば二十から六十歳までの方にこのままだかに考えない、何となく前回は一人頭五百円だったのが、今度こういういろいろと経緯があつて三百三十五円になつてきて、自民案は二百五十円になつていくという。こうなると、選挙民から有権者からすると、何となく心配になつてくる。それと同時に、何となく疑念が差し挟まれることにもなりかねない。そのことを私は心配しているわけなんです。ですから、政党助成、公費助成に対する慎重な詰めといひますか、そういうものがあつてしかるべきではなからうか、このように思うのであります。

これにつきまして、まず山花大臣のお考え、その次に石田大臣のお考えもちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

○山花国務大臣 御指摘の問題についてもかなり慎重に議論をしてきたつもりでございます。自民案二百五十円、そして政府の提案が三百三十五円、算出の根拠についても、今委員およそ御指摘のとおりだったわけでございまして、前回の海部内閣当時の算出の方式に準拠して、今回、金額については決定をいたしました。

実は、では一体、そのほかにどういう計算の手法があるかということについては、今御指摘のとおり直近のだけにすると、あるいは総人口ではないとか、いろいろな基準が提案としてはおありになると思ひますけれども、やはり一番わかりやすく明確で動かない基準、こういうことを考えますと、一つには国勢調査の結果の一億二千三百万という人口で割るのが一番いいのではなからうか、こういうふうに考えたところでございまして。

ただ、それで割り算して三百三十五円、二百五十円等の数字が出たものですから、人頭税ではないかと、こういうおしかりもいただきましたが、どこの国におきましても、おおよそそういう政党が担う役割と経費の負担について国庫補助をしているわけであります。また、どこの国でも、それをまた割り算すれば一人頭幾らになるということについては、日本の場合にはそれが先行しているかも知れませんが、計算上は出てくるということではないか、こういうふうに思つております。ということからすると、これ以外はなかなか基準としては難しいんじゃないかと、こう考えているところでございまして。

民主主義のコストとしていただくわけですから、政治家が禁を正すことは大前提、そして同時に、腐敗防止のための施策とか政治資金の厳しい規制もある、政府案の場合には企業・団体献金禁止の問題について一歩大きく踏み出していると、全体を総合して国民の皆さんに御理解を賜りたい、こう考えている次第でございます。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。今、山花担当大臣のお話があつたとおりでございます。また、今までの本委員会でもいろいろと議論がございましたので、もう衛藤先生十分御存じのとおりでございます。どこで線を引くか、どこで決めてみるかという問題であらうと私は思ひますので、こういった問題を考えるときに基本的なところというところになりますと、やはり総人口というふうなことになるであらうと思ひますし、また海部内閣のときにも、第八次選挙制度審

議会の答申等の中から、三年間という一つのかつた経費、それを基準とされておるわけでございますので、これが即そのまゝ今回全部当てはまっているわけではございませんけれども、一つの考え方として私は採用をする以外ないのではないかとこの結論の中で行われたものというふうに思うのでございます。

○衛藤(征)委員 戦後、議會制民主主義というのは我が国でもかなり成熟してきていると私は思います。今、山花大臣、石田大臣から、外国の例も引き合いに出しながら、外国がどうだこうだというお話がありましたけれども、私は、こういう問題については、外国の例を云々とか、外国はどうかとか、そういうことは一向に参考にしなくて結構だと思つてゐます。問題は、国民一人一人を常に念頭に置いて、そして有権者をいつも意識して、主権者である有権者、そこから私は発想すべきだと思つてゐます。

まして、今言つたように大、中、小の選挙区を全部経験した我が国の話であります。また、新しい選挙制度を實驗しようという我が国であります。それだけに、日本型福祉国家と言われますように、これが世界じゅうで一番進んでいるとみな自負しているのですから、私も何でも、やはりこういう問題についてはもつともつときめ細かい配慮をしてしかるべきではないか。私は、この政党の公費助成についてはもつときめ細かく規定を、あるいは整備をすべきではないかと思つてゐます。

いろいろの問題があります。自民党案については、企業・団体献金については御承知のとおりに一月二万、そして二口まで云々と、こうなつてゐます。連立与党案は全くそれは認めない、こうなつておるわけですが、一方で、政党あるいは地方の政党支部を通過せば、それがそのまま企業からのものが受け入れられる仕組みになつてゐる、この法律を讀むと、どこを讀んでみてもそうなつてゐる。そして、その使途については、表現の自由等々がありましてチェックできないといひますか、結社の自由、表現の自由云々といひ

いろいろありまして、これに関する限りは国が関与しない、チェックしないというふうな、法律から見るとそうなつてしまつておるわけでありまして、そうすると、企業からの献金、これは七百五十万から一億ですが、あれが政党を通じて、支部を通じてどんどん行けば、實質上は自民党案よりも政府案の方が意味では非常に緩やかで、おからか、結果的にはこの政治資金問題については、政党助成と絡めて見るならば、まだまだ整備すべきところがあるのではないかな、これも私は冒頭言ひましたが、時間がない、時間がないというところで急ぎ過ぎておるのではないかな、こういう感じがしてならないわけでありまして、この辺のところをぜひひとつ再度慎重に、徹底的に議論をしていただきたいと思います。

そして最後ですが、私も自由民主党といたしましては、小選挙区三百、そして比例区百七十一、公職選挙法本則の四百七十一という定数をお願いもしておるわけでありまして、また投票については一票制、こういうことであります。私は、この企業・団体の政治献金問題と絡めまして、自由民主党案、これがベストとは言ひませんが、ベターではないか、このように、過般の百七時間の審議を通じて、その延長線にあるものとして、その認識に立つておるわけでありまして、自由民主党案、これにつきましての連立与党政府としての、何といひますか、妥協といひますか、歩み寄りといひますか、譲歩といひますか、そういう姿勢とそうした政治行動といふものを、連立与党並びに政府においてとられることを強く要請をいたします。

なお、大臣からお話があれば、その後を受けましてもう一言申し上げます。

○佐藤国務大臣 先ほど政治資金あるいは政党助成の問題についてさらに細かい配慮が必要なのではないか、例えば四百十四億の計算の根拠として、自民党さんの方は昭和六十一年から平成元年分をとられたというお話がございました。私たちは、法律を出すわけでありまして、やはり一番近い

ところのわかるものを基準にするのが一番妥当だと思つて出したわけでございますが、消費税なり不景氣の問題を言われて、もつといふいろいろ考えるべきではないかということも言われまして、けれども、自民党さんにおかれましては、企業・団体献金のあの総枠につきまして、今この不況の中でございまして、最高一億のあのランクは一億五千万にしようということでもございまして、私たちは、今国民の皆さん方が望んでおられる腐敗防止の中の第一に挙げられるのは企業・団体献金の禁止をすべきであるという国民世論を受けて、政党のみに限つたということでもございまして、私たちは、今の経済情勢、この大変不況の問題等は十二分に頭に入れて、自民党さんの言われますように総枠を一・五倍にふやすことなく、現状の最高一億といふことは何らさわつていないわけでございます。

それから、政党支部の問題について言われましたが、これはきのうも御議論がありましたけれども、各支部をつくれればそれごとに全部経理を公表しなければいかぬことになっておるわけでございます。まして、正直言つて大変な手間がかかります。手間がかかります。それで、しかも総枠の、出せる方の金額は一政党については同じでございますから、それだけいわば国民の皆さん方に経理が明確になるということのためにございまして、その点をひとつ十分御理解をいただきたいと存じます。

○衛藤(征)委員 最後に一言。政党助成にいたしましては、あるいは企業・団体からの献金云々あるいは規制の問題にいたしまして、いわゆる私ども国会議員は、国会議員を完全に基軸に据えたといひますか、国会議員のみを考えたこの法律、こういうことに相なつておるわけでありまして、から、やはり草の根民主主義、それは地方と中央が一体になりましてダイナミックな政治エネルギー、パワーが生まれるわけですから、この辺のところは重ねて、政党助成問題等々絡めまして十分なる議論をするように、またこの点について、

政党助成については重ねて慎重な対応、そして願うことは、法の規制の問題あるいは整備の問題を強く要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○石井委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 私は、日本共産党の穀田恵二です。去る十三日の本会議において、私どもの党の東中議員が、小選挙区比例代表並立制について、第一党はその得票率を大きく上回る議席を占め、第二党以下の政党は得票率以下の議席しか得ることができない、第一党は、自民党であれ連立与党の連合であれ、三割ないし四割台の得票率で六割の議席を占めるという全く民意をゆがめる制度であると基本的指摘を行ったところであります。

そこで、山花さんが社会新報紙上で、並立制の實質は小選挙区制であり、民主政治を根底から覆すものと発言した基本認識を変えたのかとただしました。それに対して山花大臣、あなたは答弁で、選挙制度一般論で考えれば小選挙区制度も比例代表制度も、いかなる組み合わせをしてもその本質は変わらないとお答えになりました。これは、小選挙区制にどんな比例代表の要素を加味しても、小選挙区制の基本的欠陥は変わらない、すなわち、民主政治を根底から覆すものという小選挙区制の構造的な欠陥が変わらないという認識を現在もお持ちだと理解してよろしいのです。

○山花国務大臣 今、単純小選挙区制と並立制とを区別なさらない部分もある御質問の内容、部分もあつたんではなからうかと伺つておりました。が、小選挙区制そのものにつきましては、御指摘のような問題点があると今でも認識はしております。

○穀田委員 それはちよつと違うと思つてゐます。たしか四月でしたが、先ほども引用しましたけれども、並立制の實質は小選挙区制であり、民主政治を根本から覆すものだ、こういう発言をなすつてゐることは事実であります。ですから、私はもう一度言ひますと、並立制もその實質は小選挙区制だからこれを認めることができない、こうおっしゃつていたわけですね。それで、その小選

選挙区制を今は大臣として進める立場にある。

ところで、総理もこの前のお話にあったように、今度の小選挙区制、並立制については、いずれにしても、緩和される、緩和されないの話はあったとしても、それは民意をゆがめるということについて認めていたわけですね。だから、そういう点では基本認識が変わったのかどうか、改めてもう一度お聞きしたいと思います。

○山花国務大臣 重ねて申し上げますが、今の御質問でも、小選挙区制と小選挙区比例代表並立制を区別されないで質問された部分があったと思いますので、私も答弁は慎重にしなければならぬと思います。私どもは当時、二百五十、二百五十の並立制とか、あるいは腐敗防止の施策についてあるかないかとか、あるいは政治資金の規制について企業・団体献金禁止問題について一歩踏み出すかどうか、そういうことを横に置きまして、制度論としてそのことだけを取り上げた中では、当時、御指摘のとおり発言したことについては間違いないと思います。全体として、単純小選挙区の問題点についてその誤りを指摘して、並立制としてもその本質はやはり同じものを持っているという認識については、当時の認識としてお話ししたものでございます。

ただ、その後その考え方を変えたのかということにつきましては、率直に申し上げまして、その並立制問題についての考え方は変更をいたしました。それは、選挙の結果、国民の審判を受けて政権交代、そのことに政治改革の第一歩があるといった考え方の中から決断をしたわけでありまして、さきがけ新案の二百五十、二百五十の並立制を基本とした提案、そして同時に企業・団体献金の禁止に一歩踏み出すといったこと、あるいは腐敗防止の施策についても一体として出してきた提案について、一体として私たちは遂げなければならぬ、こうした考え方に立ったわけでありまして、その部分について、またもとに戻して部分だけについて変えたのかといえ、全体の中で

変えたのだと、こういうように申し上げるのが正確だと思っています。

○穀田委員 今の御答弁は、この前の東中議員に対する答弁と余り変わりませんね。(山花国務大臣「いや、同じ意見ですよ」と呼ぶ) 同じですよ。

それで、私思うんですけども、今お話のあった連立政権樹立に当たった政党的呼びかけにあって並立制を含めた合意を作成したとかそういうのは、それを認める際のそれは口実かどうかは知りませんが、私は改めて言いたいのは、制度論としてこの問題を聞いているわけですから私は、認識が変わっていないとすれば当然のことであって、小選挙区制がこれは民主政治を根底から覆すということは、これは当たり前の常識です。(山花国務大臣「単純小選挙区制」と呼ぶ) 単純小選挙区制は。

そこで、改めてお聞きしたいんですけども、世界では小選挙区制を採用している国は、これは明らかに少数派です。私の調査では、例えばOECD加盟国の二十四カ国をとってみると、何らかの形で小選挙区制を採用しているのはイギリスやアメリカなど七カ国です。それで、ヨーロッパ諸国はほとんどが比例代表制です。アメリカ大陸やさらにはアジアとか太平洋諸国でも、世界の現実には比例代表が多数派となっています。

そこで、私は、並立制もその柱は小選挙区制である、この認識の上に立つてかつて山花当時委員長もお話があったと思うんです。柱は、並立制は少なくとも小選挙区制だ、こういう認識に基づいて、百二十一国会その他を含めてお話しがあったと思うんです。その点を確認したいんです。

○山花国務大臣 今御指摘のとおり、OECD二十三カ国のうち、下院の選挙制度として小選挙区制をとっているのはイギリス、アメリカ合衆国等六カ国であり、比例代表制をとっているのはスペイン、オランダ等十五カ国あると承知をしております。大体御指摘の整理のとおりだと思っております。そのほかドイツにつきましては、もう言うま

でもなく小選挙区比例代表併用制をとっており、イタリアにつきましては、ことしの八月の選挙法の改正におきまして、小選挙区、比例代表の組み合わせ、並立的なものをとったということについても新しい事態でございます。

こうした状況の中で、従来、並立制が議論されてきました場合には、三百と二百とか、三百と二百七十一、こういう二百五十、二百五十、フィフティ・フィフティでない場合には、軸足がどこにあるかといえ、小選挙区を軸にして、こういう言い方になるんじゃないでしょうか。私たちは、そこで小選挙区制度の欠陥、すなわち、民意の反映ということからするといろいろ問題が多いということから、できる限りこの比例代表部分を多くすべきである。かつての社会党の主張として、逆の三百、二百、三百の比例、こういうことも言っておいたわけですが、その場合ですと比例代表制が軸足ということになります。

いろんな議論があつて、今回、年内には国民の期待にこたえてその他の企業・団体献金問題を含めたことをやろう、こういうことから、二百五十、二百五十ならば、歩み寄った中でこれが双方の欠陥というものを補うということになるのではなからうかと、こういうように考えた次第でございます。だから単なる小選挙区制ではなく、二百五十、二百五十という両方同じ数の並立制でやる、こういうことで私たちは決断をしたところでございます。

○穀田委員 今お話しありましたけれども、かつて佐藤自治大臣も木下竹とか、いろいろありましたが、その議論を通じて実は並立制の問題について、五十ぐらならぬという話も、たしかお答えをしたこともあったと思うんです。

それは、念のために言いますと、四月十六日の政治改革に関する調査特別委員会の会議録、これによりまして、「何かあたかも比例代表と小選挙区との間に並立案があるような考えになっておりますけれども、これはむしろ制度的なことからいいますれば、どちらかといえは小選挙区制に近い

性格を持つ。ただし、小選挙区を例えば五百のうち五十にするとかということになれば、これはまた性格が違つてまいりますから、」ということ。これは明確におっしゃっているんですね、先ほど言いましたように、佐藤当時委員が。そういうふうには社会党は。ですから、「いずれにしましてもこの並立案というものについてはこれは採用しない」ということは、既に我が党の山花委員長も表明しておるところでございます。こういうふうにもまた当時、四月十六日のあれに述べております。

ですから、フィフティ・フィフティだからと、そう言うことは成り立たないと思う。しかも、フィフティ・フィフティで民意がゆがめられることはないのかといえますと、それは既に何度も明らかにしたところでありまして、例えばやはり三割から四割の得票で六一％の議席を占めることができる、これは明らかに民意をゆがめることだ、このことは既に明らかにしているところでもあります。

そこで、イギリスの問題に再度戻りますけれども、民意を集約して、そこでいつもお使いになる民意の集約の問題ですが、安定政権をつくるのが小選挙区制導入の趣旨だというのが大体の話です。ところが、イギリスを見ますと、国民の支持は少数で議席は多数、これが実際、構造的にできるのが小選挙区制の実態です。だからその結果として、御承知のとおり、イギリスでは戦後十四回の総選挙が行われたけれども、一貫してどの政権も過半数の得票をとったことがありません。

ですから、この点をイギリスの有力紙の一つであるインディペンデントは、正確に言いますことしの四月二十一日付の社説で、「何十年もの間、英国は悪い政治のもとに置かれてきた。選挙制度のせいである。この制度によつて、有権者の過半数に至らない得票で選ばれた政府がほとんど絶対的な権力を握る」、「膨大な量の中間的な有権者たちが不満のまま置き去りにされる。この制度は公正ではないし、効率的でもない」と小選挙区制を厳しく批判をしています。

ですから、先ほどお話ししたように、当時もこのように、間に並立案があるかのようにお考えになっておられますけれども、これはむしろ制度的なことからいいますれば、どちらかといえば小選挙区に近い性格を持つのだ。この二つの点を考え合わせますと、やはりあなたが民主政治を根底から覆すと言っていることが、イギリスの例にあらわれるような事態になるのではないでしようか。お答え願います。

○山花国務大臣 最近の新聞の社説について引用されましたけれども、イギリスにおける小選挙区に対する批判としては、今の社説の論旨における批判というものがもう何十年も前からあるのじゃないでしようか。七六年のハンサード委員会、連用制を打ち出したことから始まって、最近もずっとそういう議論があることを承知しております。とりわけ、御指摘のとおり、自民党が比例代表を主張しているというのがイギリスにおける状況だと思えます。

保守党については余り異論はないということのようですけれども、労働党の方は九三年の四月に、プラント委員会、党の諮問機関ですけれども、補充投票制という、今日の小選挙区制を少し変えて是正しようという提案をしておられることは聞いておりますけれども、これも労働党内の中合意がなかなか難しい、こういう状況ではなからうかと承知をしているところでございます。したがって、結論的には、イギリスにおきましては御指摘のような議論は必ずとあるのですけれども、一つの政治の風土として二大政党制という背景もあり、この制度でいいのではなからうかという声もまた強いのではなからうか。これは、私は、イギリスの政治風土ということではないか、こういうように思っているところでございます。

前段の部分につきまして、委員会の質問、発言等、当時、私は、全体の流れを思い起こしてみると、かつては政府の、海部内閣の並立制の主張があった。我々は、公明党の皆さんと御一緒に併用制の主張を出していた。併用制を通そうという

格好で、こっちとこっち、こっちには比例代表が、こちらには小選挙区がある、その一体どこが真ん中なのかという議論の中で出てきたということではなからうかと思っているところであります。したがって、そういう意味では、我々は併用制なんだ、並立はだめだ、こういう相対した理屈の中で出てきた発言ではなかったか、こういうように思っております。

結論的には、並立制にも、小選挙区部分については長所もあれば欠点もある。欠点については、御指摘のようないわゆる死に票問題を含めてあることは、私も認めております。同時に、比例代表については民意反映ということについての大きな利点がある、そして欠点はないというわけではないと思えます。それぞれの欠点を相補強するということ、半々、二百五十、二百五十ということをつくったわけでありまして、全体としての、腐敗の問題、政治資金の問題、一体として政治改革を実現するというためにはこれがベストの案ということになる、今日ではそう考えております。

○穀田委員 先ほどの話ですけれども、どうなるかといえますと、それはこうなんですね。四月の十六日は、従来並立制という考え方もとられてまいりました、この並立制というものについては比例部分と選挙区部分について色合いが違ってくる、この並立制という一つの妥協の考え方についてどうだという質問に対してお答えになつてゐるのです。だから、それはちよつと認識が私達うと思うのです。

だから、まあ、それはいいですけれども、今の世界の問題にまた戻りますけれども、そこで、もう一度イギリスの例ですけれども、御承知のとおり、既に資料はお渡ししたかと思うのですけれども、一九五一年それから一九七四年の選挙では、当時得票率では第二党の政党が議席では第一党となり、政権をとるという逆転現象さえ起こっていました。これは既に何度も議論されたことですが、問題は、この一九五一年の例をとりますと、得票率四八%を得た保守党は、労働党に比べて得

票率で〇・八%少なかったにもかかわらず、議席では二十六議席多くなった、こういうことが起こっています。また、先ほどお話をあつた、正確には社会自由民主党ということなんですけれども、一九八三年の選挙では、今日の自由民主党は得票率は二五・四%です。ところが、議席数はたった三・五%。つまり、第三党以下の政党への有権者の投票はほとんどが踏みこまれた結果になった。だから、小選挙区制という制度というのはこのういう最大の欠陥を持っているということを改めてお認めになりますか。

○山花国務大臣 イギリスにおきまして、五一年、八三年、こういう結果が出たことは承知しております。また、ほかの国においてもこういう結果が出たことなども承知しておりますけれども、このうう制度を国民がよろしいとして理解しているかどうか、このところも大変大きなポイントなのではないでしようか。イギリスにおいては、このうう制度が問題点が指摘されながらもなおこの制度が続いているというのは、一つのそうした政治の文化といえますか、ほかの党が組まないで二大政党でやっているとどこもかんでおどるではないかと思えますけれども、この国の制度としては、イギリスではイギリス的でよろしいのではないか、こう思っております。

○穀田委員 それでは、やはり小選挙区制の、先ほど山花大臣がおっしゃった欠陥を持っている、そういう意味での民主主義の、民意を反映する上では欠陥があるという認識の上に立てば、そういう理解にはならないと私は思っています。

そこで、よろしいと理解しているのかどうかというのが問題だというふうにおっしゃいました。私もその点だと思つております。そこで調べてみますと、ついせんだつてもある雑誌に載りましたけれども、石川眞澄さんがイギリスの大学の客員教授として現地でいろいろ確かめられたこともあるのでしよう。そこで書いてあるのは、先ほど私が引用しましたインディペンデントの社説を引用しまして、そういう英国の知識人の間ではこれは当然

り前だ、そして、英国の選挙制度がそんなに褒めたものでないということには既に半ば常識化しているということもそれは訴えていきます。

そこで、よくよく調べてさらに聞いてみますと、小選挙区制の弊害が言われてその見直しが論じられていたところは、これはイギリスだけではなくのですね。それは、単純小選挙区制のイギリスだけと違って、御承知の二回投票のフランス、さらにニュージーランドでも見直しの動きが出ています。ですから、先ほどお話をあつた七カ国の中にも、大臣のお話では六カ国ですね、その中にも変化が出てきている。そして昨年九月、ニュージーランドなどでは、国民投票で八四・五%の方々が小選挙区制廃止に賛成を投じた。だから、見直しや廃止が論じられているこの制度について、その側面が強い、少なくともそう何度も繰り返しておっしゃっている内容について導入するというのは、私はいかがなものかと思つてます。その点、再度お答えいただきたいと思つてます。

○山花国務大臣 今後の世界各国の動向についてはわかりませんが、あるかもしれないし、まだ議論が続くかもしれないことだと思つてます。ただ、基調は、単純小選挙区制に対してどれだけ修正原理を入れるか。かつてのイギリスの連用制しかり、そして、今日議論されている補充という考え方についてもしかりです。しかし、その場合には、その全体の四分の一、二五%とかあるいはもっと少ない数字から修正が恐らく始まってくるのではないでしようか。比例代表の並立制をとっている各国につきましても、さつき引用されました各国の内訳を見ても、決してこの二百五十、二百五十ではなくて、かなり比例部分の方が少ない、こういう傾向ではなかったかと思つてます。

そうじゃなくても、今度はその真ん中で、この比例部分についても半分は民意反映の、とりわけ政府案の場合には全国単位の比例を入れていくわけでありまして、そういう意味におきましては、私は、小選挙区制の修正といった観点から見ても、かなり、半分以上では修正しておるわけでありま

から、これはこれとしてわかりやすいという点を含め、国民の皆さんの御理解をいただくことができるのではなからうかと思っております。

○穀田委員 そうしますと、佐藤大臣にお聞きしたいのですけれども、佐藤大臣は、一昨年の海部内閣のときだけでなく、先ほども引用しましたけれども、「並立案」というのは、第一党、比較第一党にとりましては圧倒的に有利な制度である。つまり、小選挙区の部分で圧倒的に有利、比例代表の部分でもまた恩恵に浴しているという、第一党にとりましては圧倒的に有利な制度である。こういうことを言っておられます。だから、ここに実は、並立制をとったとしてもそういうゆがみが改めて起こるのだということを当時指摘しておられたと思うのです。

ですから、どちらかといえば、さらに続いて小選挙区制に近い性格を持つこの並立案というものについては、先ほど言いましたように、これを採用しない、後段の部分の、今お話ししました、並立制というものについてはこれは採用しないというの、いわば当時の山口委員の質問に答えて、妥協の道はないかという問題に対してお答えになった部分なのですね。だからそういう意味では、並立制が民意をゆがめるということについては、明らかに佐藤大臣もおっしゃったのではないのでしょうか。その点いかがでしょう。

○佐藤国務大臣 今議事録、私、そのものが手元にございませんので、日付まではっきり覚えておりませんけれども、この百七時間の議論を通じて私が申し上げたこと、それは事実でございます。

ただ、最終的に、じゃ当委員会あるいは衆議院という場で私が言ったことが完全に一つの結論になり得たかという、残念ながらなり得ず、そのときにはその次の運用制ということもいろいろ議論にもございました。そういうことも踏まえながら、何とか政治改革を実現しようと思えば、何かの手を打たなきゃいかぬ、あるいはできる限りの

大多数の協力が得られるような新しいことを考えていかなきゃならぬのが私たち社会党なら社会党、連立をつくっている政府・与党なら政府・与党の立場でございます。

ですから、確かにそこでそういう評価をいたしました。私は、たしか石井委員長だと思いましたが、政治改革特別委員会での前も志位書記局長に御指摘をいただきましたけれども、単純小選挙区制というものは虚構の上に成り立つ政府ではないかということも言ったこともございます。そうしたら、石井委員長、当時は委員長ではございません、自民党側の提案者として、それじゃイギリスの制度というものは虚構の上に成り立っているのかということも言われましたので、山花大臣から言われましたように、それ以後一切私はそのことを言わないことにしております。なぜならば、その民族が歴史的にそれはそれでよかったものについて、私は断定的に評価をすべきことではないと思っております。それから、それ以上言わないことにいたしました。

いづれにしろ、百七時間いろいろ議論を重ねて、そして宮澤内閣の信任案、総選挙ということも民意が下った中で、市長選挙でも町長選挙でもやっていますように、民意の集約というやり方でも、民意の集約ということで一人を選ぶ小選挙区制というものが、いわばどのような政権をつくるかということ、それが小選挙区制で、一人なんでありますから、選んでくる、半分は民意の反映というところで多数の意見を反映させるものをやっているところ、今私たちが提案をしておりますこの二百五十、二百五十の並立制なのでございまして、私たちは何か、とにかく国民の期待にこたえて政治改革を、腐敗防止あるいは政治資金の問題も含めて、選挙制度も含めて、あわせてこれを実現をしなければいかぬという立場になれば、各党のいろいろな考え方というものをいれて提案をしたというのが今回でございます。その意味では、我々が過半数をとっているのなら話は

別でございますが、連立与党としてできてきたものでございまして、そういつた意味で、私たちはただそこで反対だけすればいいということでは立場が違わなければならない。

我々は、具体的に、現実政治を前に持っていく。リクルート事件から五年、そして海部内閣のときから三年たつて、いまだに同じこの不況の中で政治改革を論じていること自体、お互いに国会議員として反省をしつつ、何とかこれを成立をさせなければいかぬという立場に立つならば、お互いのいいところというところをとりつつやっていくというのが、私は提案者としての答弁でございます。

○穀田委員 今お話しありましたけれども、私は重要な問題がたくさんあったと思うのです。というのは、立場が違ふという言い方でそういう話を切り捨てるのは違うと思います。私は、その点で言うならば、我が党は少なくとも、中選挙区制におけるさまざまな問題点がございまして。しかし、実際に、いわばその形について怠ってきた仕事は何だったのか。それは少なくとも、何度もあったように、こういうふうな形で、先ほどおっしゃったように、新しい政権をつくるということ、一つのメルクマールだった。そうなりますと、もとと一九六九年以来自民党は少数派でした。本心に定数は正がそれ以来きちんと行われておれば、これはできたことであります。ですから、私どもは立場が違ふのと違って、やはりきちんと定数は正の問題を一貫して主張してまいりました。その点は共通の問題であらうかと私は思います。ですから、そのことをまず第一に言いたいと思います。

時間がありませんので、二つ目に、やはり先ほどもお話ししましたように、イギリスの例、そしてOECD全体の流れ、さらには全世界のそういう数字、それから西ヨーロッパやまた太平洋地域の問題にしても、それから今母国と言われるイギリスでの見直し、そしてイギリスを中心とする旧植民地国での新しい見直しの動き、これはま

さに世界の流れだ。今大切なのは、私ども、こういう流れにしっかりと学んでいくことが大切だ。つまり、小選挙区制ではなくて比例代表というのが今の選挙制度の一つの発展の流れだということを私は最後に言っておきたいと思うのです。

そこで、最後に言っておきたいと思うのですけれども、一つ今お話があったいろいろな内容にこたえてという問題です。それを法案化した。これはあるまた次から述べますが、私は、その国民の根本的な要求の中心は金権政治をなくせということだと思っております。その点でも、昨日東中議員が追及しましたが、さまざまな抜け穴がある、そして、実際はそのことによつて温存される仕組みがある、こういった問題も指摘したところであります。ですから、私は、私ども共産党は、その問題について引き続き追及して、今後とも、真の政治改革を目指して頑張ることをお誓いをして発言します。

終わります。

○石井委員長 次回は、明二十二日金曜日午前十時委員会、正午理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時九分散会

平成五年十月二十九日印刷

平成五年十一月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局